

令和5年10月4日から
令和5年10月5日まで

令和4年度標茶町各会計
決算審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

令和４年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録目次

第 1 号（１０月４日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
認定第１号 令和４年度標茶町一般会計決算認定について	5
認定第２号 令和４年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	5
認定第３号 令和４年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	5
認定第４号 令和４年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	5
認定第５号 令和４年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	5
認定第６号 令和４年度標茶町簡易水道事業会計決算認定について	5
認定第７号 令和４年度標茶町病院事業会計決算認定について	5
認定第８号 令和４年度標茶町上水道事業会計決算認定について	5
決算審査意見書補足説明について	35
内容質疑	41
散会の宣告	50

第 2 号（１０月５日）

開議の宣告	55
付議事件	
認定第１号 令和４年度標茶町一般会計決算認定について	55
認定第２号 令和４年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	55
認定第３号 令和４年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	55
認定第４号 令和４年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	55
認定第５号 令和４年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	55
認定第６号 令和４年度標茶町簡易水道事業会計決算認定について	55
認定第７号 令和４年度標茶町病院事業会計決算認定について	55
認定第８号 令和４年度標茶町上水道事業会計決算認定について	55
内容質疑	55
総括質疑	
深 見 迪 君	65

類 瀬 光 信 君	76
長 尾 式 宮 君	80
黒 沼 俊 幸 君	84
松 下 哲 也 君	88
齊 藤 昇 一 君	96
櫻 井 一 隆 君	99
鴻 池 智 子 君	101
閉会の宣告	103

令和4年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

令和5年10月4日（水曜日） 午前10時18分 開会

付議事件

- 認定第 1号 令和4年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 令和4年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 5号 令和4年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 6号 令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計決算
- 認定第 7号 令和4年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 8号 令和4年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（10名）

委員長	本 多 耕 平 君	副委員長	鴻 池 智 子 君
委員	深 見 迪 君	委員	櫻 井 一 隆 君
〃	齊 藤 昇 一 君	〃	黒 沼 俊 幸 君
〃	長 尾 式 宮 君	〃	松 下 哲 也 君
〃	渡 邊 定 之 君	〃	類 瀬 光 信 君

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 菊 地 誠 道 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企画財政課長	長 野 大 介 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
農 林 課 長 兼	村 山 尚 君

農委事務局 長	村 山 新 一 君
住 民 課 長	浅 野 隆 生 君
保 健 福 祉 課 長	富 原 稔 君
建 設 課 長	三 船 英 之 君
観 光 商 工 課 長	油 谷 岳 人 君
水 道 課 長	若 松 務 君
育 成 牧 場 長	伊 藤 順 司 君
病 院 事 務 長	穂 刈 武 人 君
やすらぎ園 長	青 木 悟 君
教 育 長	常 陸 勝 敏 君
教 委 管 理 課 長	富 樫 慎 也 君
指 導 室 長	服 部 重 典 君
社会教育課 長 兼	
中 央 公 民 館 長	佐々木 幹 彦 君
監 査 委 員	鈴 木 裕 美 君
監 査 委 員	中 島 吾 朗 君
監 査 事 務 局 長	齊 藤 真 希 君
会 計 管 理 者 兼	
出 納 室 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	平 間 佳奈江 君

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから令和4年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

(午前10時18分開会)

◎委員長の互選

○議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼君が年長委員でありますので、黒沼君に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員10名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま類瀬君から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、類瀬君からの指名推選に決定いたしました。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 委員長には本多委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま類瀬君から、委員長に本多君の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には本多君が当選しました。

休憩いたします。

休憩 午前１０時２１分

再開 午前１０時２３分

（委員長 本多耕平委員長席に着く）

◎副委員長の互選

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（本多耕平君） ただいま類瀬委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、類瀬委員からの指名推選に決定いたしました。

類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） 副委員長には鴻池委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（本多耕平君） ただいま類瀬委員から、副委員長に鴻池委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には鴻池委員が当選しました。

休憩いたします。

休憩 午前１０時２４分

再開 午前１０時２５分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎認定第1号ないし認定第8号

○委員長（本多耕平君） 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

認定8案について説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君）（登壇） 初めに、認定第1号から第6号までの令和4年度標茶町一般会計と5特別会計の決算概要についてご説明いたします。

令和4年は、3月にまん延防止等重点措置が全て解除されて以降、ウィズコロナの下で消費と設備投資がプラスで推移し、国内経済は緩やかに持ち直しの動きとなりました。

一方、ロシアのウクライナ侵攻などによる原材料価格の上昇や円安による輸入物価の上昇は、国内物価を上昇させ、家計、企業の活動に影響を与えております。

本町におきましても、食品、エネルギーを中心に物価上昇が地域経済や事業活動に大きな影響を与えているところですが、町民の生活や経済を支えるため、様々な支援策を講じてきたところでございます。

次に、財政を取り巻く状況でございますが、ご案内のとおり、本町財政における歳入構造は国、道への依存が引き続き顕著であり、その依存財源の主であります地方交付税については、新型コロナウイルスの影響により極めて厳しい地方財政状況を踏まえ、微増傾向ではありますが、今後の推移については不確定要素含みとなっております。歳出におきましては、物件費や補助費の増嵩、他会計への繰り出し、山積する行政課題など、また、今年度は、前段で申し上げた物価上昇を含め、総じて本町財政は予断を許さない状況にあります。このようなことから、将来に向けた持続可能な健全で安定した財政経営を目指し、引き続いての行財政改革を推し進め、民間力の活用や無駄、無理、むらを省く取組等を行ってまいりました。

それぞれの決算数値等の詳細につきましては、後ほど資料によりご説明いたしますが、一般会計の歳入決算額は139億5,999万2,413円、歳出決算額は138億1,303万6,763円、歳入歳出差引き1億4,695万5,650円で決算を終えました。

なお、歳入のうち町税については、課税客体の的確な捕捉、収納対策の積極的な取組を納税者皆様の理解を得ながら対応してまいりました。現年、滞納繰越しを合わせた収納率は94.9%、対前年度比0.1ポイントの減となりました。

歳出については、当初予算可決後、16回の補正予算のご審議をいただき、施策の具体化を図ってまいりました。令和4年度の主要財政指数については、財政力指数が昨年と同じく0.227、経常収支比率では91.7%、対前年度比3.0ポイントの増となっております。実質公債費比率は9.1%、0.4ポイントの増、将来負担比率は46.3%、8.7ポイントの減となっております。

後ほど詳細の報告をいたしますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく

4 比率については、全て早期健全化基準以下となっております。

それでは、認定第 1 号から第 6 号に関わる決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、一般会計継続費精算報告書、健全化判断比率報告書及び認定第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号に関わる資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。

決算資料の 1 ページをお開きください。

各会計歳入歳出決算総括表でございます。一般会計の歳入決算額 139 億 5,999 万 2,413 円、歳出決算額は 138 億 1,303 万 6,763 円、歳入歳出差引き 1 億 4,695 万 5,650 円となりました。

国民健康保険事業事業勘定特別会計は、歳入決算額 10 億 4,605 万 7,498 円、歳出決算額 10 億 4,427 万 2,839 円、差引き額は 178 万 4,659 円となりました。

下水道事業特別会計は、歳入決算額 5 億 1,398 万 6,617 円、歳出決算額 5 億 1,398 万 6,617 円、歳入歳出同額となりました。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、初めに保険事業勘定では、歳入決算額 8 億 6,766 万 8,846 円、歳出決算額 8 億 1,060 万 6,773 円で、差引き額は 5,706 万 2,073 円となり、サービス事業勘定では歳入決算額 5 億 6,283 万 1,552 円、歳出決算額 5 億 6,277 万 5,966 円で、差引き額は 5 万 5,586 円となりました。

後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額 1 億 2,450 万 2,360 円、歳出決算額は 1 億 2,391 万 2,230 円で、差引き額は 59 万 130 円となりました。

簡易水道事業特別会計ですが、歳入決算額 2 億 2,651 万 1,686 円、歳出決算額 1 億 9,819 万 1,760 円で、差引き額は 2,831 万 9,926 円となりました。

一般会計と 5 特別会計の合計では、歳入決算額 173 億 155 万 972 円で、歳出決算額は 170 億 6,678 万 2,948 円、差引き額は 2 億 3,476 万 8,024 円となりました。

令和 3 年度の歳出決算額と比較しますと、6 億 9,115 万 5,503 円の増、率にして 4.2% の増となりました。

次に、2 ページの一般会計歳入決算内訳ですが、1 款町税から 21 款町債までの合計では、調定額は 142 億 9,511 万 232 円で、収入済額は 139 億 5,999 万 2,413 円となり、不納欠損額は 184 万 4,170 円、収入未済額は 3 億 3,327 万 3,649 円で、収納率は 97.7% となりました。財源区分については、自主財源の比率が 33.9% と対前年度比 7.6 ポイント高くなっています。

次に、3 ページの一般会計歳出決算内訳ですが、1 款議会費から 15 款予備費までの合計では、最終予算額 142 億 8,487 万 1,050 円に対して、支出済額は 138 億 1,303 万 6,763 円で、翌年度繰越額 2 億 5,308 万 5,000 円、不用額は 2 億 1,874 万 9,287 円で、執行率は 96.7% です。

次に、4 ページの一般会計歳出性質別決算内訳ですが、決算額は主なものについて申し上げます。

人件費については、決算額 19 億 2,665 万 2,000 円で、前年度対比 1,141 万 6,000 円の増、率では 0.6% の増となりました。

物件費は、決算額 17 億 2,717 万 8,000 円で、前年度対比 1 億 8,106 万 8,000 円の増、率では

11.7%の増となりました。

扶助費は、決算額6億1,790万8,000円で、前年度対比7,798万2,000円の減、率では11.2%の減となりました。

補助費等は、決算額18億8,918万5,000円で、前年度対比1億4,899万6,000円の増、率では8.6%の増となりました。

普通建設事業費は、決算額39億5,197万6,000円で、前年度対比9,215万5,000円の増、率では2.4%の増となりました。

公債費は、決算額12億3,456万4,000円で、前年度対比1億1,414万3,000円の増、率では10.2%の増となりました。

積立金は、決算額10億4,746万8,000円で、前年度対比1億4,065万2,000円の増、率では15.5%の増となりました。

繰出金は、決算額8億7,368万6,000円で、前年度対比6,914万1,000円の増、率では8.6%の増となりました。

次に、5ページから7ページにつきましては、ただいま説明した歳入及び歳出の性質別であり、平成30年度を基準とした趨勢比較となっておりますが、説明については省略させていただきます。

次に、8ページ、国民健康保険事業事業勘定特別会計歳入歳出決算について、歳入は、1款国民健康保険税、調定額は3億1,815万8,564円、収入済額は3億9万2,833円、不納欠損額は208万553円、収入未済額は1,598万5,178円で、収納率は94.3%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額10億6,412万3,229円、収入済額は10億4,605万7,498円で、不納欠損額208万553円、収入未済額は1,598万5,178円で、収納率は98.3%となりました。

歳出については、2款保険給付費は、最終予算額7億3,765万7,000円に対して、支出済額は6億1,477万8,789円で、執行率は83.3%となりました。

1款総務費から10款予備費までの合計で、最終予算額11億7,458万7,000円に対して、支出済額では10億4,427万2,839円、不用額は1億3,031万4,161円で、執行率は88.9%となりました。

次に、9ページの下水道事業特別会計歳入歳出決算ですが、歳入、1款分担金及び負担金は、調定額61万20円、収入済額46万5,020円で、収入未済額は14万5,000円、収納率は76.2%となりました。

2款使用料及び手数料は、調定額8,559万4,830円、収入済額は8,132万8,172円で、収入未済額は426万6,658円、収納率は95%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額5億1,839万8,275円、収入済額は5億1,398万6,617円で、収入未済額は441万1,658円で、収納率は99.1%となりました。

歳出は、1款総務費から5款予備費までの合計で、最終予算額5億2,546万6,000円に対して、支出済額5億1,398万6,617円、不用額は1,147万9,383円で、執行率は97.8%となり

ました。

次に、10ページ、介護保険事業特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算ですが、歳入、1款保険料は、調定額1億6,797万7,210円、収入済額は1億6,434万1,300円、収入未済額は363万5,910円で、収納率は97.8%となりました。

以下、合計で、調定額8億7,130万4,756円、収入済額は8億6,766万8,846円、収入未済額は363万5,910円で、収納率は99.6%となりました。

歳出は、2款保険給付費で、最終予算額7億2,562万2,000円に対して、支出済額は7億416万2,775円で、執行率は97%となりました。

1款総務費から7款予備費までの合計では、最終予算額8億4,784万6,000円に対して、支出済額8億1,060万6,773円、不用額は3,723万9,227円で、執行率は95.6%となりました。

次に、11ページ、サービス事業勘定では、歳入、1款サービス収入は、調定額3億220万7,370円、収入済額は3億124万9,420円で、収入未済額は95万7,950円で、収納率は99.7%となりました。

以下、合計で、調定額5億6,378万9,502円、収入済額は5億6,283万1,552円で、収入未済額は95万7,950円で、収納率は99.8%となりました。

歳出は、1款サービス事業費から3款予備費までの合計で、最終予算額6億733万1,000円に対しまして、支出済額5億6,277万5,966円、不用額は4,455万5,034円で、執行率は92.7%となりました。

次に、12ページ、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算ですが、歳入の1款後期高齢者医療保険料は、調定額8,872万9,130円、収入済額は8,860万8,150円、収入未済額は12万980円で、収納率は99.9%となりました。

以下、合計で、調定額1億2,462万3,340円、収入済額は1億2,450万2,360円、収入未済額は12万980円で、収納率は99.9%となりました。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で、最終予算額1億2,508万6,000円に対して、支出済額1億2,391万2,230円、不用額は117万3,770円で、執行率は99.1%となりました。

次に、13ページ、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算ですが、歳入、2款使用料及び手数料は、調定額1億899万7,990円、収入済額は1億796万2,690円で、収入未済額は103万5,300円、収納率は99.1%となりました。

以下、合計で、調定額2億2,754万6,986円、収入済額は2億2,651万1,686円で、収入未済額は103万5,300円で、収納率は99.5%となりました。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で、最終予算額2億2,070万2,000円に対して、支出済額1億9,819万1,760円、翌年度繰越額859万8,000円、不用額は1,391万2,240円で、執行率は89.8%となりました。

次に、14ページ、引上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費でございますが、合計で申し上げます。経費21億8,826万8,000円、

財源内訳の一般財源15億4,557万9,000円のうち、引上げ分の地方消費税交付金は1億630万8,000円となっております。

以上で、令和4年度決算資料についての説明を終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についてご説明いたします。

初めに、産業の振興ですが、酪農の主要な指標である生乳生産量は、安定した粗飼料の確保、農地集積による規模拡大、事業を活用した施設整備等の生産者の経営努力により、令和4年においては前年比100.3%、約17万8,055トンとなりました。

しかしながら、世界情勢を起因とした資材価格高騰の影響や、生乳需給減少に伴う生産調整が行われるなど、酪農をめぐる情勢は非常に厳しい状況となっていることから、「牛乳贈答券」の配布による消費拡大や、町・JAしべちやが協同し、国の国産粗飼料利用拡大事業に上乘せ支援を実施するなどの取組を実施してまいりました。

令和2年1月に発効された日米貿易協定や、TPP11及び日欧EPAの影響に注視しつつ、将来にわたっても酪農畜産業が基幹産業として地域経済を牽引し続け得るよう、標茶酪農再興事業などによる支援を行いました。また、農業研修センター「しべちや農楽校」では、就農希望者夫婦5組、単身1名、短期酪農体験者50名を受け入れるなど、担い手の拠点化を図りました。

環境と調和した生産の実現に向け、標茶町エコヴィレッジ推進協議会を軸に関係機関と連携しながら、家畜排せつ物の適正処理を目的としたバイオガスプラントの早期建設に向けた具体的方法の検討とともに、乳牛・和牛の改良や乳質向上の取組を推進しました。

釧路管内全体で牛サルモネラ症が多数発生したことから、標茶町家畜自衛防疫連絡協議会を軸に、関係機関と連携して農場における消毒作業協力や消石灰配付を実施いたしました。

日本型直接支払制度については、中山間地域等直接支払交付金の取組として、標茶町標茶集落への集落協定参加312件、協定面積2万3,646ヘクタール、交付金額は2億9,390万円となり、耕作放棄地の発生抑止の効果を上げており、同じく多面的機能支払交付金の取組として、45の個人等が参加し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に効果を上げています。

育成牧場では、中長期計画に基づき、計画的な作業機械の更新や草地及び施設の整備を行いました。また、預託牛の健康及び繁殖成績の向上を図り、牧場利用者から安心される飼養衛生管理に努めました。

林業の振興につきましては、私有林の整備事業では、豊かな森づくり推進事業を活用して、伐採後に確実な植栽が図られるよう努めました。また、森林環境譲与税の活用については、既設林道の維持補修や私有林における植栽後の適切な施業等を実施する事業に対する支援などを行いました。

農林業に甚大な被害をもたらしているエゾシカの対策については、2,626頭の捕獲実績

となり、狩猟免許取得の促進や、町有林植栽箇所にはエゾシカ侵入防止柵1,897メートルを設置しました。また、ヒグマによる家畜の被害につきましては、防除威嚇機の設置やヘア・トラップの設置による問題個体の移動経路の把握や若手ハンター等の人材育成事業を実施し、捕獲体制の整備を図りました。

水産業の振興については、ワカサギふ化放流事業への助成を行い、事業の安定化に努めました。

商工業の振興につきましては、中小企業者の金融の円滑化に努めるとともに、コロナ禍における事業者支援として「地域応援資金」及びセーフティーネットの利用者に対する「利子補給・保証料補助」の継続実施、「事業継続緊急給付金」の支給、「町内共通お買物券」と「牛乳贈答券」の配布を行いました。

また、「しべちやフェア」への運営支援や「大ほっかいどう祭」への参加により、特産品の販売を通して本町のPRを行いました。さらに、商工会に支援を行うとともに、地域経済の回復と消費者支援を目的とした取組への支援と、新たに起業や事業の規模拡大を目指す町内事業者に対する支援を実施し、にぎわいの創出と経済循環を図りました。

労働者対策については、冬期雇用対策、生活資金の貸付け、林業労働者への検診費用の助成など、労働者福祉の向上に努めました。

令和3年度より弟子屈町・鶴居村との連携事業として取り組んで実施しております「釧路北部地域雇用創造協議会」の各種事業の取組によって、正規雇用者の獲得に寄与しました。

観光の振興については、多和平公衆トイレ改修のほか、コロナ禍で減少したアウトドア利用者と宿泊利用者の需要創出のための応援事業「遊んで・泊まってキャンペーン」の継続実施、弟子屈町・鶴居村との連携による「食と観光おもてなしフェア」の開催、観光列車「くしろ湿原ノロッコ号」「SL冬の湿原号」「東急 THE ROYAL EXPRESS」及び「HOKKAIDO LOVE! ひとめぐり号」でのおもてなしを実施しました。

また、地域おこし協力隊による各種SNSによる情報発信、各種雑誌・ガイドブック・ウェブサイト等への観光情報の提供を行いました。

釧路湿原かや沼観光宿泊施設の改修工事を行うとともに、各観光施設の適切な維持管理に努めました。

次に、生活環境の整備についてですが、「安心して暮らせるまちづくり」を目指し、地域要望や計画の優先度に配慮しながら、社会資本の整備に努めました。

町道については、町内各地で整備を進め、令和4年度末道路現況では、508路線729キロ、改良延長405キロ、舗装延長384キロとなり、改良率は55.6%、舗装率は52.6%となりました。冬期間の道路維持管理については、直営及び委託業者17社により517キロ余りの交通の確保を行うとともに、歩車道路面の凍結対策に努めました。

都市公園については、長寿命化計画に沿った維持管理を行い、安全な利用が図られるよう努め、公営住宅については、桜団地1棟13戸の改修を実施しました。

建築行政については、町民が安心して住み続けられる住環境整備の推進、地域経済の活性化を図るための「標茶町マイホーム応援事業」の継続実施をいたしました。

上水道事業及び簡易水道事業については、老朽管や計装機器の更新などを行い、今後も安全・安心な水の安定的な供給に向けた施設の維持管理に努めてまいります。

下水道事業については、雨水函渠更新工事などを行い、今後も計画的な更新、改修等を行ってまいります。

高度情報化については、町内全域の光ファイバーが完了したことに合わせて、Wi-Fi機器購入補助を実施いたしました。

地球温暖化対策については、町有車両のEV化、町有施設の照明のLED化に取り組みました。

次に、保健福祉の充実と生活安定の確保についてです。

社会保障を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、各保健福祉計画の着実な推進を図るとともに、保健・福祉・医療の連携強化、また、関係機関・団体との連携の下、施策の推進を図りました。

高齢者福祉については、「みんなで支えあう健やかなまち」の理念の下、各種事業を円滑に進めるとともに、高齢者福祉の充実に努めました。

介護保険事業についても、質の高いサービスの提供を目指し、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実施に努め、各事業者の協力を得ながら「新しい総合事業」による介護予防を推進し、地域包括ケアシステムの構築に向け、認知症初期集中支援事業の取組を継続するとともに、ふれあいカフェを継続しました。

障がい者福祉については、虐待の未然防止、早期発見に向けた支援体制の構築を行うとともに、安心して暮らせる地域社会の充実を図るため、第3期障がい者計画を基本に第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の着実な実施に努めるとともに、特別支援学校へ通う児童生徒の保護者に対し、送迎費用の助成を開始しました。

児童福祉については、第2期子ども・子育て支援事業計画の着実な実施に努め、ゼロ歳児保育を継続し、学校と保育園・幼稚園の連携を図りながら、郷土愛を深め愛着が持てるよう地場産品を使用した「ふるさと給食」を継続、また、へき地保育所2か所に副食提供を継続するなど、保育内容の充実に努めました。学童保育所への支援や、児童館、子育て支援センター、子ども発達支援センターを運営し、子育て環境の充実に努めました。また、3歳未満の子供に対する本町独自の保育料無料化を継続し、子育て応援チケットの贈呈や医療費の無料化を継続し、子育て支援の拡充を図りました。この町で子供を産み、育てたいと願う夫婦の不妊治療に係る助成事業を継続するとともに、産前産後サポートや産後ケア事業を継続し、また、伴走型相談支援事業及び出産・子育て応援給付金の一体的な実施事業を開始し、支援の充実に努めました。

住民の健康増進については、脳ドック検診費用の一部を助成するとともに、国保人間ドックや総合住民健診の実施による疾病の早期発見、早期治療に努め、歯周疾患の早期発見

と口腔保健意識の向上を図るため歯周病検診を実施し、健康増進事業の展開を図りました。

新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、抗原検査キットやマスク及び消毒液の確保などに取り組みました。

新型コロナウイルスワクチン予防接種については、ふれあい交流センターを会場に集団接種を行うとともに、一部個別接種での対応を行いました。

また、その他の感染症予防対策として、高齢者のワクチン接種費の助成を行い、大学生までのインフルエンザワクチン接種費の助成を継続しました。

町立病院の運営については、患者の立場に立った医療サービスの向上に努め、感染症予防対策に積極的に関わってまいりました。また、老朽化した機械・器具等の更新などを行いました。

廃棄物処理については、さらなる減量化・資源化を目指し、廃棄物焼却施設及びマテリアルリサイクル推進施設、第2期最終処分場の適正な管理、運用に努めました。

また、地域の生活排水処理対策として、合併処理浄化槽整備事業により10基の合併処理浄化槽が設置されたほか、自然の番人宣言の活動を通じ、廃棄物の不法投棄、ポイ捨ての根絶に向けた啓蒙、清掃活動を実施しました。

行政サービスの充実については、押印不要で印鑑登録証明書が取得できる印鑑登録証の交付を継続し、住民の利便性向上に努めました。

安全・安心な暮らしの施策の一環として、防災井戸、防災無線の保守点検を行い、いざというときの備えを行いました。公共施設の耐震化については、「耐震改修計画」に沿って進めていますが、耐震化が済んでいない施設については、引き続き改修方法を検討していきます。

災害時の備えとして、感染症予防対策用品を含む防災備蓄品の充実を図るとともに、戸別受信機の配布を行いました。

交通安全運動については、関係機関や町内会、地域会と連携し取組を進めるとともに、「安全で安心なまちづくり」を目指し、各種防犯活動や犯罪防止に向けた広報活動の取組を積極的に進めました。

次に、教育の振興についてですが、コロナ禍の中、学校・保護者・行政が連携した子供たちの学びの保障と感染症対策の両立に取り組みました。また、学校・家庭・地域の連携を重視し、幅の広い社会教育活動により、全ての町民が生涯にわたって学べるための教育諸条件や教育環境の整備に努めました。

学校教育については、教育課程を保護者や地域と共有することを通して「知・徳・体」のバランスの取れた生きる力を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて取り組んでまいりました。

また、新型コロナウイルス対策として、「スクール・サポート・スタッフ」「学習指導員」の配置、学校保健特別対策事業を活用した衛生用品や衛生備品の購入、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』」

に基づき、健康と安全に配慮した教育活動に努めました。

知としての確かな学力の向上については、地域の特色を生かす教育や個に応じた指導方法の工夫改善、ＩＣＴ機器の効果的な活用等に取り組み、ＡＬＴの派遣を行い、より多くの児童生徒が本物の英語に触れることができました。

ふるさと教育の充実については、自分の生まれ育った地域に関心を持ち、ふるさとへの愛着や誇りを育むため、標茶小学校５年生を対象に「釧路川カヌー体験」を実施しました。

教職員の資質及び指導力向上については、研修等に積極的に参加できるよう支援を行い、標茶小学校、虹別小学校の２校を研究指定校とし、学校教育の充実を図りました。

徳としての豊かな心を育てる教育では、道德教育の充実にも努め、不登校・いじめ防止に関わる「一学校一運動」の取組を推進し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に当たるとともに、リーフレットを作成して学校の取組を紹介しました。

体としての心身ともに健康な生活を送るための基盤となる体力づくりとして、健康教育の推進を図るとともに、各種定期検診等を行い、疾病、事故の予防・防止に努めました。

特別支援教育については、コーディネーターを中心に校内委員会等が十分機能する支援体制の充実や、特別支援教育連絡協議会において関係機関との連携や指導力の向上研修を進め、担当教員の専門性の向上を図りました。また、標茶小学校に７名、標茶中学校に３名、虹別小学校に２名、虹別中学校に１名の特別支援教育支援員を配置し、支援の充実に努めました。

教職員の多忙化の解消に向けた取組については、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務できる環境を整えていくため、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」及び「標茶町働き方改革行動計画」に基づき、出退勤管理システムによる在校時間等の把握、定時退勤日や学校閉庁日の設定、部活動休養日の実施、学校徴収金事務の負担軽減の取組などを推進しました。

児童生徒の登下校や校外における安全確保については、交通安全教室や防犯教室等を実施し、小学校を中心に通学路安全マップの整備、各学校における通学路の定期的な安全点検など、安全確保の取組を推進しました。

学校施設の整備については、旧標茶中学校校舎講堂及び旧学校給食共同調理場の解体工事、標茶中学校の外構整備工事などを行いました。

学校給食については、標茶高校への給食提供を９月から実施するとともに、より安全でおいしい学校給食の提供のため、使用食材の厳選、地場産品の活用、栄養バランスの取れた献立に努めました。食育の推進では、標茶高校産の食材を使用した給食を提供するとともに、食材となる野菜を標茶高校の農場で育てる「標茶高校と連携した食育推進事業」を実施しました。

遠距離通学については、１６路線のスクールバス運行により通学を確保し、安全・安定的な運行に努めました。

社会教育については、最終年となる第８次中期計画の事務事業の評価、検証を行い、第

9次の中期計画の策定をするとともに、幼少年から高齢者までの各世代にわたり学習機会の提供や学習支援を展開し、その成果が日常生活やまちづくりに生かされるよう努めました。また、地域とともにある学校の仕組みとして導入を進めている「コミュニティ・スクール」については、令和4年度に中茶安別小中学校区を指定しました。

幼少年教育については、子供たちが持つ好奇心や創造力を引き出すため、「しべちゃアドベンチャースクール」を開講しました。また、少年の主張大会については、中学生の部のみ実施しました。

家庭教育支援については、ブックスタート事業として、乳幼児健診の会場に出向き、親子で本に触れ合うきっかけづくりとして生後7か月の赤ちゃんに絵本のプレゼントを行い、受診待ちの親子へ絵本の読み聞かせと、お薦めの絵本の紹介を行いました。

青年教育については、成人式を「20歳のつどい」と改めて実施し、終了後に懇親会を設け、仲間づくりやまちづくりを考える機会にするとともに、青年の社会的役割の自覚を促すよう働きかけました。

成人教育については、公民館事業を中心に地域課題解決のための学習や各種教室・講座の開催に取り組みました。また、女性の活動では、女性のつどいや男女平等参画フォーラムなどが開催されました。

高齢者教育については、6館共同による相互交流を図りました。たんちょう大学は、8講座を開催しました。

文化の振興については、文化講演会を支援するとともに、文団連が主催の総合文化祭が開催され、本町の文化振興に大きく貢献されました。

文化財保護については、町指定文化財である北海道集治監釧路分監本館を含む有形文化財や天然記念物、埋蔵文化財包蔵地について適正な保護に努めるとともに、旧塘路駅通所の復元改修工事を行いました。

スポーツの振興については、各種スポーツ団体の活動支援を図るとともに、標茶小学校児童の体力テストへの協力を行いました。

図書館については、図書資料の充実に努めるとともに、「標茶町子どもの読書活動推進計画（第2次）」に基づき、読書習慣の定着に努めました。また、移動図書館のバスの運行や、20か所の配本所の設置、個人宅の巡回など、きめ細やかなサービスの充実に努めました。

博物館については、外国人観光客に対応できるよう展示解説の多言語化を図るとともに、町内に生息、生育する動植物の学術調査を行い、博物館法に基づく登録を受けるため、収蔵資料の整理に取り組みました。また、アイヌ政策推進交付金を活用して、アイヌ文化を学ぶ体験、座学講座、各種事業の実施のほか、丸木舟の製作及び映像作品の制作を行いました。

次に、地域活動の振興については、地域の特性や魅力を生かしながら個性ある自律したまちづくりを進めるため、地域力向上のための支援措置を講じました。

また、馬を核とした地域づくりに標茶町と民間事業者が連携して取り組む「道東ホースタウンプロジェクト」が、「馬と共に暮らせる町…標茶」を進めるべく、町内イベントでの乗馬体験や引退乗用馬の受入れによる預託支援及びふるさと納税を活用した事業展開と関係人口の創出に努めました。

引き続き、各町内会・地域会活動のさらなる拡充が図られるよう、地域と連携し、よりよい地域づくりに努めてまいります。

次に、13ページからの予算執行の実績について、主なものについて説明をいたします。

2款総務費ですが、町有施設の整備では、決算額6,124万9,000円、執行率はおおむね100%であり、施設の長寿命化を図りました。町有施設照明器具LED化改修事業では、決算額2,269万3,000円、執行率は100%であり、省エネ効果と地球温暖化対策が図られました。

14ページのふるさと寄附記念品贈呈事業では、決算額1億2,904万5,000円、執行率は100%であり、町内産業の活性化が図られました。

町営バス運行では、決算額5,829万5,000円、執行率は99.3%であり、6路線の運行により地域交通の確保が図られました。

地域振興事業では、決算額3,183万6,000円、執行率は97.9%であり、自治会の自主的な活動を支援する地域振興事業、コミュニティの形成のための自治会振興事業を行いました。また、「馬と共に暮らせる町…標茶」としての認知度向上のための取組と移住・定住対策として、お試し暮らし住宅の受入れを実施しました。

次に、15ページ、3款民生費ですが、社会福祉の増進では決算額2億2,543万3,000円、執行率はおおむね100%であり、社会福祉協議会をはじめとする各団体の支援により自主活動の向上を図り、ほっとらいふ制度として低所得者世帯の生活支援及び住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業及び生活支援助成事業を行いました。また、国民健康保険事業特別会計へ9,570万8,000円を繰り出し、被保険者の負担軽減と会計の安定化を図りました。

次に、16ページ、高齢者福祉の増進では、決算額1,733万4,000円、執行率は98.5%であり、1. 老人福祉功労者顕彰から17ページの12. 給食宅配サービスまでの事業を実施し、記載の成果を収めました。

軽費老人ホームの運営では、決算額1,987万4,000円、執行率は99.4%であり、入居者が安心して日常生活を送れる場として施設運営をしました。

心身障がい者福祉の向上では、決算額3億3,005万9,000円、執行率は99.9%であり、1. 福祉団体活動助成から18ページの12. 重度心身障がい者医療費助成までの事業を実施し、自立支援と社会参加の促進等を図りました。

ふれあい交流センターの運営では、決算額2,627万8,000円、執行率は99.0%であり、町民の健康増進や多様な保健福祉サービスの拠点施設として運営維持管理を行いました。

介護保険事業では、決算額4億389万2,000円で、執行率は86.2%であり、20ページ、特

別会計保険事業勘定へ1億4,496万6,000円、サービス事業勘定へ2億4,811万5,000円を繰り出し、事業の円滑な推進を図りました。

次、21ページ、児童福祉の増進では、決算額4,124万6,000円、執行率は99.3%であり、1. 学童保育所の運営から7. 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金までの事業を実施し、記載の成果を収めました。

保育園の運営では、決算額2億6,330万2,000円で、執行率は99.5%であり、町内5園において保育に欠ける児童を保育し、児童福祉の向上に努めました。

へき地保育所の運営では、決算額4,742万円で、執行率は99.3%であり、町内2か所で通年開設し、児童福祉の増進が図られました。

子育て支援センターの運営では、決算額1,359万4,000円で、執行率は99.4%であり、子育て家庭の不安の緩和と児童の健全育成が図られました。

児童館の運営では、決算額706万7,000円で、執行率は98.4%であり、児童に健全な遊び場を与えて健康を増進し、情操を豊かにすることができました。

22ページ、児童手当の支給では、決算額7,835万6,000円で、執行率はおおむね100%であり、児童を養育している家庭の生活の安定が図られました。

4款衛生費ですが、保健衛生及び予防対策では、決算額1億711万5,000円、執行率は98.6%であり、1. 保健推進委員活動から25ページの16. 特定不妊治療費助成事業までの事業を実施し、住民の健康増進と予防対策等が図られました。

病院事業では、負担金5億1,097万3,000円、補助金1億5,300万円、出資金1億290万4,000円の計7億6,687万7,000円を支出し、医療提供体制の充実と会計の安定を図りました。

墓地、火葬場運営事業では、決算額2,408万7,000円で、執行率は99.6%であり、墓地、火葬場の運営と施設の維持管理を図るとともに、合葬墓の実施設計を行いました。

26ページ、老人医療費の支給、助成事業では、決算額1億2,381万8,000円で、執行率はおおむね100%であり、後期高齢者医療特別会計へ3,525万3,380円を繰り出し、事業の円滑な推進を図りました。

清掃事業では、決算額5,371万1,000円で、執行率は99.8%であり、一部事務組合である川上郡衛生処理組合の運営費3,797万5,000円を負担し、合併処理浄化槽の設置補助金を交付し、生活環境の改善を図りました。

塵芥処理事業では、決算額1億9,101万4,000円で、執行率はおおむね100%であり、クリーンセンターの維持管理及び一般廃棄物の収集委託により廃棄物の適正処理に努め、旧最終処分場の閉鎖事業及び新最終処分場埋立処分地の門扉を設置しました。

上水道事業では、決算額644万6,000円で、執行率は100%であり、負担金を支出し、事業の円滑な運営を図りました。

27ページ、5款労働費では、勤労者会館の運営、雇用対策、職業病対策の各事業を行い、記載の成果を収めました。

6 款農林水産業費ですが、農業基盤の整備では、決算額 3 億2,942万7,000円で、執行率はおおむね100%であり、農道 4 本の整備と道営土地改良事業により、生産基盤の整備が促進されました。

農業経営の振興では、決算額 4 億489万5,000円、執行率は99.9%であり、新規就農者支援事業により就農研修、営農の安定化に寄与し、中山間地域等直接支払交付金事業により農村の持つ多面的機能の維持が図られ、28ページの標茶酪農再興事業により足腰の強い酪農経営の維持確立と生産環境の維持向上が図られ、広域連携ブランド化推進事業では、釧路町と連携し、新たなブランド開発を進め、地域活性化事業では新たな加工施設建設のための事業を実施しました。

次に、30ページ、育成牧場運営事業では、決算額 5 億8,594万6,000円、執行率はおおむね100%であり、酪農経営の安定と後継牛の育成に貢献しました。

林業の振興では、決算額 1 億4,533万円、執行率は99.7%であり、1. 有害鳥獣駆除事業から31ページの11. 標茶町森林環境整備事業の展開により記載の成果が得られ、特に有害鳥獣駆除では、エゾシカの個体数削減に積極的に取り組み、ヒグマの防除対策を実施しました。

水産業の振興では、漁業協同組合に支援を行い、内水面漁業活動の安定化を図りました。

次に、7 款商工費、商工業の振興については、決算額は 2 億5,220万円、執行率は100%であり、中小企業への低利の融資及び保証料補助を行うとともに、買物困難地域への出前商店街やうまいもん発見市場などの支援を行い、地場製品の P R と地域経済の活性化を図り、新型コロナウイルス感染症対策お買物券特別事業により、町内消費の拡大を図りました。

32ページの観光の振興では、決算額 9 億7,553万円、執行率はおおむね100%であり、観光施設の維持管理に努め、道東自動車道釧路延伸観光推進事業により、弟子屈、鶴居との 3 町村連携による誘客促進のため P R や物産展を開催し、観光振興事業や釧路湿原国立公園内に唯一存在する温泉宿泊施設である茅沼地区観光宿泊施設の改修工事及び多和平のトイレ改修工事を行いました。

次に、33ページ、生活環境の整備として、マイホーム応援事業補助金により住環境の整備と地域経済の安定化、活性化を図りました。

次に、8 款土木費ですが、町道の整備では、決算額 7 億9,028万2,000円、執行率はおおむね100%であり、虹別61線舗装改良ほか 4 路線の改良、舗装や、橋りょう長寿命化の整備を行うとともに、補修事業、冬期の除排雪対策を行い、交通の確保と利便性の向上に努めました。

34ページの都市公園整備事業では、決算額2,611万円、執行率はおおむね100%であり、各公園の整備と維持管理に努めました。

町営住宅管理事業では、決算額1,308万6,000円、執行率は100%であり、磯分内団地の外部改修など維持管理に努めました。

町営住宅建設事業では、決算額は2億3,866万6,000円、執行率は100%であり、桜団地の改修工事等を行いました。

次に、9款消防費では、一部事務組合、釧路北部消防事務組合に対する運営費2億4,863万円を負担し、地域住民の命と財産を守るための消防施設の充実に努めました。

災害時情報運用事業では、決算額1億1,350万2,000円で、戸別受信機やデジタル防災無線等を整備し、災害時の情報伝達、情報確保の整備を行いました。

35ページ、内水処理計画策定事業では、決算額3,047万円で、本町市街地の内水対策の計画を実施しました。

次に、10款教育費ですが、学校教育の推進では、決算額2,001万5,000円、執行率は99.7%であり、GIGAスクール構想により整備した校内ネットワークと1人1台端末の安定した運用を行い、児童生徒のICT教育の推進を図りました。

小学校教育では、決算額2,086万4,000円、執行率は99.2%であり、父母負担の軽減や特別支援教育推進のため、支援員の配置などを行い、記載の成果を収めました。

36ページの中学校教育では、決算額2億3,461万6,000円、執行率は99.8%であり、中体連運営費の助成やALTの派遣などを行い、教育振興の増進を図るとともに、標茶中学校の外構整備、旧校舎・旧講堂の解体を行いました。また、小学校教育と同じく、父母負担の軽減や特別支援教育推進を行うなど、記載の成果を収めました。

幼稚園教育では、決算額2,435万1,000円、執行率は99.8%であり、小学校就学前の幼児教育の増進、充実に努めました。

37ページ、社会教育では、決算額437万8,000円で、1. 幼少年教育から7. 町民憲章の啓蒙書道展までの事業を実施しましたが、子どもの夢を育てるまつり、少年の主張大会小学生の部、文化バスの運行を新型コロナウイルスの影響により中止としたところでございます。

38ページ、公民館活動の充実に、決算額1,426万2,000円で、執行率は94.5%であり、6館共同事業から各公民館事業まで実施しました。

40ページの図書蔵書充実に、決算額206万8,000円、執行率100%。

ブックスタートは、決算額5万2,000円、執行率27.5%。

アイヌ文化事業の推進については、決算額9,333万1,000円、執行率おおむね100%で、アイヌ政策推進交付金事業を活用して、旧塘路駅通所復元改修工事をはじめ、各種アイヌ文化事業の推進を行いました。

次に、41ページ、保健体育の振興では決算額665万9,000円で、1. 体育団体育成支援から7. 標茶町スペシャルマッチデー事業まで行い、学校給食の充実に、決算額5,112万9,000円で、旧学校給食調理場の解体工事を行うとともに、標茶高校への給食提供を開始しました。

学校教育施設整備ですが、決算額は706万5,000円で、教育施設の整備を図り、教育環境の充実に努めました。

42ページ、13款諸支出金では、下水道事業の決算額は2億9,295万9,000円、執行率は97.3%であり、特別会計へ助成を行い、記載の成果を収めました。

次に、11款災害復旧費では、決算額2,412万6,000円で、7件の災害復旧を行いました。

43ページから44ページにかけては、令和4年度に国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した18事業で、決算額は2億3,889万2,000円で、おおむね100%の執行率で、記載の成果を収めたところでございます。

以上が令和4年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書の内容説明であります。

次に、令和4年度基金の運用状況についてご説明いたします。

1ページ、育英資金貸付基金の運用状況調書でございます。基金の額は3,233万500円で、本年度運用状況については、貸付金返済は7件で71万4,000円、貸付けは新規1件で14万4,000円、継続4件で92万4,000円となっており、本年度末現在高は、現金または預金で2,581万4,500円、貸付けで17件651万6,000円となっております。

次に、2ページ、農林漁業振興資金貸付基金の運用状況調書でございます。繰り出しによる基金の額は780万円で、貸付け及び返済の件数は1件、金額はともに780万円で、利子収入は17万8,908円でございます。

3ページ、医療資金貸付基金の運用状況調書でございます。基金の額は300万円で、当該年度の運用実績はありませんでした。

次に、4ページ、土地開発基金の運用状況調書でございます。基金の前年度末現在高は3億1,629万2,922円で、本年度運用状況については、土地譲渡652万6,729円で、利子収入は260円で、本年度末現在高の内訳は、現金または預金で5,580万9,636円、土地では2億6,048万3,546円となっております。

次に、令和4年度財産に関する調書についてご説明いたします。

1ページ、総括です。

公有財産、(1)土地及び建物ですが、決算年度中に増減のあった項目のみを申し上げます。

初めに、土地については、公共用財産、その他施設で1万7,189平米の増、山林で72万5,329平米の増、その他で5,799平米の減、合計で73万6,719平米の増となり、決算年度末現在高は9,981万122平米となりました。

建物については、延べ面積計で、公共用財産、学校で5,583平米の減、その他の施設では451平米の減、その他が129平米の減、合計で6,163平米の減となり、決算年度末現在高は14万1,000平米となりました。

次に、(2)山林ですが、所有面積で72万5,329平米の増、決算年度末現在高合計では3,632万4,942平米となり、立木の推定蓄積量では所有量で6,423立米の減、分収量で1,271立米の増、合計で5,152立米の減となり、決算年度末現在高は84万6,539立米となりました。

(3)有価証券でございます。決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は110万円

となりました。

次に、2ページ、(4)出資による権利については、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高合計は4,418万3,500円でございます。

次に、3ページ、2、物品でございますが、増減のあった区分のみ申し上げます。

1乗用車は8台の減、2バンは3台の増、5バスは2台の減、8貨物車は2台の減、9軽四輪車は2台の増、11ワゴン車は1台の増、18ショベルローダは1台の増、26オートバイは5台の減、29ロールペーラーは2台の減、30ディスクモアーは2台の減、31ブロードキャスターは1台の増、32テッターレーキは3台の減、34モアーコンディショナーは1台の減、35マニユアスプレッタは2台の減、41ミキシングフィダーは1台の減、48カーフフィダーは2台の増、54スプレーヤーは1台の増、55フィーダーベッダーは1台の増、56配合給餌機は1台の増で、合計では15台減の255台となりました。

次に、4ページ、基金についてです。

(1)育英資金貸付基金については、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は3,233万500円となりました。

(2)財政調整基金については、元金積立て3億6,614万5,000円と利子積立て7,240円から取崩し6億6,000万円との差引き2億9,384万7,760円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は12億4,673万4,137円となりました。

(3)土地開発基金については、不動産、土地について、宅地については決算年度中の増減はなく3万3,230平米、宅地以外については59万3,285平米減少し決算年度末現在高は392万7,821平米となり、不動産、立木について決算年度中の増減はなく2万8,928立米となりました。現金については、元金積立て652万6,729円、利子積立て260円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は5,580万9,636円となりました。

(4)医療資金貸付基金については、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は300万円です。

5ページ、(5)国民健康保険財政調整基金についても増減はなく、決算年度末現在高は10万399円です。

(6)減債基金については、元金積立て4億9,959万6,000円と利子積立て3,487円から取崩し3億4,821万8,000円との差引き1億5,138万1,487円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は9億5,372万2,284円となりました。

(7)福祉基金については、利子積立て326円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は1億2,970万7,365円となりました。

(8)町営住宅整備基金については、元金積立て1,280万1,000円と利子積立て938円から取崩し7,358万3,875円との差引き6,078万1,937円が決算年度中に減少し、決算年度末現在高は4億9,626万7,701円となりました。

6ページ、(9)町有施設整備基金については、元金積立て1,080万8,000円から取崩し5,601万6,648円との差引き4,520万8,648円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高

は2億4,219万2,118円となりました。

(10) 介護給付費準備基金については、元金積立て1,947万6,793円と利子積立て260円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は1億9,888万3,582円となりました。

(11) 学校教育施設整備基金については、取崩し706万4,200円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億2,016万287円となりました。

(12) 地域交通対策基金については、元金積立て403万2,440円と利子積立て391円から取崩し927万4,885円との差引き524万2,054円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は1億3,719万9,772円となりました。

7 ページ、(13) 地域文化振興基金については、取崩し132万8,861円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は8,764万6,774円となりました。

(14) 森林環境譲与税基金については、元金積立て3,418万4,000円から取崩し2,464万7,989円との差引き953万6,011円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は5,983万4,866円となりました。

(15) 標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金については、元金積立て2,448万6,598円から取崩し1,153万4,266円との差引き1,295万2,332円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は5,077万9,514円となりました。

(16) 標茶町ふるさと寄附基金については、元金積立て9,540万2,731円と利子積立て260円から取崩し2,715万1,000円との差引き6,825万1,991円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は1億8,180万1,991円となりました。

8 ページ以降の行政財産及び普通財産の調書につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略いたします。

次に、令和4年度標茶町一般会計継続費精算報告書についてご説明申し上げます。

7 款商工費、1 項商工費、事業名、茅沼地区観光宿泊施設改修事業で、全体計画の年割額は、令和3年度1億9,122万円、令和4年度8億9,053万4,000円、計で10億8,175万4,000円、財源内訳は、計で国道支出金3億9,409万8,000円、地方債6億4,720万円、一般財源4,045万6,000円であります。実績については、令和3年度1億9,121万9,400円で、年割額との差は600円の減、令和4年度8億6,460万4,600円で、年割額との差は2,592万9,400円の減、計で10億5,582万4,000円で、年割額との差は2,593万円の減となりました。財源内訳は、計で国道支出金が3億6,738万7,000円で2,671万1,000円の減、地方債は6億7,280万円で2,560万円の増、一般財源が1,563万7,000円で2,481万9,000円の減となりました。

次に、8 款土木費、2 項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業で、全体計画の年割額は、令和3年度2,930万円、令和4年度1億3,561万2,000円、計で1億6,491万2,000円、財源内訳は、計で国道支出金1億1,543万8,000円、地方債4,930万円、一般財源17万4,000円であります。実績については、全て全体計画と同額となっております。

次に、10款教育費、3項中学校費、事業名、標茶中学校防音事業で、全体計画の年割額は、令和3年度3,445万4,000円、令和4年度1億5,332万7,000円、計で1億8,778万1,000円、財源内訳は、計で国道支出金1億2,740万4,000円、地方債4,500万円、一般財源1,537万7,000円であります。実績については、全て全体計画と同額となっております。

次に、令和4年度標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明いたします。

初めに、健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が発生していないため、比率は出てまいりません。実質公債費比率は9.1%で前年比0.4ポイントの増、将来負担比率は46%で対前年比8.7ポイントの減となり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する4指標全てが括弧内に記載される早期健全化基準をクリアしてございます。

次ページの資金不足比率については、それぞれの会計において資金不足が生じておらず、比率は発生していないため、括弧内に記載される経営健全化基準をクリアしております。

なお、配付しております各会計歳入歳出決算書、各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書実質収支に関する調書については、説明を省略いたします。

以上で認定第1号から第6号までの決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、一般会計継続費精算報告書、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についての説明を終わります。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時13分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

認定8案について説明を続行いたします。

病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君）（登壇） 認定第7号、令和4年度標茶町病院事業会計決算についてご説明いたします。

初めに、附属書類からご説明いたします。

決算書7ページをお開きください。

1 概況について

（1）総括事項についてです。

令和4年度の町立病院診療体制は、内科、外科、産婦人科、小児科、リハビリテーション科の5科目を維持することができました。

運営体制は、「北海道職員医師の派遣に係る協定」に基づく医師の派遣をいただき、常

勤の医師が内科医師 1 名増の 3 名（院長、副院長、内科医長）となり、外科は北海道大学大学院医学研究科消化器外科Ⅰから週単位での派遣、小児科は旭川医科大学病院から週 1 回の派遣、産婦人科は札幌医科大学附属病院から月 1 回の派遣をいただく中で運営してまいりました。

土曜・日曜や年末年始などの救急外来診療体制については、北大消化器外科Ⅰ及び札幌第一病院から医師派遣を得られたこと、また、人材紹介会社を通じ日曜宿直医師を確保したことによって 24 時間の診療体制を維持することができましたし、内科医師の勤務負担軽減にもつながりました。

道内 3 医育大学の医局状況が、平成 16 年から始まった新医師臨床研修制度により大学に残る医師が減少することとなり、地方への医師派遣が厳しい状況にあるにもかかわらず、引き続き派遣していただいたことに感謝申し上げます。

令和 4 年度におきましても、町民の生命と健康を守り、また、持続可能な経営を目指し、当院の果たすべき役割を再認識し、経営の効率化に努めてまいりました。

収益的収支の状況は、収入では、一般会計からの繰入金 6 億 6,397 万 3,000 円（前年度比 6,082 万 1,000 円増）を含め、前年度比 6,922 万 1,000 円増の 12 億 818 万 5,000 円となったのに対し、支出は、支払利息及び企業債取扱諸費等の医業外費用が減少したものの、給与費、材料費を含めた医業費用の全ての科目において支出が増加したため、前年度比 6,696 万 3,000 円増の 12 億 205 万 6,000 円となりましたが、結果 613 万円（前年度比 225 万 9,000 円増）の純利益を計上しました。

資本的収支の状況は、収入では出資金が 10 億 209 万 4,000 円、企業債が 2,390 万円、合計で 12 億 608 万 4,000 円となりました。

支出は、自動火災報知設備更新工事、照明器具ランプ LED 化工事などの建設工事や超音波画像診断装置、栄養管理システム及びコンビオーブンなどの器械・器具の更新、購入による建設改良費や企業債償還金で前年度比 2,196 万 2,000 円増の 1 億 7,423 万 7,000 円となり、収支不足については、減債積立金処分額と過年度分損益勘定留保資金で全額補填いたしました。

人口が減少し高齢化社会が進行する中、町民の生命と健康を守り、安心・安全な生活を支えていくため、現状に合わせた医療体制の維持に努めるとともに町民から信頼される病院を目指し、今後とも努力してまいる所存であります。

次ページへ参ります。

（２）経営指標に関する事項についてですが、１ 経常収支比率は、令和 4 年度 100.5%、前年度と比べ 0.2% の増、２ 修正医業収支比率は令和 4 年度 45.2%、前年度と比べ 3.1% の減、３ 病床利用率は令和 4 年度 38.7%、前年度と比べ 0.7% の減となっております。

（３）議会議決事項については、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

（４）職員に関する事項についてですが、職員数は年度末現在の人数です。前年度と比

較して増減のあった箇所についてのみご説明いたします。医師1人の増、看護部のうち正看1人の増、准看4人の減、給食部1人の減、合計は91人、令和3年度末と比較して3人の減でございます。

次ページへ参ります。

2 工事等に関する事項についてですが、こちらの金額については消費税込みの金額で記載をしております。

(1) 建設工事の概況については、標茶町立病院自動火災報知設備更新工事、4年度執行済額1,573万円、標茶町立病院ナースコール及び電話交換設備更新工事、4年度執行済額1,470万円、町立病院照明器具ランプLED化工事、4年度執行済額2,726万9,000円で、合計は5,769万9,000円でございます。

(2) 器械・器具等の購入については、PACS端末PCから除細動器までの7件の合計金額で1,624万7,000円でございます。

次ページへ参ります。

3 業務について。

(1) 患者受入れ状況についてです。入院が8,478人で、前年度と比べ156人の減、外来は2万5,375人で、前年度と比べ485人の減です。

1日当たりの患者数については、入院が23.2人で、前年度と比べ0.5人の減、外来は104.4人で、前年度と比べ2.5人の減です。

患者1人1日当たりの診療収入については、入院が2万8,409円で、前年度と比べ328円の増、外来は7,789円で、前年度と比べ515円の増です。

次に、(2) 事業収支に関する事項について。

初めに、収益的収支の状況について。こちらの金額は、消費税を抜いた金額となっております。

収入についてです。医業収益は6億9,684万8,378円、前年度と比べ282万4,349円の増となっております。内訳は、入院収益が2億4,085万3,728円、前年度と比べ160万171円の減、外来収益は1億9,765万7,983円、前年度と比べ954万6,447円の増、他会計負担金は1億7,532万3,000円、前年度と比べ749万9,000円の増、その他医業収益は8,301万3,667円、前年度と比べ1,262万927円の減です。

医業外収益は、5億1,133万6,831円、前年度と比べ6,639万7,158円の増となっております。内訳は、受取利息配当金が200円、前年度と同額、他会計補助金は1億5,300万円、前年度と比べ225万円の増、他会計負担金は3億3,565万円、前年度と比べ5,557万2,000円の増、患者外給食収益は75万2,467円、前年度と比べ4万1,297円の減、長期前受金戻入771万9,770円、前年度と比べ174万888円の増、その他医業外収益は255万1,874円、前年度と比べ10万9,313円の減、国道補助金は1,166万2,520円、前年度と比べ1,148万4,880円の増です。

収入合計では12億818万5,209円、前年度と比べ6,922万1,507円の増となっております。

構成比については、記載のとおりでございます。

次ページに参ります。

支出についてですが、医業費用は11億5,500万351円、前年度と比べ6,615万4,773円の増となっております。内訳は、給与費が7億7,424万7,321円、前年度と比べ2,878万1,059円の増、材料費は9,377万7,513円、前年度と比べ1,157万7,044円の増、経費は2億667万3,677円、前年度と比べ1,316万2,784円の増、減価償却費は6,769万6,374円、前年度と比べ454万9,025円の増、資産減耗費は1,109万5,742円、前年度と比べ734万2,967円の増、研究研修費は105万9,724円、前年度と比べ74万1,894円の増です。

医業外費用は4,705万5,217円で、前年度と比べ80万8,390円の増となっております。内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費が1,348万3,433円、前年度と比べ361万6,601円の減、患者外給食材料費は66万6,667円、前年度と比べ4万3,518円の減、消費税及び地方消費税は547万2,200円、前年度と比べ104万3,800円の減、雑損失は2,743万2,917円、前年度と比べ551万2,309円の増です。

支出合計では12億205万5,568円で、前年度と比べ6,696万3,163円の増となっております。構成比及び収入に対する割合については、記載のとおりでございます。

次に、資金的収支の状況についてですが、こちらも消費税を抜いた金額になっております。

収入については、出資金で1億290万4,000円、前年度と比べ1,486万7,000円の増、企業債で2,390万円、皆増でございます。補助金はゼロ、前年度と比べ972万6,000円、皆減でございます。

収入合計では12億6,080万4,000円、前年度と比べ2,904万1,000円の増となっております。構成比は、記載のとおりでございます。

支出については、建設改良費が6,852万6,601円、前年度と比べ1,836万4,089円の増、内訳は、有形固定資産購入費が1,607万2,965円、前年度と比べ2,713万9,547円の減、病院建設費は5,245万3,636円、前年度と比べ4,550万3,636円の増です。企業債償還金は1億571万269円、前年度と比べ359万8,149円の増となっております。

支出合計では1億7,423万6,870円、前年度と比べ2,196万2,238円の増となっております。構成比及び収入に対する割合は、記載のとおりでございます。

次ページに参ります。

会計に関する事項について。

(1) 企業債の概況についてであります。別表のとおりですので、18ページをお開きください。

ページ一番下段の企業債明細書をご覧ください。合計金額で申し上げます。発行総額20億520万円に対し、当年度償還高は1億571万269円、償還高累計は16億6,694万9,696円となり、未償還残高は3億3,825万304円となっております。償還が終了するのは、それぞれ記載のとおりでございます。

13ページへお戻りください。

こちらは、キャッシュ・フロー計算書です。

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間の期首から期末までの現金の流れを表したものでございます。

1 業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、(1) 当年度純利益から(15) 利息の支払額までの合計で申し上げますが、1億661万7,553円のプラスとなっております。

2 投資活動によるキャッシュ・フローは、(1) 有形固定資産の取得による支出から(3) 他会計からの繰入金による収入までの合計で、6,852万6,601円のマイナスとなっております。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは、(1) 建設改良企業債による収入から(4) 他会計からの償還金による収入までの合計で、2,109万3,731円のプラスとなっております。

以上のことから、4の資金増加額は5,918万4,683円のプラスとなり、5の資金期首残高1億7,368万7,923円を加えますと、6の資金期末残高は2億3,287万2,606円となるものでございます。

次ページへ参ります。

こちらは、先ほどご説明いたしました収益的収入及び支出の明細書であり、17ページまで続いておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

18ページをお開きください。

固定資産明細書についてご説明いたします。

(1) 有形固定資産についてですが、土地から建設仮勘定までの合計金額で申し上げます。年度当初の現在高は32億1,737万9,373円、当年度増加額は6,722万3,637円、これにつきましては9ページに記載の建設工事及び器械・器具の購入分で、消費税を抜いた金額となっております。当年度減少額は3,129万9,115円、こちらにつきましては建物及び器械・備品の用途廃止によるものでございます。年度末現在高は32億5,330万3,895円となっております。減価償却累計額のうち、当年度増加額は6,769万6,374円、当年度減少額は2,020万3,373円、累計では16億9,269万1,570円となり、年度末償却未済額は15億6,061万2,325円でございます。

(2) 無形固定資産については、電話加入権で年度当初の現在高38万8,032円、当年度増加額、当年度減少額、当年度減価償却費はいずれもございませんので、年度末現在高は年度当初の現在高同様、38万8,032円となっております。

3ページをお開きください。

こちらは、損益計算書です。

1 医業収益は、(1) 入院収益から(4) その他医業収益までの合計で6億9,684万8,378円、2 医業費用は、(1) 給与費から(6) 研究研修費までの合計で11億5,500万351円となりました。医業収益から医業費用を差し引いた医業損失は4億5,815万1,973円でございます。3 医業外収益は、(1) 受取利息配当金から(7) その他医業外収益まで

の合計で5億1,133万6,831円、4 医業外費用は、（１）支払利息及び企業債取扱諸費から（４）雑損失までの合計で4,705万5,217円となりました。医業外収益から医業外費用を差し引いた額は4億6,428万1,614円で、この額に医業損失額を加えた経常利益は612万9,641円となりました。当年度純利益は経常利益と同額の612万9,641円となり、前年度繰越利益剰余金はありませんので、当年度末処分利益剰余金は当年度純利益と同額の612万9,641円でございます。

次ページへ参ります。

こちらは、剰余金計算書です。当年度末残高で申し上げます。資本金は11億8,770万1,227円、剰余金のうち資本剰余金は330万7,000円。利益剰余金のうち減債積立金と利益積立金は、いずれもございません。未処分利益剰余金は612万9,641円であり、当年度末処分利益剰余金となります。利益剰余金合計は612万9,641円で、資本合計は11億9,713万7,868円となっております。

下段の表につきましては、剰余金処分計算書でございます。資本金については、処分額はございません。したがって、処分後残高は当年度末残高と同額の11億8,770万1,227円となります。資本剰余金についても、処分額はございませんので、処分後残高は当年度末残高と同額の330万7,000円となります。未処分利益剰余金については、当年度末残高612万9,641円全額を減債積立金として処分いたしましたので、処分後残高、繰越利益剰余金ともにございません。

次ページへ参ります。

こちらは貸借対照表で、令和4年度末現在です。

資産の部について。

1 固定資産は、（１）有形固定資産、イ土地からト建設仮勘定までの合計で申し上げますが、15億6,061万2,325円、（２）無形固定資産、イ電話加入権で38万8,032円、固定資産合計では15億6,100万357円となります。

2 流動資産は、（１）現金・預金から（３）貯蔵品までの合計で3億582万5,670円です。なお、（２）の未収金と（３）の貯蔵品の内訳は、それぞれ19ページに記載しております。

資産合計、これは固定資産と流動資産の合計ですが、18億6,682万6,027円となっております。

次ページに参ります。

負債の部についてです。

3 固定負債は、（１）企業債と（２）リース債務の合計で2億3,079万9,089円です。

4 流動負債は、（１）企業債から（５）預り金までの合計で2億7,884万8,309円です。なお、（３）未払金及び（５）預り金の内訳は、それぞれ20ページに記載しております。

5 繰延収益は、（１）長期前受金から（２）、長期前受金収益化累計額を差し引いた額で1億6,004万761円です。

負債合計、これは固定負債、流動負債及び繰延収益の合計でございますが、6億6,968

万8,159円となりました。

次に、資本の部について。

6 資本金は、11億8,770万1,227円、こちらの内訳は20ページに記載しております。

7 剰余金は、(1) 資本剰余金及び(2) 利益剰余金の合計で943万6,641円となり、資本合計、これは資本金と剰余金の合計になりますが、11億9,713万7,868円でございます。負債と資本の合計は18億6,682万6,027円となっております。

次に、1 ページをお開きください。

こちらは決算報告書で、消費税を含んだ金額となっております。

収益的収支の状況について、収入のほうからご説明いたします。

第1 款病院事業収益、予算額の合計13億5,325万9,000円に対し、決算額は12億1,706万8,134円、予算額に比べ決算額の増減は1 億3,619万866円の減です。決算額のうち仮受消費税及び仮受地方消費税の額は888万2,925円です。

内訳ですが、第1 項医業収益は、予算額の合計が7 億2,058万2,000円に対し、決算額は7 億555万7,763円、予算額に比べ決算額の増減は1,502万4,237円の減です。

第2 項医業外収益は、予算額の合計が6 億3,267万7,000円に対し、決算額は5 億1,151万371円、予算額に比べ決算額の増減は1 億2,116万6,629円の減となっております。

次に、支出です。

第1 款病院事業費用は、予算額の合計が13億5,325万9,000円に対し、決算額は12億411万1,892円、不用額は1 億4,914万7,108円で、予算執行率は89%です。決算額のうち仮払消費税及び仮払地方消費税の額は2,948万9,241円です。

内訳ですが、第1 項医業費用は、予算額の合計額が13億3,196万9,000円に対し、決算額は11億8,443万1,057円、不用額は1 億4,753万7,943円で、予算執行率は88.9%です。

第2 項医業外費用は、予算額の合計が2,079万円に対し、決算額は1,968万835円、不用額は110万9,165円で、予算執行率は94.7%であります。

第3 項予備費は、予算額の合計が50万円に対し、決算額はございませんので、全額不用額となっております。

次ページに参ります。

資本的収支になります。こちらにも税を含んだ金額になっております。

収入からご説明いたします。

第1 款資本的収入、予算額の合計が13億3,871万円に対し、決算額は12億6,800万4,000円、予算額に比べ決算額の増減は706万7,000円の減です。

内訳ですが、第1 項出資金は、予算額の合計が10億587万1,000円に対し、決算額は10億2,090万4,000円、予算額に比べ決算額の増減は296万7,000円の減です。

第2 項企業債は、予算額の合計が2,800万円に対し、決算額は2,390万円、予算額に比べ決算額の増減は410万円の減です。

次に、支出についてでございますが、第1 款資本的支出、予算額の合計が2 億450万

4,000円に対し、決算額は1億8,106万3,471円、翌年度繰越額の合計が2,226万円、不用額は118万529円で、予算執行率は88.5%です。決算額のうち仮払消費税及び仮払地方消費税の額は682万6,601円です。

内訳ですが、第1項建設改良費は、予算額の合計が9,879万3,000円に対し、決算額は7,535万3,202円、翌年度繰越額の合計が2,226万円、不用額は117万9,798円で、予算執行率は76.3%です。

第2項企業債償還金は、予算額の合計が1億571万1,000円に対し、決算額は1億571万269円、不用額は731円で、予算執行率はおおむね100%です。

なお、資本金収入額が資本金支出額に不足する額5,425万9,471円は、減債積立金処分額387万1,297円、過年度分損益勘定留保資金5,038万8,174円で補填をし、決算を終えたところでございます。

本件につきましては、8月23日開催の第1回標茶町立病院運営委員会において承認されておりますことをご報告申し上げます。

以上で認定第7号の説明を終わります。

○委員長（本多耕平君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君）（登壇） 認定第8号、令和4年度標茶町上水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

初めに、決算附属書類から説明いたします。

決算書7ページをお開きください。

決算附属書類、令和4年度標茶町上水道事業報告書。

1 概要

（1）総括事項

本年度の上水道事業経営につきましては、給水戸数2,171戸、給水人口4,115人と計画人口5,020人に対して普及率82.0%であり、前年度と比較し30人の増加となっております。

年間配水量は46万1立方メートルで、前年度より0.14%の減少となりました。また、有収水量においては39万4,565立方メートル、有収率で85.8%と前年度を1.4ポイント下回ったところです。また、給水原価につきましては1立方メートル当たり169円86銭となり、供給単価160円19銭に対し、その差は9円67銭となっております。

次に、経営の状況であります。収益的収入については、給水収益6,320万4,536円（消費税込み6,952万4,990円）を主として収入合計8,079万7,308円（消費税込み8,719万1,960円）であり、支出については、人件費1,242万3,014円をはじめ、企業債利息427万8,145円を含め支出合計7,092万9,101円（消費税込み7,522万3,572円）となり、986万8,207円の利益を計上して決算したところであります。

資本金の収支につきましては、企業債等償還金2,373万5,863円、配水管布設替工事等の建設改良費2,310万円（うち消費税210万円）で支出合計4,683万5,863円（消費税込み）に対し、収入は企業債1,100万円であり、3,583万5,863円の不足が生じたので、この不足

金は、減債積立金処分額629万1,476円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額210万円、過年度分損益勘定留保資金2,744万4,387円で補填し、決算を終了したところがあります。

したがって、本年度末においては、当年度利益剰余金986万8,207円を減債積立金として処分することとなった次第であります。

上水道事業は、公共事業であることから、常に事業の経済性を発揮するとともに公共の福祉の増進を図ることを基本に、収支バランスに留意しつつ、現行の料金水準が保持されるよう、健全な経営に努めていく所存であります。

次の8ページをお開きください。

(2) 経営指標に関する事項につきまして、1 経常収支比率は113.91%で、前年度比5.50%の増。2 料金回収率は94.31%で、前年度比4.13%の増。3 有形固定資産減価償却率は49.23%で、前年度比1.49%の増。4 管路経年化率は36.22%で、前年度比1.58%の増。5 管路更新率は0.53%で、前年度比0.08%の増となっております。

(3) 議会の議決事項につきましては、記載の4件でございますが、説明を省略させていただきます。

(4) 行政官庁認可事項につきましては、該当事項はございません。

(5) 職員に関する事項、イ職員数等、専任職員2名。ロ給与改定は、令和4年4月1日。

(6) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項につきましては、該当事項はございません。

2 工事

(1) 建設改良工事の概要でございます。記載の4件の工事を行いまして、内訳といたしましては、検定満了量水器取替工事は2件で195個の交換を行い、工事費は合わせて1,208万9,000円。上水道川上3号配水管布設替工事は、川上地区で150.4メートルを行い、工事費は528万円。上水道開運常盤本通配水管布設替工事は、開運地区で121.6メートルを行い、工事費は573万1,000円です。なお、着工及び竣工年月日につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

3 業務

(1) 事業量でございます。イ年度末給水人口4,115人、ロ年度末給水戸数2,171戸、ハ年間配水量46万1立方メートル、ニ月平均給水量3万8,333立方メートルです。

9ページでございます。

(2) 事業収支に関する事項

収益的収入及び支出でございます。金額については、全て消費税及び地方消費税抜きの額であります。

収入のほうからご説明いたします。

1 営業収益は6,999万5,936円で、前年度比40万8,009円の減となっております。うち

(1) 給水収益は6,320万4,536円で、前年度比69万3,509円の減。(2) 受託工事収益はゼロ円で、前年度と同じでございます。(3) 一般会計負担金は644万6,000円で、前年度比20万1,000円の増。(4) その他営業収益は34万5,400円で、前年度比8万4,500円の増です。

2 営業外収益は1,080万1,372円で、前年度比13万3,430円の増となっております。うち(1) 受取利息及び配当金は200円で、前年度と同じでございます。(2) 他会計負担金は614万9,000円で、前年度比14万9,000円の増。(3) 長期前受金戻入は391万14円で、前年度比1万4,730円の減です。(4) 雑収益は、下水道料金が上水道メーターによる使用水量を算定基準としていることから、水道メーター検針に関わる費用の下水道負担分で74万2,158円で、前年度比840円の減です。

水道事業収益合計では8,079万7,308円で、前年度比27万4,579円の減です。

次に、支出でございます。

1 営業費用は6,665万956円で、前年度比343万2,446円の減となっております。うち(1) 配水及び給水費は3,379万8,142円で、前年度比1万2,077円の増です。(2) 受託工事費はゼロ円で、前年度と同じ。(3) 減価償却費は3,186万5,109円で、前年度比229万7,050円の減。(4) 資産減耗費は98万7,705円で、前年度比114万7,473円の減です。

2 営業外費用は427万8,145円で、前年度比41万8,864円の減。うち(1) 支払利息及び企業債取扱諸費は427万8,145円で、前年度比41万8,864円の減。(2) 雑支出はゼロ円で、前年度比も同じです。

3 特別損失、(1) その他特別損失はゼロ円で、前年度比も同じです。

水道事業費用合計では7,092万9,101円で、前年度比385万1,310円の減となったところがあります。

なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、10ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

収入、1 資本的収入は、(1) 企業債1,100万円で、前年度比270万円の増となっております。

次に、支出でございます。1 資本的支出は4,473万5,863円で、前年度比717万4,137円の減となっております。うち(1) 企業債等償還金は2,373万5,863円で、前年度比50万9,137円の減。(2) 建設改良費は2,100万円で、前年度比666万5,000円の減です。

なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

4 会計に関する事項でございます。

(1) 重要契約の要旨につきましては、該当事項はございません。

(2) 企業債及び一時借入金等の概況でございます。

イ 企業債等残高につきましては、16ページをお開きください。企業債明細書中、中ほどの未償還残高の欄に記載のとおり、合計で1億6,446万3,532円となっております。なお、

下段の一般会計借入金明細書は、借入金の未償還残高 1 億264万円となっております。

10ページにお戻りください。

ロー時借入金につきましては、前年度末残高、借入残高最高額、本年度末残高、いずれもございません。

次に、11ページをお開きください。

令和4年度標茶町上水道事業キャッシュ・フロー計算書です。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期首と期末の現金の流れを表したものです。

1 業務活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1) 当年度純利益から (14) 利息の支払額までの支払い合計額で申し上げます。
3,861万7,474円です。

2 投資活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1) 有形固定資産の取得による支出から (3) 他会計からの繰入金による収入までの合計で、マイナス2,100万円です。

3 財務活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1) 建設改良企業債による収入から (3) 他会計からの出資による収入までの合計で、マイナス1,273万5,863円です。

資金増加額は488万1,611円、資金期首残高は2億1,782万9,623円、資金期末残高は2億2,271万1,234円となります。

次に、12ページから14ページまでの令和4年度標茶町上水道事業会計収支費用明細書につきましては、今まで説明いたしました収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を細分化したものでありますので、説明を省略させていただきます。

15ページをお開きください。

固定資産明細書でございます。

有形固定資産、土地から工具・器具及び備品までの年度当初の現在高は11億5,004万3,605円で、当年度増加額は構築物で1,001万円、機械及び装置は量水器で1,099万円、合計で2,100万円の増加となっております。当年度減少額は、構築物で105万6,365円、機械及び装置で934万8,864円で、合計で1,040万5,229円の減少となります。年度末現在高は、合計で11億6,063万8,376円となっております。減価償却累計額は、当年度増加額が構築物で1,507万6,277円、機械及び装置で1,661万7,463円、工具・器具及び備品で13万7,880円、合計で3,183万1,620円。当年度減少額は、構築物で100万3,546円、機械及び装置で841万3,978円、合計で941万7,524円、累計合計5億7,097万2,673円、年度末償却未済高は合計で5億8,966万5,703円となっております。

無形固定資産、施設利用権で当年度増加額と当年度減少額はともにありませんので、年度当初の現在高及び年度末現在高は1,438万6,127円です。減価償却累計額は、当年度増加額が3万3,489円、当年度減少額はありません。累計合計は1,391万7,262円、年度末償却未済高は46万8,865円となっております。

3 ページをお開きください。

財務諸表です。令和4年度標茶町上水道事業損益計算書でございますが、これらは前段で説明申し上げたところの積み上げでございますので、合計額のための報告とさせていただきます。

1 営業収益、（１）給水収益から（４）その他営業収益までの合計で6,999万5,939円。

2 営業費用、（１）配水及び給水費から（４）資産減耗費までの合計で6,665万956円。

よって、営業利益は334万4,980円となりました。

3 営業外収益、（１）受取利息及び配当金から（４）雑収益までの合計で1,080万1,372円。

4 営業外費用、（１）支払利息及び企業債取扱諸費と（２）雑支出で427万8,145円。

よって、営業外利益は652万3,227円の黒字となり、経常利益及び当年度純利益は986万8,207円となりました。

前年度繰越利益剰余金はありませんので、当年度末処分利益剰余金は986万8,207円となります。

次の4 ページをお開きください。

令和4年度標茶町上水道事業剰余金計算書でございます。当年度末残高で申し上げます。

初めに、資本金について、3億6,387万3,393円となります。

次に、剰余金です。

資本剰余金及び減債積立金については、ゼロ円となります。

利益積立金は変動なしで1,200万円、未処分利益剰余金は986万8,207円、利益剰余金合計は2,186万8,207円となります。

したがって、資本合計は3億8,574万1,600円となります。

次に、下段表の令和4年度標茶町上水道事業剰余金処分計算書でございます。

資本金及び資本剰余金につきましては、処分額はございませんので、当年度末残高と処分後残高は同額の資本金3億6,387万3,393円、資金剰余金はゼロ円となっています。

未処分利益剰余金は、当年度末残高986万8,207円に標茶町水道事業の設置等に関する条例第6条による減債積立金への積立てで686万8,207円を減額し、処分後残高（繰越利益剰余金）はゼロ円となります。

次に、5 ページをお開きください。

令和4年度標茶町上水道事業貸借対照表でございます。

資産の部

1 固定資産、（１）有形固定資産、イ土地からホ工具・器具及び備品までの有形固定資産合計は5億8,966万5,703円。（２）無形固定資産、イ施設利用権で無形固定資産合計は48万8,865円。固定資産合計は5億9,013万4,568円です。

2 流動資産、（１）現金・預金から（３）貸倒引当金合計で2億2,730万3,046円。

したがって、資産合計は8億1,743万7,614円でございます。

次の6ページをお開きください。

負債の部でございます。

3 固定負債、(1) 企業債から(3) 修繕引当金までの固定負債合計は2億7,403万4,728円。

4 流動負債、(1) 一時借入金から(7) その他流動負債までの流動負債合計は2,675万4,205円です。

5 繰延収益、(1) 長期前受金と(2) 長期前受金収益化累計額の繰延収益合計は1億3,090万7,081円で、負債合計は4億3,169万6,014円となります。

資本の部

内訳につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、合計のみの説明とさせていただきます。

6 資本金につきましては3億6,387万3,393円。

7 剰余金、利益剰余金合計は2,186万8,207円。

したがって、資本合計は3億8,574万1,600円、負債資本合計は8億1,743万7,614円となります。

1 ページをお開きください。

令和4年度標茶町上水道事業決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出

初めに、収入でございます。

第1款水道事業収益、予算額合計9,141万6,000円に対し、決算額は8,719万1,960円で、予算額に比べ決算額の増減は422万4,040円の減でございます。

内訳でございますが、第1項営業収益、予算額8,049万7,000円に対し、決算額7,631万6,390円で、予算額に比べ決算額の増減は418万610円の減で、うち借受消費税及び地方消費税は632万454円です。

第2項営業外収益、予算額1,091万9,000円に対し、決算額は1,087万5,570円で、予算額に比べ決算額の増減は4万3,430円の減で、うち借受消費税及び地方消費税は7万4,198円です。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用、予算額は8,931万6,000円に対し、決算額は7,522万3,572円、不用額は1,409万2,428円、執行率は84.2%となっております。

内訳ですが、第1項営業費用、予算額は8,144万8,000円に対し、決算額は6,876万6,327円で、不用額は1,268万1,673円、執行率は84.4%、うち仮払消費税及び地方消費税は211万5,371円となっております。

第2項営業外費用、予算額は736万8,000円に対し、決算額645万7,245円で、不用額は91万755円、執行率は87.6%となっております。

第3項予備費50万円、不要額は50万円で、執行率はゼロ%でございます。

次の2ページでございます。

(2) 資本的収入及び支出

初めに、収入でございます。

第1款資本的収入は、第1項企業債だけで予算額1,100万円で、決算額も同額、予算額に比べ決算額の増減はゼロ円でございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、予算額は4,683万6,000円に対し、決算額は4,683万5,863円、不用額は137円、執行率はおおむね100%です。

内訳ですが、第1項企業債等償還金、予算額2,373万6,000円に対し、決算額2,373万5,863円、不用額は137円、執行率はおおむね100%でございます。

第2項建設改良費、予算額は2,310万円に対し、決算額は同額で、不用額はゼロ円、執行率は100%。うち仮払消費税及び地方消費税は210万円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,583万5,863円は、減債積立金処分額629万1,476円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額210万円、過年度分損益勘定留保資金2,744万4,387円を補填し、決算を終えたところでございます。

以上で認定第8号、令和4年度標茶町上水道事業会計決算報告書の説明を終わります。

○委員長（本多耕平君） 続いて、監査委員から決算審査意見書の補足説明がありましたら許します。

代表監査委員・佐々木君。

○代表監査委員（佐々木幹彦君）（登壇） それでは、令和4年度の決算審査の意見書につきまして、説明をさせていただきます。

まず、一般会計及び特別会計、基金運用状況、財政健全化についての意見書でございます。

第1 審査の概要

1. 審査の対象は、(1) 令和4年度標茶町一般会計歳入歳出決算、(2) 国民健康保険事業事業勘定特別会計から簡易水道事業特別会計までの6特別会計歳入歳出決算でございます。(3) 附属書類は、令和4年度標茶町各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、令和4年度標茶町各会計決算に係る実質収支に関する調書、令和4年度財産に関する調書であります。

2. 審査の期間は、令和5年7月21日から令和5年7月26日までであります。

3. 審査の手続、この決算審査に当たりましては、町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、基金の運用状況につきまして、関係法令等に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施いたしました。

第2 審査の結果

町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、基金の運用状況は、全て法令等に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務の処理も、総体として適正に行われているものと認められました。

１．決算の概要

令和４年度の一般会計と特別会計を合わせた総決算額は、２ページの表に示されているように、歳入総計は173億155万972円。歳出総計は170億6,678万2,948円で、歳入歳出差引き額は２億3,476万8,024円、翌年度へ繰り越すべき財源は5,024万8,000円、実質収支の額は１億8,452万24円の黒字であり、これから前年度の実質収支額を控除した単年度収支は6,037万9,656円の赤字となっています。

また、町債の状況は、４ページ上段の表のとおり、一般会計、特別会計の町債発行額は14億9,600万3,000円、償還額は14億4,285万8,922円で、年度末の残高は合計で160億1,677万6,973円となり、前年度に比べ5,314万4,078円の増加となっています。

４ページの２．一般会計につきましては、13ページまで省略をさせていただきまして、14ページの結びのところで説明をさせていただきます。

14ページ３行目の後ろのほうからですが、一般会計歳入歳出決算の状況は、歳入139億5,999万2,413円、歳出138億1,303万6,763円で、歳入歳出差引き額は１億4,695万5,650円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は4,165万円で、実質収支の額は１億530万5,650円の黒字、単年度収支につきましては8,353万6,102円の赤字となっています。

一般会計の財政構造について見ますと、歳入は主軸となる町税が前年対比101.5%の11億5,662万7,126円となり、地方交付税は100.1%の49億1,258万5,000円となっています。さらに不足する財源は、地方債の借入れや基金の取崩し等によって賄われ、その構成割合は自主財源が33.9%、依存財源が66.1%となっています。

一方、歳出の執行率は96.7%で、その構成割合は義務的経費は27.2%、経常経費は25.5%で、ともに前年度より減少していますが、投資的経費は30.0%で前年度より増加しています。

次に、主要な財務比率で見ますと、財政力指数は前年度と同じ0.227%となっています。経常収支比率は91.7%で、前年度より3.0ポイント悪化しており、通常75%程度に収まるのが妥当とされていることから、依然として財政は厳しい状況にあります。公債費比率は8.8%で、前年度より2.0ポイント悪化していますが、通常15%とされている警戒ラインはクリアされています。実質公債費比率も9.1%で、前年度より0.4ポイント悪化していますが、地方債許可団体移行の18%はクリアをしています。

基金積立金につきましては、財政調整基金など16の基金全体で１億4,534万7,271円減少し、令和４年度末の残高は39億9,617万926円となっています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により公表が義務づけられている実質赤字比

率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標は、いずれも早期健全化基準以下になっています。

4行ほど飛ばしますが、自主財源の中でも大きな割合を占める町税や、町民が直接受益を得ている税外収入金に多額の収入未済額が発生しております。令和4年度収入未済額は、現年度、滞納繰越分を合わせた町民税で、個人、法人で前年より115万3,197円減少していますが、967万1,165円となっていますし、固定資産税の収入未済額は5,181万7,813円となっています。

税外収入未済額は2億7,157万3,474円で、依然として農業費分担金、児童福祉費負担金、農業用水道使用料、住宅使用料、アイヌ住宅改良資金貸付金元利収入などが多額となっていることから、さらなる徴収対策が望まれます。

財政運営がますます厳しさを増す中で、引き続き徹底した諸経費の節減と事業の重要度・緊急度の優先順位を見極めるとともに、行政の簡素化、効率化による行財政運営によって、今後も健全財政が維持されることを期待するところであります。

次に、15ページ、3. 特別会計、(1) 国民健康保険事業事業勘定特別会計であります。16ページ中段の結びの欄で簡単に申し上げます。

令和4年度末の世帯数は1,212世帯で、前年対比18戸減少、被保険者数は2,250人で、前年度比60人減少しています。本年度の歳入歳出決算は、歳入10億4,605万7,498円、歳出は10億4,427万2,839円で、前年度に比べ歳入は3.9%、歳出は3.8%それぞれ減となり、歳入歳出差引き額は178万4,659円の黒字であります。歳入では、基本財源の国民健康保険税が収納対策の効果により収納率は94.3%で、収入未済額は1,598万5,178円となっています。また、一般会計からの繰入金は、前年度に比べ2,971万7,444円増の9,570万8,000円となっています。歳出では、保険給付費が6億1,477万8,789円で、前年度より2,677万2,077円減少しています。

当会計の安定運営には保険税収入の確保が重要な課題であり、負担の公平性の観点からも引き続き収納向上対策に努められるとともに、医療費負担抑制につながる健康づくりの住民啓発や、各地域や関係団体と連携協力した効果的な事業の推進と併せて、財政の健全運営の確保に努められることを期待いたします。

次に、(2) の下水道事業特別会計でございますが、17ページ中ほどの結びの欄で申し上げます。

本年度の歳入歳出決算の状況は、歳入歳出とも5億1,398万6,617円で、前年度比11.1%増となり、歳入歳出差引き額はゼロ円であります。

また、本事業の基本財源であります下水道使用料の収入未済額は426万6,658円で、前年度比51万4,922円減となっています。今年度は不納欠損処理は行っていないませんが、今後におきましても収納対策の強化を図り、健全な財政運営の確保に努めることを期待します。

続きまして、(3) 介護保険事業特別会計の保険事業勘定と(4) の介護サービス事業勘定を併せて18ページの結びの欄で報告いたします。

保険事業勘定では、歳入 8 億 6,766 万 8,846 円、歳出 8 億 1,060 万 6,773 円で、歳入歳出差引額 5,706 万 2,073 円の黒字であります。歳入では、基本財源の保険料収入が 1 億 6,434 万 1,300 円で、収入未済額は 363 万 5,910 円で、前年度より 48 万円減少していますが、当会計の安定的な運営を図るため、保険料収納対策の強化が必要であります。また、繰入金は 1 億 5,496 万 3,300 円で、前年度より 1,071 万 7,150 円減少しています。歳出では、保険給付費が 7 億 416 万 2,775 円で、前年度より 4,712 万 2,000 円減少していますが、高齢化が進む中、今後増加することが想定されます。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、歳入が 5 億 6,283 万 1,552 円、歳出 5 億 6,277 万 5,966 円で、歳入歳出差引額は 5 万 5,586 円の黒字であります。歳入では、基本財源のサービス収入が 3 億 124 万 9,420 円で前年度より 3,313 万 5,911 円減少し、繰入金 2 億 6,101 万 5,000 円で前年度より 4,367 万円増加しています。歳出では、サービス事業費が 5 億 6,275 万 8,956 円で前年度より 1,072 万 7,252 円増加しています。高齢化が進む中、要介護認定者は今後さらに増加することが想定されますが、地域に密着した介護サービスを提供し、高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを進めることを期待します。

次に、（５）後期高齢者医療特別会計であります。

19 ページ最上段の結びのところで簡単に申し上げますが、歳入は 1 億 2,450 万 2,360 円、歳出は 1 億 2,391 万 2,230 円で、歳入歳出差引額は 59 万 130 円の黒字であります。歳入では、一般会計繰入金 3,525 万 3,380 円で前年度より 19 万 7,404 円増加しています。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が支出済額のほとんどを占めております。

当会計は、少子高齢化や医療費の増加等により、今後さらに町の負担が増えることが想定されますが、健全な財政運営の確保に努めることを期待します。

続いて、（６）の簡易水道事業特別会計であります。

19 ページ最下段の結びのところで簡単に申し上げます。

本年度の歳入は 2 億 2,651 万 1,686 円、歳出は 1 億 9,819 万 1,760 円で、歳入歳出差引額は 2,831 万 9,926 円の黒字であります。

歳入では、基本財源の使用料の収入未済額が 103 万 5,300 円発生しており、今後も収納対策の強化を図り、健全な財政運営の確保に努めることを期待します。

次に、20 ページの 4. 財産に関する調書につきましては、説明を省略いたしますが、土地の面積の欄で誤りがあり、正誤表での訂正になりましたこととお詫びいたします。

続きまして、21 ページ、令和 4 年度標茶町基金の運用状況審査意見であります。

1 から 3 までは省略をさせていただき、4 の審査の結果であります。審査に付された令和 4 年度の基金の運用状況を示す書類の計数は、関係諸帳簿と照合した結果、誤りがないものと認められ、また、基金運用状況は妥当であると認められました。

ちなみに、令和 4 年度末の現在高は、前年度より 1 億 4,534 万 7,271 円減少し、39 億 9,617 万 926 円となっております。なお、表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、22ページの令和4年度標茶町財政健全化審査意見であります。

1から3までは省略をさせていただき、4の審査の結果及び意見であります。審査に付されました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

健全化判断比率では、実質公債費比率9.1%で、前年度比0.4ポイント悪化していますが、これは公共投資などを積極的に実施し、その財源として地方債を活用した結果、地方債の元利償還金が増加したことによるもので、今後とも公債費負担の適正化を進めていく必要があります。

一方、将来負担比率は46.3%で、前年度比8.7ポイント改善しています。これは地方債残高は増加したものの、債務負担行為の支出予定額の償還が進み、将来負担総額が計画的に減少していることと、充当可能基金残高等が安定していることによります。今後とも有利な起債の効果的な活用を図るなど、将来的な財政負担に十分留意した財政運営を求めるところでございます。

次に、別冊の標茶町公営企業会計決算審査意見書に移させていただきます。

まず、令和4年度標茶町病院事業会計決算審査意見であります。

第1 審査の概要

1 審査の対象は、令和4年度標茶町病院事業会計決算。

2 審査の期日、令和5年6月21日に実施いたしました。

3 審査の書類は、（1）決算報告書、（2）アの損益計算書からエの貸借対照表までの財務諸表、（3）アの事業報告書からオの企業債明細書の附属書類であります。

4 審査の方法、審査に当たりましては、送付を受けました決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績並びに財政状況を適正に表示されているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施いたしました。

第2 審査の結果

審査に付された決算書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計算はいずれも正確であるとともに、令和5年3月31日現在における財政状況及び経営成績を適正に表示されているものと認められました。

また、財務事務につきましても、総体として適正に執行されたものと認められました。

審査結果の概要につきましては、以下のとおりでありますけれども、6ページの下段まで省略させていただき、その下の結びの欄の3行目から説明させていただきます。

令和4年度の病院事業は、内科、外科、産婦人科、小児科、リハビリテーション科により、その経営に当たっています。

当年度の業務量は、入院延べ患者数は8,478人、外来延べ患者数2万5,375人で、前年度と比較すると入院は156人、外来は185人それぞれ減少となっております。これらに従事する職員は、令和5年3月31日現在91名でございます。

経営成績は、総収益12億818万5,209円、総費用12億205万5,568円で、差引き純利益612万9,641円が計上されました。

医業収支では、医業収益は6億9,684万8,378円、医業費用が11億5,500万351円で、差引き4億5,815万1,973円費用が上回っていますが、不足額につきましては、一般会計からの補助金と負担金4億8,865万円を主なものとする医業外収益により補填されています。

また、医業費用は、前年度比106.1%で、人件費の増加が主な要因であります。

医業収支は、患者数、入院基本料等の変動が大きく影響を及ぼすことから、医師、看護師、病院職員が一丸となって医業収益の確保、さらには病院経営の安定に引き続き努力されることを期待します。

資本的収支につきましては、収入が1億2,680万4,000円で、支出が器械・器具購入、企業債償還金等の資本的支出額1億8,106万3,471円執行され、不足する財源は減債積立金処分額と過年度分損益勘定留保資金で補填されています。

自治体病院の医療環境は、医療従事者の確保、診療報酬改定等で依然として厳しい状況にあります。町民の生命と健康を守り、安心・安全な日常を支えていくため、病院関係者をはじめ行政や町民が一体となって安心して受診できる病院づくりに取り組み、町民の期待に応えることができるよう、一層の経営努力を望むところであります。

最後に、標茶町上水道事業会計であります。

令和4年度標茶町上水道事業会計決算審査意見であります。

第1 審査の概要

1 審査の対象は、令和4年度標茶町上水道事業会計決算。

2 審査の期日、令和5年6月22日に実施をしております。

3 審査の書類は、（1）決算報告書、（2）アの損益計算書からエの貸借対照表までの財務諸表、（3）アの事業報告書からカの一般会計借入金明細書の附属書類であります。

4 審査の方法、審査に当たりましては、送付を受けました決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績並びに財政状態が適正に表示されているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施いたしました。

第2 審査の結果

審査に付された決算書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計数はいずれも正確であるとともに、令和5年3月31日現在における財政状況及び経営成績が適正に表示されているものと認められました。

また、財務事務につきましても、総体として適正に執行されたものと認められました。

審査結果の概要は以下のとおりでございますけれども、7ページの中段ほどまで省略をさせていただき、その下の結びの欄の8行目から説明させていただきます。

令和4年度の経営成績は、総収益8,079万7,308円、総費用は7,092万9,101円の決算額で、差引き986万8,207円の純利益を生じ、減債積立金として処分されました。

財務状況は資産合計 8 億1,743万7,614円で、前年度と比較して719万9,453円の減少となっています。

資本的収支は、総額4,683万5,863円執行されており、この資金は企業債の発行で1,100万円を調達し、不足する3,583万5,863円は、過年度分損益勘定留保資金2,744万4,387円、減債積立金629万1,476円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額210万円で補填されています。

水道料金の未収金につきましては、現年度分、滞納繰越分とも収納対策の効果が見られ、当年度は前年度より22万8,250円減少の459万1,812円となっていますが、今後もさらなる収納対策に努力されることを望みます。

また、有収率は85.8%で、前年度より1.4ポイント下回っており、今後も引き続き不明漏水の解決に向けての努力を望みます。

上水道経営は、給水人口の影響が大きく、今後も人口の減少や節水意識の高まりなどから、給水収益は年々減少するものと予想されますが、経費節減などの経営努力により収支のバランスが保たれ現行料金を保持することと、良質な水道水の安全かつ安定的な供給のため、引き続き的確な水需要の予測、料金の収納対策、効果的な事業の執行による健全な経営、財政基盤の安定を図るとともに、公営企業として住民生活及び生産活動などの公共の福祉の増進が図られるよう努められることを望みます。

以上をもちまして、決算審査意見書の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（本多耕平君） これより認定 8 案の質疑を行います。

質疑は、内容質疑と総括質疑に分けて行います。

内容質疑は、認定第 1 号から認定第 6 号までは決算書、歳入歳出決算書、事項別明細書について、それぞれ歳入歳出に分け、認定第 1 号の歳出は各款ごとに行います。その後、実質収支に関する調書の質疑を行い、認定第 7 号及び認定第 8 号については決算附属書類、財務諸表、決算報告書の順に行います。次に主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について、次に財産に関する調書及び基金の運用状況について、次に一般会計継続費精算報告書について、次に健全化判断比率及び資金不足比率報告書について順次質疑を行います。

それでは、決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書について内容質疑を行います。

初めに、認定第 1 号、一般会計決算、歳出から行います。

1 款議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、2 款総務費についての質疑を許します。

深見君。

○1 番（深見 迪君） 事項別明細書のほうなのですが、27ページ、基金積立金、令和 3

年度から比べて1億3,259万円増えているわけですね。これはどういう内容のもので、どこがどういうふう増えたのかね。

○委員長（本多耕平君） 休憩します。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時58分

○委員長（本多耕平君） 再開いたします。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えいたします。

財政調整基金積立金が1,375万159円、去年と比較して増えています。そして、減債基金積立金が1億9,696万5,817円のプラス、そして町有施設整備基金積立金が9,745万8,000円のマイナスということで、合わせまして1億1,325万7,976円のプラスとなっております。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 深見君、いいですか。

○委員（深見 迪君） いいです。

○委員長（本多耕平君） ほかに総務費についての質問を許します。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 28ページ、実質収支に関する調書についてです。いいのでしたか。事項別まででしたか。

（何事か言う声あり）

○委員長（本多耕平君） 後ほどになります。

○委員（類瀬光信君） 後ほど。すみません。

○委員長（本多耕平君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

民生費について、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、5款労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、7款商工費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、8款土木費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、9款消防費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、10款教育費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、12款公債費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、13款諸支出金について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、14款職員費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、15款予備費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。
深見君。

○委員(深見 迪君) 事項別明細書のほうでお願いしたいのですが、15ページの16款1項1目1節土地貸付収入、これ、未済額が17万500円となっています。令和3年度も同じ金額で出ていました。同じ内容のものなののでしょうか。もし同じ内容のものであるとすると、もうこれは見込みがないのかどうなのか、その見通しについて、それが1つです。

それから、20ページ、これは毎回、私、質問するのですが、4目のアイヌの方々に対する住宅の貸付金、収入済額を見ますと、令和3年度は少なくとも8万円は入っていたので

すね。令和4年度はゼロ円になっているのですよ。これについても、もうこれは毎回、私、言っているのですが、見込みはないのではないかと思います。その見通しについて説明をお願いします。

○委員長（本多耕平君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

15ページのほう、16款1項1目、1の土地貸付収入の収入未済額の部分でございます。こちらにつきましては、平成16年に貸付けしていましたが繰越しとなっております。これは貸付けでありまして、私債権となりますので、相手方の法人が解散している状況でして、現状におきましては取れる手段がないということで、そのまま繰越しとなっております。

（「ちょっと聞こえない。最後のほうが分からなかった」の声あり）

○管理課長（山崎浩樹君） すみません。平成16年の貸付けでございまして、相手方の法人が解散しているということで、これに関しましては貸付けで私債権ですので、現状といたしましては取れる手段がないということで、そのまま繰越しとなっております。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） 20款3項4目アイヌ住宅改良資金貸付金元利収入の部分についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

こちらの部分につきましては、現年度分での新規の償還は既に終わっておりまして、調定額、全額滞納繰越分というふうになっております。こちらにつきましては、滞納されている方には納入のお願い等をしながら進めてきたところでございますが、結果として令和4年度におきましては収入がございませんでした。

今後の部分につきましては、引き続き滞納されている方に収入のほうのお願いをしながら収納に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） これはちょっと理解できないのです、私はね。既に法人が解散されているということで山崎課長が答えて、見込みがないような話をされたのですよね。それが分かっている、どうして決算書に出さなければ、そういうものなのですか。これ、きちっと清算するべきではないですか。それから、これは全部一括してやらなければ駄目かい、アイヌのほうのやつも。

○委員長（本多耕平君） 続けて。

○委員（深見 迪君） 一問一答だから、いいのだよね。

○委員長（本多耕平君） 続けていいです。

○委員（深見 迪君） そうしたら、そこから。

○委員長（本多耕平君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

地方公共団体が持っている債権というのは、委員ご案内のことと思いますけれども、公債権と私債権というものがございます。公債権に関しましては、公法上の理由に基づき発生する債権でございますので、一定期間が経過すると自動的に債権が消滅するといいますが、自力執行権といいますが、そういうことで不納欠損という処理もできるということになります。私債権のほうなのですけれども、こちらに関しましては民事執行手続を要するものでございまして、裁判所のほうに債権名義をまず確定していただいて、支払いの督促とか訴訟手続を経て債権名義を取得した上で裁判所のほうに強制執行していただくという手続を取るものとなってございます。ただ、相手方の法人が解散している状況でございまして、現状においては取れる手段がないということになってございます。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 不納欠損もできるけれども、法的にはね。

（「できない」の声あり）

○委員（深見 迪君） さっき不納欠損もできるような話をしましたよね。

（何事か言う声あり）

○委員（深見 迪君） まあ、いいです。

（「公債権はできる」の声あり）

○委員（深見 迪君） 法的には時効を待つしかないみたいな言い方をされているのですけれども、決算ですから、それ以外の解決の仕方というのはないのでしょうかね。だって、平成16年だというのでしょうか。その辺のことをもうちょっと分かりやすく説明してもらえませんか。聞いていないですか。

（何事か言う声あり）

○委員長（本多耕平君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） ちょっと待ってください。

○委員長（本多耕平君） 早くしないと、とんとんしないと。

（何事か言う声あり）

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

担当課長から、私法上の債権でというところで説明をさせてもらっております。手続上いろいろと調査の方法とか、公法上の債権とは違って大変なのだという話は、前回の決算委員会でもさせてもらっております。その私法上の債権全体の見直しの作業をしておりますというふうに前回もお答えさせてもらっているのですけれども、なかなかその作業が進んでいない状況にあります。

この17万500円をどうするのだという話なのですが、手法としては、地方自治法にのっとって債権放棄という形で議案提案をして落とすという手法はあります。ただ、この件だ

けそういう手法を取るのが正しいのかどうか、総合的にほかの私法上の債権全体を見渡して、そして一つ一つ最適な方法で処理すべきだということで、今、作業しているところでありますので、できるだけ早く、この先収入の見込みがないものを数字として上がったままにしておくという状態にはしないようにさせていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） その問題についてはこれでやめますけれども、今、副町長はできるだけ早くと言いましたけれども、この問題に関しては早くやっていないですね。見込みがないのであれば、それなりの手続きをきちっと取って、言ってみれば健全な決算の内容にしてほしいなというふうに思って、さっきのアイヌの住宅貸付けの問題にちょっと移りますけれども、前年度の8万円がゼロになったというのは分かりました。

ただ、前にも私、言いましたけれども、3,200万円の調定額に対して、予算自体がもう22万5,000円でしょう。これ、もう半分以上諦めているということですよね。だから、そういう点では、これについても道内の各自治体でもいろんな形での取組をやっていますから、それも勉強しながら、本当に現実的に私どもの本町の財政が健全な形で進むというような形をぜひ取ってもらいたいと思うのですよ。見込みがないならないで、駄目なら駄目で、そういう決算の仕方をきちっとしてほしいなと私は思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

○委員長（本多耕平君） お答えする前に、深見委員、申し訳ないのですが、総括質疑とにならないように、今の問題をできればもう少し端的に、総括なら総括での質疑のときをお願いしたいのですけれども。ということで、ご理解をいただきたいと思います。

どなたか、お答えして。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほどの土地貸付収入と同様の事案でありまして、これにつきましても全体的な検討をしている最中であります。委員からご指摘がないように、できるだけ早くやってまいりたいと。

先ほどの案件については、地方自治法上の議決というお話もしましたが、債権管理条例を持つか持たないかというのも長い間の課題になっております。それらも含めて検討したいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

（「分かりました」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ほかに歳入各款一括して質疑を許します。

松下君。

○委員（松下哲也君） 私も、昨年、総括でちょっとやったのですけれども、2ページの固定資産税、非常に収入未済額、大きな金額が載ってはいるのですけれども、やはりこれも固定化されたものなのかどうかただけ、お知らせいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

固定資産税の部分につきましては、固定化された大口の案件がございます。平成23年度から発生しているものではあるのですが、この案件によりまして、この1件だけで未収金全体の75%、固定資産税の部分については、この1件のためだけに約9割が回収できない状態であるということでございます。

対策についてなのですが、顧問弁護士のほうにも相談等をしているわけなのですが、令和3年度から、釧路総合振興局から短期併任ということで、道の職員に月に数回、本町職員として徴収スキルの技術等をご指導していただいている中で、令和3年度に就いていた併任職員の方から、一歩進めて処分について取り組んでいこうということで公売等を、今、行っているところでございます。

（「いいです」の声あり）

○委員長（本多耕平君） いいですか、松下君。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） では、なければ、実質収支に関する調書について質問を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第1号を終わります。

次に、認定第2号、国民健康保険事業事業勘定特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第2号を終わります。

次に、認定第3号、下水道事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で認定第3号を終わります。

次に、認定第4号、介護保険事業特別会計決算、保険事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、保険事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、介護サービス事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、介護サービス事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で認定第4号を終わります。

次に、認定第5号、後期高齢者医療特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第5号を終わります。

次に、認定第6号、簡易水道事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。
ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第6号を終わります。

以上で認定第1号から認定第6号までの決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書の内容質疑を終わります。

次に、認定第7号、標茶町病院事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、財務諸表について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「早い」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 早いか。
病院会計ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、決算報告書について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第7号を終わります。

続いて、認定第8号、標茶町上水道事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、財務諸表について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、決算報告書について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第8号を終わります。

◎散会の宣告

○委員長（本多耕平君） お諮りいたします。

本委員会に付託を受けました認定第8案は、なお精査の要ありと認められますので、継続審査といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号は、継続審査と決定いたしました。

お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することと決定いたしました。

なお、明日10月5日は午前10時から委員会を開きますので、議場に参集願います。

以上で本日の委員会を散会いたします。

（午後 3時25分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

年長委員

委 員 長

令和4年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

令和5年10月5日（木曜日） 午前10時00分 開議

付議事件

- 認定第 1号 令和4年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 令和4年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 5号 令和4年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 6号 令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計決算
- 認定第 7号 令和4年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 8号 令和4年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（10名）

委員長	本 多 耕 平 君	副委員長	鴻 池 智 子 君
委員	深 見 迪 君	委員	櫻 井 一 隆 君
〃	齊 藤 昇 一 君	〃	黒 沼 俊 幸 君
〃	長 尾 式 宮 君	〃	松 下 哲 也 君
〃	渡 邊 定 之 君	〃	類 瀬 光 信 君

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 菊 地 誠 道 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企画財政課長	長 野 大 介 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
農 林 課 長 兼	村 山 尚 君

農委事務局 長	村 山 新 一 君
住 民 課 長	浅 野 隆 生 君
保 健 福 祉 課 長	富 原 稔 君
建 設 課 長	三 船 英 之 君
観 光 商 工 課 長	油 谷 岳 人 君
水 道 課 長	若 松 務 君
育 成 牧 場 長	伊 藤 順 司 君
病 院 事 務 長	穂 刈 武 人 君
やすらぎ園 長	青 木 悟 君
教 育 長	常 陸 勝 敏 君
教 委 管 理 課 長	富 樫 慎 也 君
指 導 室 長	服 部 重 典 君
社会教育課 長 兼	
中 央 公 民 館 長	佐々木 幹 彦 君
監 査 委 員	鈴 木 裕 美 君
監 査 委 員	中 島 吾 朗 君
監 査 事 務 局 長	齊 藤 真 希 君
会 計 管 理 者 兼	
出 納 室 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	平 間 佳奈江 君

(委員長 本多耕平君委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長（本多耕平君） 昨日に引き続き、令和４年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員10名であります。

(午前 ９時５５分開議)

◎認定第１号ないし認定第８号

○委員長（本多耕平君） 本委員会に付託を受けました認定第１号、認定第２号、認定第３号、認定第４号、認定第５号、認定第６号、認定第７号、認定第８号を一括議題といたします。

これより認定８案の質疑を行います。

質疑は、内容質疑と総括質疑に分けて行います。

初めに、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について質疑を許します。

質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君） たくさんあったのですけれども、昨日委員長に注意されて総括質疑でやれと言われたので、１つだけ。

18ページなのですが、介護保険事業の成果の中で、いろんな制度を活用してお金も出して、介護員増員をすることができたという成果の内容が書かれています。これは役場関係の介護職員ではなくて民間の事業所のことを指しているのか、それから内容的にはどの程度の増員になったのかというのをお聞かせ願いたいと思うのですけれども。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

介護職員初任者研修受講費補助事業の件かと思いますが、こちらにつきましては、民間事業所にお勤めの方３名に助成を行ったところでございます。

○委員長（本多耕平君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） この方々は、もともとその事業所に勤めておられた方なのか、それとも新たにこれを受けて事業所に勤めるようになったのか、それを伺いたい。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたします。

この方々につきましては、事業所にお勤めになられた方が受講した部分というふうになっておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

(「よろしいです」の声あり)

○委員長（本多耕平君） ほかにございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 産業の振興での部分、1 ページ、バイオガスプラントの早期建設の文章がありますけれども、コロナ禍で様々な農業政策の再検討等を行われていますけれども、このバイオガスプラントの建設に向けた条件等についての変更等はありませんか。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

バイオガスプラントの計画については、さきの定例会等でもご説明させていただいておりますが、現在、資材費、飼料等の高騰により酪農業が苦境に立たされ、農家さんが事業への投資が踏み出せないでいる状況となっております。

今現在は、プラント規模の見直し等の作業をしております。どうしてもプラント規模の見直しといいますと、今までやりたいと言った農家さんが、集中型の場合ですが、手を下ろしてしまったと。その場合どうしてもプラント規模を見直すことによって、スケールメリットが小さくなる、要は農家負担が逆に増えてしまうということで、なかなか具体的な計画が進められていない状況であります。ただ、バイオガスプラントの計画については、またいろいろなメーカーさんからご提案をいただいております、個別にちょっとメーカーから聞き取りを行っているところでございます。できるだけ新たな事業モデル、農家さんの負担の少ない形で方向性を出すべく、今現在、作業を行っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 僕は何度かこの場所で個別型の問題についてお伺いしてきたのですが、そういう面では個別型のプラントにより、ふん尿処理の問題ではなくて、もう少し肥料としての効果とその部分での検討、それからプラントによっていろいろな具体的な角度からの検討はされているのか、申し訳ありません。そういうことをお聞きします。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

○委員長（本多耕平君） 再開いたします。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

今、委員がおっしゃられていたバイオガスプラントを整備することによって、固液の液の部分については要は液肥として畑に還元できる、固形分については戻し堆肥として活用できる。そういった意味では、農家さんの負担が増えるばかりではなくて、そういったメリットもございます。そこについては、これまでも農家さんに説明はしてきたところなのですが、今後その部分についても、飼料高騰あるいは肥料高騰という生産コストが上がる

中では、一つの大きなバイオガスプラントを整備することのメリットと考えておりますので、農家さんにその辺を理解いただけるように丁寧な説明を行ってまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

（「よろしいです」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ほかにございますか。

長尾君。

○委員（長尾式宮君） 35ページ、教育費、学校教育の推進で2点お尋ねします。

1点目は、教職員の研修の場の確保というところがございますけれども、それぞれ生徒数に応じた教員の配置がされているわけですが、限られた人数の中できちんとした研修というのがなかなか大変なのではないかなと思うので、実際どういう形で研修をしているのかお尋ねします。

もう一点はGIGAスクール構想なのですが、もう運用が始まっておりますけれども、こちらのハードウェアの末端機器、そういったもののメカトラブルとかによる廃棄あるいは更新、こういったものはどういうふうに対応されているのか伺います。

○委員長（本多耕平君） 指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君） 答えいたします。

教職員の研修に関わっておりますけれども、毎年、各学校においては、年間の研修、校内の研修の計画を立てます。その後、釧路教育局の指導主事の訪問等が年2回、多いところは3回、そして現在は端末を使ってオンラインでの研修の機会を設けながら、子供たち一人一人にきめ細かな学習を行いながら、定着を図っているところでございます。あとは、各学校においては10月から11月に研究大会、そういったものを催しながら、町内をはじめ管内の先生方にお集まりいただいて、研究発表という形を取りながら研修の機会を確保しているところでございます。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） GIGAスクール関係の端末機器のトラブル等々のご質問でございますが、機器に不都合が生じた場合等々につきましては、学校から連絡をまずいただくことになっております。その不具合の状況にもよりますが、すぐに復旧が難しい等々につきましては、予備機を持っておりますので、その機械と交換をし、児童生徒、それから教職員にはすぐに不具合が出ないように対応しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） ほかにございますか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 16ページなのですが、施策の成果ということで、5番目、高齢者事業団への助成ということで、ここに訪問開拓員の人件費を補助するということなのですが、この訪問開拓員というのはどういう意味でしょうか。教えていただきたい。

いと思います。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

訪問開拓員の職務内容というふうに思いますけれども、団員の勧誘、募集、それからその応募されてきた方の面接等を行うような業務というふうになっております。

○委員長（本多耕平君） ほかにございますか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 2 ページ上段です。中山間地域等直接支払交付金に係る取組、これの成果として耕作放棄地の発生抑止が図られたということではありますが、現状において標茶町の耕作放棄地、把握されているかどうか、ないのかもしれないのですけれども、お知らせください。

それから、3 ページ、釧路北部地域雇用創造協議会において講習会や企業説明会を行ったことで正規雇用者の獲得に寄与したとありますけれども、実際に正規雇用、増えた人数、それから正規雇用に動いた企業の数、お知らせください。

それから、7 ページ下段になりますけれども、「戸別受信機について、町内会・地域会の協力のもと配布に務めました」と報告されていますが、現時点での普及率と100%普及して供用開始される時期について分かりましたらお知らせください。

それと、12ページ1行目です。行財政改革による徹底した歳出の抑制ということを述べられていますけれども、経費削減ということになると思いますが、具体的にどういった方法で、あるいはこれまでどおり、どういったところを徹底して歳出の抑制に努めようとしているのかお聞かせください。

最後、17ページ、高齢者福祉の増進の中で、12番、給食宅配サービス、これは誰が宅配を行っているのか。仮にボランティアだとして、その方たちの身分保障というのはあるのか、お知らせください。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

まず、耕作放棄地、町内に現在存在しているかとお尋ねだと思いますが、中山間事業の中で毎年、農地の現況等については、農家さんの聞き取り、あるいは現地確認等を行っておりますが、町内において耕作放棄地については、今現在、確認されておりません。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 北部地域雇用創造協議会の関係でお答えいたします。

令和3年度から始まった事業でございますが、令和4年度につきましては、標茶、弟子屈、鶴居の3町村でやっているものですから、合計の数字になりますけれども、参加事業所数は158事業所、そのうち正規雇用に結びついた人数というのが53人という実績になってございます。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 戸別受信機のお尋ねがあったと思いますけれども、現在の普及率というか、配布率といいたいでしょうか……

○委員長（本多耕平君） マイクを近づけてください。

○総務課長（齊藤正行君） すみません。

配布率、普及率について、まずお答えさせていただきます。令和5年3月末では、36.4%、対象世帯3,605世帯で、1,314世帯に配布させていただいております。現在、9月の頭になりますが、世帯数も若干変更はありますが、3,629、配布数1,942、53.5%となっております。

これまで3月以降、町内会、地域会をお願いして32回、町内の各町内会をお願いして配布会のご協力をいただきまして、町内会が関係した部分では32回で707台の配布をさせていただいておるところでございます。あとは、直接本人が役場に来られたり、ある地区では消防団の方が各戸を回っていただく取組もしておりますし、別なところでは、集会施設に公民館にまとめた台数を置いて、その公民館に地域の方が取りに行くという手法を取っている部分もあります。100%まだまだちょっと遠い数字で、今現状これから配布率を上げるためにどうやってやっていこうかということで、個別的な取組になりますけれども、試行的にある町内会の未配布の方にダイレクトで手紙を送って、その反応を見ておりますが、なかなか役場に来るといことも困難な方もいらっしゃると思いますので、個別な配布方法についてもう少し突っ込んで研究しているところでございます。

100%供用の話ですけれども、既に各町内会には町内会での行事を放送できますよということも各町内会長さんにアナウンスしておりまして、これまで各町内会のイベント等も各町内会限定で放送することもできますから、そういった取組も夏祭りですとか、そういった部分で活用していただいたという経過もあります。供用開始というお話ですけれども、100%を目指して取組を進めながら、また、事業所、法人等への配布も進めながら、情報が広く皆さんに伝わるような取組を進めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

12ページの冒頭の徹底した歳出抑制のお話をいただいたと思います。

本町では、ご案内のとおり、行政改革大綱に基づきまして、現在は令和2年3月に策定した第5期行政改革大綱に基づきまして各種取組を進めておりまして、大綱の下で実施計画というのを策定しております。この中で、内部ポスト、細かい部分になりますけれども、歳出抑制に起因する、例えば事業を一緒にして合理化を図れないかだとか、細かい話で言いますと、役場庁舎内のLED化ですとか、電気の契約の方法を見直すですとか、そういった細かい部分はありますけれども、多様な考えにより経常経費の抑制等も含めながら進めてまいるところでございます。項目が多岐にわたりますので、令和2年の策定の際には全員協議会でご説明申し上げておりますけれども、そういった歳出の抑制を含めながら財政の健全化に寄与してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたい

と思います。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） 給食宅配サービスの部分でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

給食宅配サービスにつきましては、社会福祉協議会のほうに委託をしております。ご質問ありました配達する方の部分でありますけれども、ボランティアの方に対応をいただいているというような状況でございます。ボランティアの方につきましては、社会福祉協議会のほうでボランティア保険に加入をしているというふうに伺っているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君、よろしいですか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 釧路北部地域雇用創造協議会のことについてお答えいただきましたけれども、3町村合同でやっている事業だということは分かるのですが、そのうちの標茶町の分というのは、そう多いと思えませんので、こちらの数について後ほど結構ですから、成果として標茶町にどんな成果をもたらしたのかということはお知らせいただきたいと思います。

それから、戸別受信機については、防災を中心に緊急を要する町民への連絡方法として、町長の公約にあったFMラジオ局の開設に代わった非常に重要な施策であると思っております。そして、この事業に手をつけてから、既に5年目に入っていることもあります。途中でいろんな支障があって配布が遅れているのですけれども、ぜひこれは早く全戸に配布を終了して運用を始めるべきだと思いますので、その部分もし必要があれば、町内会等にもぜひ積極的に声をかけるべきだと思います。

あと、徹底した歳出の抑制のことについてですけれども、行革大綱に基づいてということ、もちろんそのとおりだと思います。物品等を購入する場合の基準として、金額が優先ですか、それとも質が優先ですか、あるいはその両方ですか。

それから、町内、町外で同じものを取り扱っていた場合、多少の差であれば町内を優先するとか、そういったことについて申し訳ないのですが、お知らせください。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 戸別受信機のお話につきましては、私もそのとおりだと思いますので、現在、早期に全員に、希望されない方もいらっしゃいますので全戸という話になるかどうかはあれですけれども、希望される方にしっかり届くような取組を進めていきたいと思います。各町内会、それから関係団体のご協力を得ながら、早期に委員ご指摘の部分については、配布率を上げる取組を進めていきたいと思っております。

行革の関係につきましては、金額、質、両方だというふうに理解しております。片方だけがという話で評価はできないものと思います。

それから、町内、町外の部分ですけれども、基本的に町内で調達できるものについては、

これまでも町内という基本スタンスは変わらないだろうと思っておりますし、行革の金銭だけの効果を求めるというのではなくて、やはり町内経済の部分も見ながら、その中で少しでも安いというか、効果のある歳出が抑制になるものということで、その両面をにらみながらこの行革を進めていかなければ、片方だけでいくというのはちょっと課題が残るのではないかなというふうに理解しているところでございますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（本多耕平君） 商工観光課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 釧路北部地域雇用創造協議会の標茶町にどんな成果があったかというご質問なのですが、この事業自体が3町村と一緒にやってということで、厚生労働省の100%補助事業でやっている事業でございます。設立の目的自体が雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等に地域の特性を生かした魅力ある雇用やそれを担う人材の維持確保を図るための創意工夫ある取組を支援しようということで、事業申請をいたしまして、採択されて今やっているところでございます。

具体的に数字、先ほど3町村の数字を申し上げたのですが、標茶だけで申しますと、令和3年度からやっている事業でして、令和3年度につきましては9名、4年度については3名の雇用に結びついたという実績でございます。この数字が多いか少ないかというところはあるとは思いますが、実態としましては、標茶町自体ハローワークに求人が標茶町の企業からそれほど出ていないという状況でございます。そういうことはあるのですが、この事業を通して事業者に参加していただいて少しでも雇用に結びつけていただきたいということでやっていますので、結果3人という数字ですけれども、結びついたということで、成果としてはあったのではないかなというふうには判断しているところでございます。

以上です。

○委員長（本多耕平君） ほかにございませんか。

鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 4ページの建築行政につきましてというところに「住民からの建築に関する相談についても対応してまいりました」とありましたけれども、主に町民からはどのような相談があったのかということとをまず1つお聞きしたいのと、34ページの消防費の中の事前行動計画タイムライン、自主防災組織支援事業の予算執行の数字がちょっと低いということが気になりましたものですので、ここの2つをお願いいたします。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

住民から建築に係る相談なのですけれども、まずは確認申請とか、市街地の用途地域に関する確認のご相談、あとはいろんな部分でいきますと、マイホーム応援事業を利用できるかできないかとか、そういう部分のご相談とかを承っております。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 34ページ、事前行動計画タイムライン、自主防災組織支援事

業の最終予算額25万円で決算額18万2,000円、ここの部分についてのご質問かと思われます。

この部分、タイムラインにつきましては、全国のタイムライン防災・北海道ネットワークに加盟しておりまして、その負担金が1万円、そこの研修会等に参加する費用が17万1,000円、去年はありまして、合計で18万2,000円程度という実績になっておりますが、その分はタイムラインですけれども、自主防災組織の支援というところで、当初予算では報償費15万円、それからその謝礼金として2万4,000円ほどを予算化させていただいております。

といいますのは、各地区・地域、過去の町政懇談会等で、他の地域でもそういった防災に対する事前行動計画の策定ですとか防災に関して、簡単な話で言うと1回も防災避難行動をしたことないのだよねという町内会さんもいらっしゃいましたから、ぜひそういうところで一緒に取り組んで、災害想定はいろいろ変わりますけれども、水害のない地域もあります。想定では、例えば吹雪で停電になったときの対応ですとか、災害想定は違いますが、そういったことを想定して一緒に町内会として、地域として何ができるのか、そのために何が必要なのかを考える、そういった取組をしたいのだよねという相談も数か所拝聴しておりますので、そういったことで外部の講師を呼んで研修会を開きたいなということで、当初予算化させていただいた経過がございます。

ただ、コロナ禍ということもあり、令和4年度につきましては実施ができなかったこともあります。現在、今年も同程度の予算化をさせていただいておりますので、今その先生と打合せをさせていただいて、各町内会と直接やり取りをさせていただきながら、今年については何とか実現をして、標茶町でタイムラインをつくっているのは、市街町内会地域とは一緒になってつくらせていただいた経過はありますけれども、他の地域ではこれまで取組していませんでしたので、そういったことで各地域に入り込んで、事前行動計画と一緒に作りたいなということでしたけれども、4年度につきましては、そういった事情でできませんでしたので、全国のタイムラインの研修会等に参加した費用で実績となっておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 7ページをお願いいたします。防災備蓄品、これについて2点伺いたいと思います。

防災備蓄品を何か所に集積して管理しているのか。

それともう一つは、水だとか食品だとかというのは賞味期限が当然ありますので、その管理というか、期限が来たものをどのように利活用されているのか、その2点をお聞きたい。お願いいたします。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 備蓄品についてのお尋ねかと思います。

備蓄品につきましては、標茶町の防災センターをはじめとして、開発センター、ふれあい交流センターと、あとトレセンですとか、あと公民館を含めまして、役場にもありますけれども、町内12か所に配備しております。

それから、賞味期限の関係でしたか。

（「その利活用ですね」の声あり）

○総務課長（齊藤正行君） 賞味期限の関係につきましては、それは一元管理しております、例えばどこの水が期限がいつかというのは、役場のほうで一括管理しております、その切れないうちに例えばそういった訓練の際に使っていただくということもしていますし、あとはその管理の中で、9月の上旬には学校給食のほうで防災食ということで提供させていただいた経過もありますし、いずれにせよ廃棄をできるだけしないような形で取組を進めている次第です。

以上でございます。

（「よろしいです」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についての内容質疑を終わります。

次に、財産に関する調書及び基金の運用状況について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 基金の運用状況で2ページですけれども、標茶町の農林漁業振興資金貸付基金ですけれども、これ毎年のように1件運用されているのですけれども、令和3年度は約800万円でした。令和4年度が780万円、この運用状況といいますか、これについてちょっとお知らせいただきたいなと思います。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

農林漁業振興資金貸付基金の運用状況に関するお尋ねかと思いますが、現在の状況ですが、委員おっしゃられていたとおり、昨年は800万円、今年度は780万円の資金の貸付けを町内木材加工工場1社にしております。1社が当制度を活用しております。製材工場ということで、木材や原材料の丸太を仕入れてから資本回収まで時間がかかると。その間の資金に充てるために、この制度を町内の木材加工工場1社が活用しているというような状況でございます。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 分かりました。考えてみますと、1年間の運転資金ということで年度当初に借りて、年度末にはきちっと返済をしてという形で、そういうことで理解してよろしいですか。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、年度当初に1年間の運転資金ということで申請を上げてもらって資金を貸付けして、3月、年度末にはそれを役場のほうに返済していただくということになってございます。

以上です。

（「分かりました」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で財産に関する調書及び基金の運用状況について、内容質疑を終わります。

次に、一般会計継続費精算報告書について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で一般会計継続費精算報告書について内容質疑を終わります。

次に、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について質疑を許します。

深見君。

○委員（深見 迪君） 伺いますが、この4年度の健全化判断比率報告書を見ますと、これは決算審査委員長のほうからも指摘がありましたが、8.7%だったのが9.1%、0.4%悪化しているという指摘がありました。早期健全化基準から見ると大した数字ではないのかなというふうには思うのですが、これ、どういうふうに見たらいいのか、どう評価したらいいのか。少なくとも審査委員長からそういう指摘もあるので、その点についてちょっと聞いてみたいと思うのですけれども。

○委員長（本多耕平君） 深見委員、代表監査からですね。委員長ではないですね。

○委員（深見 迪君） すみません、監査委員長です。

○委員長（本多耕平君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えします。

これについては、監査からご指摘のとおり、公債費の比率が増えたということで、当時クリーンセンター、それから中学校改築、それから給食センター等、特に令和2年、3年に集中して大型事業があった、その財源として起債を有効な財源確保のために活用させていただいた結果として、ここに来て公債費の比率が若干上がってきたということで、今後もし同じような傾向が数年続くのかなと思うのですけれども、こういうことを留意しながら財政運営に心がけていきたい、そんなふうに考えております。

（「いいです」の声あり）

○委員長（本多耕平君） いいですか。

○委員（深見 迪君） はい。

○委員長（本多耕平君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について、内容質疑を終わります。

以上で認定8案の内容質疑を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時40分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、認定8案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） 初めに……

○委員長（本多耕平君） 深見委員、もう少し大きな声で言っていただければ。

○委員（深見 迪君） 分かりました。

総括質疑に適さないかもしれませんが、そういう場合にはいつものように委員長から厳しい指摘があると思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

一番最初の質疑ですが、この主要な施策の成果と実績報告書、これ、成果と実績報告書ですから、総括的なものとか反省的なものというのが記述されないものなのかどうなのか。そういうものは記述しないものなのか、ここに。それをちょっと聞きたいと思うのですが。

ちょっと、そうしたら。委員長。追加して分かりやすく。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 例えば、この成果と実績報告書の3ページに釧路湿原かや沼観光宿泊施設についての記述があります。「新たな標茶町の顔となる施設を目指し、改修工事を進めてきました」というふうに書いてあります。確かにそのとおりだと思います。しかし、この間、負の問題も多々あったと思うのです。それで、反省点とか今後の見通しとかというのは、こういうところには記述されないものなのかどうなのか、その点についてちょっと質問したいと思います。

○委員長（本多耕平君） どなたの答弁ですか。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

明確に、例えば出来形と、それから総括すべき点を述べるものというふうな、成果と、それから反省すべき点を総括して記述するかしないかという規定があるわけではないというふうな理解でおります。巻末にあるように、自治法に基づいた附属書類として提出をさせてもらっているわけでありまして、これまでの考え方としては、現実この状態ですね。単純に出来形を報告する、町が行った活動で住民サービスがどのようなになったのか、どのような効果を上げたのか、そういったことを記述するということでもありますので、委員がおっしゃるような総括すべき点だという理解でおりますけれども、そういった部分については、これまでは触れてこなかった、あったとしてもあまり触れてこなかった状態ではないかというふうに思います。それらについては、例えばこういう場で議会の皆さんとの議論の中で明らかにしたりとか、あるいは我々が事業評価の中で出しながら、次の施策に生かしていく、そういった形で更新されていくという考えでいたものというふうに思っております。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私は、これだけ網羅された決算の内容ですから、当然この決算の数字を改めて私たち議員も見直して、そして来年度の施策に生かすというようなことが、私たちが決算に臨むときの基本的な姿勢だと思うのですよ。だとすれば、やっぱりこういうことをやったよというだけではなくて、それがどうであったのかという判断というか、評価というか、そういうことはここに記載されるべきではないのかなと。唯一決算に対するそれはどうであったのかということ記述されているのは、この文書しかないわけですから。ところが、文書の表題は主要な施策の成果と執行の実績報告書になっているから、やっぱり大事な部分が欠けているのではないかと。私たちは決算を見て今後の施策についての考えというか、そういうことを考えていかなければならないのではないかなというふうに思うので、その点がこの文書の形ではちょっと足りないのではないかなという点で、ぜひこれをもう少し変えるような、率直に問題点や反省点があれば、その点を記述するというような内容にするべきではないかなというふうに私は常々思っているのですが、前もこんなような質問したような気もするのですが、いかがでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

昨年も同じようなやり取りをさせてもらった記憶が私もございます。ちょっと今確認しているところなのですが、先ほど言ったように、地方自治法に基づいて提出する書類だという理解でおります。その中で、この題名もたしか決まっていたものだというふうに思っております。それが正しければ、求められているのは、成果と実績報告というところでありまして、委員が指摘する部分については、そこからは明らかになってこないという理解でございました。

ただ、ご指摘の部分について、ほかの団体等の状況も見ながら、これについては研究をすべきかなというふうにも思いますので、お時間をいただきたいというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 時間を欲しいということなので、それ以上は質問する何物もないわけですが、しかし実績の中には負の部分も当然含まれてしかるべきだと思うのですよ。そういうことを総合的に判断して今後の施策について私たちは考えていかなければならないということなので、ぜひ前向きに検討していただきたいなというふうに思います。そうでないと、ある意味、本当の意味での決算の意味が失われるというような気がするのですよ。

ということを問題提起して2つ目の問題に入りたいと思うのですが、2つ目の問題は、町の公営住宅長寿命化計画に基づく、今、桜団地の改修工事も行われています。昨年も桜団地の改修工事が行われました。そのときに、新しく改修されたところで水道の凍結が発生したのですね。これ、どのぐらいの件数で発生したのか、まずそれを聞きたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 私のほうに報告を受けている件数としては、2件か3件は聞いておりますけれども、ちょっと正確な件数は把握できていませんので、後ほど報告させていただきます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 2件か3件で、分かりました。

それで、この凍結が発生した場合の費用、多分、鍵を渡してからの凍結だと思うのですが、その場合、それを修繕する費用はどうしたのか伺いたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 富原君。

○建設課長（富原 稔君） 入居者の責任による、例えば元栓の閉め忘れだったり、あとはボイラーのお湯の抜き忘れとか、そういう部分に関する凍結につきましては、入居者の負担で修理していただいております。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それは条例のほうにも書いてありますね。「入居者の責に帰すべき事由によって」「入居者は、町長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない」という条例があります。その点は分かるのです。

ただ、私、いろいろ聞いて回ったのですが、改修前の旧住宅はほとんど凍結しないのですよ。凍結しない、元栓を一々閉めなくても。僕が言っているのは桜のSに限ってしか言っていないのですけれども、凍結しないのです。それで、凍結しないだけでなく、わざわざ元栓を落とさないでねと、引き渡すときに落とさないでねと役場の職員から言われていましたという方もいました。そういった中で、今まで旧住宅に住んでいて、改修後にそこに移った人が凍結問題を発生させたということで、旧住宅、これはあくまでも僕は桜のSの住宅のことしか聞いていませんので、幾つか聞いて回ったら、ずっと元栓なんか落してないよと、水道落としてないよと。それで、凍結しないし、ましてや役場の方からわざわざ

ざ落とさないでねと言われましたという方もいらっしゃいました。そうすると、その責任は、その責は、新しい改修住宅に移った方だけの問題なのか、役場のそういう受け渡すときの注意に問題があるのか、その点ちょっと、改修前の住宅は落とさなくてもいいのだけれども、改修後は落とさなければ駄目ですよというふうに言ったのかどうなのか、その点はどうか。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 今回の部分でいきますと、入居前に荷物を運んだときに、その時点では水道を使わないでくださいというお願いをしてきました。でも、ちょっと拭いたりするのに水を出したと。それが年前の話で、その後、一番寒い時期に、まだ建物内もどこも暖房も入っていない、たいていない時期なので、全館がまるっきり冷え切った時期に、年明けまでの1週間なり2週間なりの間、そのまま留守にしていたというか、ストーブをたかない状態であったために、今回の部分については、それが原因で凍結したのではないかと。一般に入居している状況であれば、ほぼほぼ凍結していなかったのではないかとというふうな判断をしております。ただ、一概にそれがほかのところの部分についてはしていないということで、条件を聞いたときには、そういうふうな水を使っていないという話を聞いておりますので、まして、新築した段階においては、トイレとかの配管の中には凍結防止剤を入れた形で凍結しないようにしておりますので、その部分でいきますと、利用者の方が今回そういうふうな暖房も置かない状況の中、数週間にわたって留守にしたことが一番の原因ではないかというふうに私どもは考えておりました。

ただ、今の入居の段階で水を元栓を落とす落とさないの話については、私のほうでも担当のほうに確認をしないと判断できませんので、その部分については後ほど回答させていただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 入居者が責任を取って、金額で言えば3万3,000円ですか。そのぐらいですね。

（「単純にそのぐらい、場所によりますけれども」の声あり）

○委員（深見 迪君） 家によっては違うと思うのですけれども。もともと公営住宅ですから、所得の少ない方のために建てた住宅なわけですよね。新しい住宅に入って、いきなり3万3,000円請求が来ると。同時に、しばらくその3万3,000円を払わなかったところには、裁判所に出すよというような通知も来たというのですね。

そういう点からいきますと、今、課長言われたのは分かりますけれども、今まで生活していたところは一切落としていない。暖房をつけないでいる場合もいうことを言われましたけれども、留守にする場合だってあるわけですよね。今までそういう場合でも凍結はなかった。その方たちは、新しい改修された住宅に入ったときに、いきなり凍結問題が起きたというような、二、三件というのは僕はたまたまではないかなと思うのです。本当はもっとたくさん出てきたのではないかなと思うのですが、これで、本当にその人の責

だけなのか、役場のほうにも問題点はなかったのか、私は役場のほうにも問題点があったのではないかというふうに思うのです。

ですから、この修理代、お金をその人に、その人の責になるというふうなふうに一方的に考えるというのは、違うのではないかなというふうに思うのです。その点について、ちょっとこのときの凍結の問題は考え直すことは、凍結とその責任について考え直すことが必要ではないかと思うのですが、その点を1点聞きたいことと、今後、今もまた新しいSの住宅で改修工事をやっていますので、こういうことがあったので、今後この点について注意してほしいというようなことをきちんと伝えるべきだなというふうに思うのです。そのときは伝えていなかったわけですから、そういう点についてぜひ、責任が入居者だけにあるのか、役場のほうにもあったのではないかと思うので、その点についてもちょっとお答えしていただきたいなというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） まず、凍結の問題につきましては、たまたま今、昨年改修したS-1の話なのですけれども、ほかの部分の公住においても、昨年はあったかどうか分かりませんが、冷え込みが強い時期には数件発生しております。それにつきましては、個人の負担で補修というか、直してもらっているのですけれども、もともといた入居者が今回の場合は別のところに行っていて、そして改修し終わった後にまたそこに戻っていただいた入居者の方で、たまたまそういう案件が発生した方がいらっしゃいました。その部分でいきますと、入居する段階で今までどおり使っていたという部分については、ご本人さんも今までも何でもなかったからという部分があったと思いますけれども、先ほど申しましたように、入居の説明書に元栓の部分、凍結の部分についてどのように記載されていたか、ちょっと私も今、手元にございませんで、その部分については確認し、また、昨年起きたことが今年また繰り返さないような対策としての今年度の案内に、入居の説明資料については、そのような記載も詳しく含めていこうかと思っております。含める必要があるのではないかと考えております。

また、あと修理代金の部分につきましては、先ほど申しましたように、一般的に北海道に、一般的な話したらちょっと怒られるかもしれませんが、北海道、この地域に住んでいる方で、それこそ12月の末、1月の頭の一番冷える時期に凍結に対する心配というのが一番起きることだというのは皆さん認識している中でそういう、例えば一般の住宅の方でも、今まで凍結したことないのに凍結してお金が発生したという部分もございます。そういう部分で考えると、通常概念を持って対応していただければ、この部分については私は防げたのではないかというふうな個人的な判断をしておりまして、その部分で今回その補修費については、個人の負担だねという部分で担当のほうと話を進めさせていただいた部分がございます。その部分に関しては、町のほうで今回の補修についての費用を負担するという部分については、担当課としては考えておりませんでした。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） だから、考えてほしいという、どうですか。通常の場合とは今回違うわけだから。今まで住んでいて何でもなかったの。真冬でも落したことがない。ましてや、落とさないでねというふうに言われた人もいたというのですね。それが新しい住宅になって、今まで落したことはないのに、まさかこうなるとは思っていなかったということと併せて、公住に入る人たちの所得の水準のことも鑑みて、私はこの責任の問題を考えてはどうかという提案をしているわけですから、その点どうなのでしょうかね。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

基本的には、担当課長から説明があったとおりだというふうに私も理解しております。責を認めてお金を支払うということになった場合、それが果たして、個別の事案に即して考えなければいけないことでありまして、この場で総括して一くくりでそういったことがあったら町の責任というのは、軽々しく言えない問題だというふうに考えております。

今言えるのは、その方から訴えが起こされたら、それについて町が責任あるかどうか向き合わなければいけないというふうには考えますけれども、今ここで委員とのやり取りの中でそれについて町が負担するという判断はできないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。非常にその方たちの生活の具合等々を考えると心情的には理解できる部分もありますけれども、給付が伴うものについては慎重に取扱いしたいというふうに考えております。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） その方から訴えがあったらというのは、難しいのですよ。役場に対して、そういう訴えを自分ですということがなかなか大変なのです。それは私、議員をやっていて、自分たちで役場に言ったら、結構優しいから、すぐ来てくれて見てくれるよと。いろんな例がありました。そうしたら、その人たちは、いやいや、私たちが言っただって駄目なのだと、議員が言うからやってくれるのだというようなことを言われたこともありました。

今、副町長、心情的にということと言われましたけれども、私、心情的に訴えているのです。心情的に今回の例の場合は、どうなのかと。もう一度言いますけれども、今まで住んでいた住宅は水を真冬でも落とす必要がなかった。凍結することはなかった。しかし、改修した後に初めてそういうふうな経験をしたということなのです。そのときに、一言役場の職員がそのことについて説明するというか、ここ気をつけてねというのがあれば別なのだけれども、それを破ってということであれば別なのだけれども、今、副町長言ったように条例ではこう書かれています、さっき僕読んだように書かれているけれども、そういう特殊な事情であるから、その点では、今、副町長言ったように、心情的に分かる部分を役場としてどう表していくのかということを行っているのです。本人から訴えないというのは、訴えるということとはなかなか大変なのです。ということも併せて、ぜひ検討していただきたいと。今ここで白黒はつきりさせるというふうに私思っていないから、ぜ

ひ検討していただきたいなというふうに思います。課長も先ほど、今度引き渡すときには、そういう注意をきめ細やかにするというふうに言っていましたので、その点やっぱ役場は欠けていたのではないかというふうに私思いますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

それで、3つ目の質問に入りたいと思います。

3つ目の質問は、これも成果と実績報告書に関わりがあるのですが、介護保険事業なのですが、役場理事者の姿勢だけの問題ではなくて、いろんなことが原因で明らかに高齢者福祉が後退しているというのが誰もが認めるところだと思うのですね。

ところが、今回の成果と実績報告の中では、そういう危ない記述がないのですよ。さっき私質問しましたけれども、比率の問題で言えば、やっぱり悪化しているとか、まだ大丈夫だとかというふうに出るわけですから、そういう点では介護保険事業については高齢者福祉は明らかに後退していると。私はそういうこともきちんと記述するべきではないかというふうに思います。

10月1日の男女平等参画セミナー、私も行って高谷先生のお話を聴いてきました。高谷先生は一番最後に、必要な社会支援の利用を可能とするネットワークを築くことは、認知症とともに生きる人々の権利であり、国家の責務であると記述しているのですよ。私はそれをきちんと言ってくれるかと思って楽しみに待っていたのですけれども、高谷先生は言わなかったですね、国家の責務であると。その部分は、だから市町村が頑張ってネットワークを築いてほしいというような言い方に変えたのですけれども、しかし、高谷先生のレジュメの中では国家の責務であるのだということを言っているのです。

私は、今の高齢者福祉の後退というのは、本当に国が果たすべき役割を放棄しているのではないかという気がしているのです。国が50%も負担しているわけでしょう。そういう重みがあるわけです。これでは私は足りないと思うのですけれども、ただ、介護保険事業については、法律でどんどん決まってくるわけですから、しかし国の施策に対して、それにただ従うだけではなくて、実態から出発した介護事業をぜひ国に訴えて、国の施策を変えていく、そういう様々な運動や姿勢が本町にも必要ではないかというふうに思うのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（本多耕平君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

私も先日、認知症講演会を最後まで聴きたかったのですが、その後、茶安別の酪農祭に顔を出さなければならなかったので講演会のほうは聴けなかったのですが、実は講師のほうから、親しくしている講師の人がいて、標茶町は非常に熱心ですねということを逆に言われました。本当にあれだけの方が、予定を超える人数が認知症に関心があって集まっていたというのはすごい町ですねということで講師の方からメールが来て、本当に町長としても非常にうれしいことですのでお答えしていたのですが、介護保険事業については委員ご指摘のとおり、国の介護保険制度に乗りながら、それぞれここまで来た

のかなと思っています。一定程度、形が見えてきて、さらに国の医療福祉の予算が増大していく、これから団塊の世代が75歳に向かうという中で、さらに医療費が拡大するという部分の財源確保にきゅうきゅうとしている状態の中で、いろんな改革が進められているのかなということも認識しながらも、何とか標茶町で安心して認知症になっても住んでいただける、障がいがあっても住んでいただけるようなまちづくりを、いろんな事業者の方に声をかけながらやっているのが今の標茶の現状ですし、逆に標茶町は民間の方が非常に元気な事業所がたくさんありますので、それによって標茶の今の介護保険の制度は救われているのかなと。皆さんご存じのように、やすらぎ園等についても、デイサービスについても、人材不足の中でかなり苦労しながら、今、運営している状況の中で、その中でも周りにそういった民間の事業所があることによって救われているのかなと思っていますので、それらのネットワークを大事にしながらこれからも、国からいろんなこと言ってきていますけれども、今年から特に地区の公民館で、町内でやっている高齢者のカフェを同じような形で公民館の中でも事業展開してくださいということを今やっていますし、それもうまくやれば総合事業として展開できるのではないかと、そんなことも新たな取組として各公民館、わざわざ標茶の町まで出てこなくてもできるような仕組みがないですかということを新たな恐らくこれからの標茶に、公民館がこれだけ充実している町はありませんので、その拠点としてできないかとか、そんな標茶独自の福祉の展開もできないかということも考えながら今進めているところでございますので、委員からいろんな視点からご助言、アドバイスをいただければ、そんなふうに思っています。

○委員長（本多耕平君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 2000年に介護保険制度ができたときに、国は、個人や家庭が面倒を見るのではなくて、面倒という言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、社会が責任を持つのだというふうに言われていましたけれども、今いろんな、この間の10月1日も僕も行ってびっくりしました。あの人数、よくもこんなに集まるなというような、みんな関心を持っているのですね。その点は、私は標茶は誇っていいかなというふうに、すばらしい町だなというふうに思います。

だけれども、私は、改めて言うまでもなくて、やっぱり介護保険事業制度自体はどんどん後退していつていると思います。やすらぎ園が定員に満たないということを1つ取ったって、それはもう明らかなのです。私が言っているのは、国に物申す自治体であってほしいと。一自治体ではどうにもならないことが多過ぎるではないですか、介護保険については。だから、国に物申す自治体であってほしいと。町村会もあるし、そういう点ではぜひそういう運動を進めてもらえないだろうかというようなことを言っているのですね。その点はどうですか。

○委員長（本多耕平君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

町村会にも加盟していますし、管内の会長が全道の会長、それから全国の会長代理等を

やっていますので、私は逆に言うと、実はそれをうまく活用させていただいて、国、道に行ってもなかなか会えない人には会長にお願いして、実はこういう課題があるのですけれどもというのを常日頃、実はお願いして、要請活動の際に発言させていただいていますし、先般も夏に中央要請の際に厚労省の大臣と直接会う機会もつくっていただくということもありましたので、そのときに私は、地域医療の大変な状況の中で医者確保についてやはりしっかり考えていただきたい、コロナの中で一番困ったのは自治体の小規模病院が一番困っていますよということを訴えてきたとか、そういうことも常にやっていきますので、引き続きご支援をいただければ、そんなふうに思っています。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） このことも実績報告の中で、負の部分を中心に記述して実態をきちっと、私たちも町民も同じ認識を持つというふうに、この大事な決算の中で話、議論でき、それを土台に議論できるようなものにしてほしいというふうに私は思います。今、町長が努力されているという話を聞きましたので、それでも国の施策を変えていかなければどうにもならない部分が多々ありますので、その点を訴えて最後の問題に入りたいと思います。

災害時の備えについて質問いたします。

管内の8市町村で構成されている防災基本協定、これに基づく話がどこまで進んでいるのか、私たちにはさっぱり見えないのですね。ある自治体でそのことを聞いたら、後方支援拠点について、例えば海側のところが大津波に遭って大変だったときに、後方支援拠点というのがどうしても必要になってくると。前、私も言いましたけれども、標茶あたりはその拠点としては最もふさわしいのではないかなというふうに思っていました。そうしたら、ある自治体の方が、議会の中で活動中継拠点として釧路開発建設部の施設が中茶安別の防災ステーションにあると。位置づけられているというふうに答えたのですね。それで、私すぐ釧路開発建設部にそこをちょっと視察したいのだけれどもと言ったら、今、視察に応えることできないと。今はもう冬の準備で、除雪の準備で、つまり除雪と一緒にステーションがあるのだというのですね。いろいろ聞いたら、とても後方支援拠点と言えるような内容でないと。むしろ、例えば、さっきもどなたか質問されましたけれども、標茶にある防災施設のほうがもっと充実しているのではないかなというような感じも受けました。

それで、私は、そういう災害発生時にももちろん本町も大変な状態になると思うのですが、海辺の人たちの大津波が起きたときに本町や町民の果たすべき役割は、この中継拠点としてあるべき姿を持たなければならないのではないかと。そのために管内8市町村で構成されている防災基本協定があるのではないかとというふうに思っているのですが、これ今、どこまで話が進んでいるのですか。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） ご指摘の釧路管内8市町村防災基本協定につきましては、平成24年に管内の首長が集合して結んだ協定でありまして、内容については委員ご指摘のと

おり、行政の垣根を越えて防災、それから避難、備蓄に対して共同で取り組むということが基本的な考えでありまして、人的応援、資機材、生活用品の提供、代替事務所、避難所の提供、その他要請のあった項目について、お互いに行政間で一緒にやっていきましょうというのが基本的な流れかと思いますが、現状では、なかなかそれ以降、主立った活動というのはできていないのが現状であります。

ただし、先日報道でご案内のとおりかと思いますが、町長のほうから管内でのそういった連携ですとか後方支援ですとか、最近では防災の観点でも受援とか応援体制、そして応援を受ける体制、そういった広域での避難といったことも大変重要視されておりまして、例えば太平洋側が千島海溝の地震で津波被害を受けたときに、では備蓄品を網走から持ってくるというような行政間を超えた訓練も行っております。そのためには、主要国道である272号線が非常に大事なルートとして重要視されておりまして、そのために272号線沿いにある茶安別のところに備蓄品、どちらかといいますと、食料品ではなくて道路境界の資機材を保管しておりますけれども、そういった資機材をあつ場所格納して、いざというときに使えるということで私どもも、発電機の訓練とかをやりますので一緒に来てほしいということで、すみません、私どもは年に一度程度ご案内いただいております。そういった状況でありまして、委員ご指摘の管内の、なかなか実際には具体的に、では何を各町村で取り組んでいくのかということころまではまだ至っておりませんが、町長からも、さきの地域連携会議の場だったと思いますけれども、管内のそういった協定があるのだから、それについて海沿いの津波があったときに、ではどこに逃げるのかとか、内陸の自治体としてどういった責任があるのかとか、支援ができるのかというのをやはり取り組む必要があるというお話もいただいておりますので、その辺については振興局と一緒にこれから取り組んでいく必要があるというふうに認識しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 防災基本協定ができてから、かなりたつのですけれども、そのできた時点から私ここで一般質問も何かしました。結局のところ、形になっていないのですね、まだね。新聞報道なんかでは、あしたにでもというような災害が、大津波がとか言っているわけですから、ぜひそれをこの次質問するときには一歩でも二歩でも形になるような。本州なんかでは、私、遠野市、東北の遠野市に2度ほど行ってきましたけれども、あそこは拠点になっているのですね。周辺の市町村がお金を出し合って遠野市に拠点づくりが、そういう構想でなければならないのですね。ぜひその点、急いで検討していただきたいと思います。

もう一点、防災問題で、先日、防災訓練をやりましたよね、9月2日。このときに聞いたのですけれども、防災連絡があつとき入つたでしょう、防災訓練をやりまふよという。それが入らなかつたところがあるのですよ、機械が。それ、ちょっとどうなっているのですか。そういうこと、あるのですか、電波の関係か何かで。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えします。

実際に場所によってあります。時期によっても、極端な話、配布した3月ぐらいいは聞こえたのだけれども、夏になってちょっと聞こえづらくなったというお話もありますので、その連絡いただいた部分については、個々で対応させていただいております。実際に機械の中の不具合があつて、何かノイズが発生しているとか、そういったこともありますので、その都度、機械を新しいのに替えるという作業を継続して行っております。私どもも、全部を一点一点動作確認はしているのですが、受信状況までは、検品までは、そこまではできておりませんので、不具合が生じた場合には、すぐに交換して、新しい代替の機械もありますので、交換するよう努めているところでございます。実際に、そういったことはあるというふうに理解しております。

○委員長（本多耕平君） 深見委員。申し訳ないのですが、今、緊急性のことだったので許したのですが、今年のことではなくて令和4年度の総括ですので、よろしく願いしたいと思います。どうぞ、続けていいです。

○委員（深見 迪君） いや、これ、令和4年度決算についている内容ですよ。

○委員長（本多耕平君） 去年の。

○委員（深見 迪君） うん。だから……

○委員長（本多耕平君） 今年の防災のことでしょう。

○委員（深見 迪君） はい。

○委員長（本多耕平君） ですから。

○委員（深見 迪君） えっ。

（「今年の防災訓練の」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 今年の防災訓練は、もしかしたら来年の……

○委員（深見 迪君） だから、委員長とやり合ってもしょうがないのだけれども、それが配られたのはもっと前ですから。

○委員長（本多耕平君） 配られたのはね。

○委員（深見 迪君） 令和4年度の実績として、それがあつたわけですから。それで、それを、いや、うちは聞こえなかった、いや、うちははっきり聞こえたというのがあちこちで出てきているのだけれども、なかなか実態把握するのは難しいでしょう。それで、聞こえなくてもそのままでもいいやみたいな感じの方もいたので、それを周知するような、もしそういう不具合が生じたときに周知するようなことをぜひやってほしいなということを要望して私の質問を終わりたいというふうに、要望でいいです。

○委員長（本多耕平君） はい。要望でいいです。

（「終わります」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 深見委員、ちょっと待ってください。

建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 先ほど調べるというお話をしておりました凍結の件数ですけれども、うちのほうに報告受けていたのは2件でございます。

あと、担当者が水落としのことにについて落とさなくてもいいとかという部分の説明をしているのかという部分も、今、担当者に確認をしましたけれども、その部分については落とさなくていいなんていう説明は今のところしたことはありませんよと。各設備の取扱説明書という、ちょっとあれですけども、こういうものがございまして、この中には写真つきで水落としの仕方、全部説明書がついている状況でございまして、もしかしたら過去には暖かくなったのでそんなに水落としの心配する必要ありませんよとかというようなニュアンスのことは担当者の方が言ったこともあるかもしれませんが、水落としが必要ないということは言ったことはありませんよと。ただ、空き室についても、町のほうで入居の後、空き室になった場合については、全部水落としをして凍結防止の措置を施しているのです、水落としをしなくてもいいという判断はしておりませんということでございました。

（「私、聞いた話ですので、それ確かめていないのです。以上で終わります」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君）（発言席） 関係者の努力によって標茶町には耕作放棄地が存在しないということでございましたけれども、豊富な牧草資源の源となる草地は、町が目指す草地型酪農のまさに生命線と言えます。

しかし、昨今の酪農を取り巻く環境は悪化の一途をたどっており、当事者、生産者団体、行政の懸命の努力をもってしても、離農者の増加は避けられない状況です。つなぎ資金などによって、離農が小康状態となった、そのことに安堵してはならないと思います。その反動も予想され、今後、例年の倍近い離農者が出るとの予測もあります。

離農によって近隣酪農家による農地の集積が進む一方で、傾斜がきつい、あるいは狭隘で大型作業機が使用できない等の理由から利用されない農地も増えてきているのではないかと思います、この実態について、中山間地域直接支払いの対象とならない地域について状況をどのように把握しておられるか。

また、こうした条件の不利な農地を使って、営農型の太陽光発電をするという自治体も出てきております。離農した方々の生活や、それから農地そのものを保全していくという、そういった観点から、こういった新しい農業のスタイルというものを標茶にも取り入れるということを考える必要があると思いますが、そのためには農地の実態、中山間の対象になる地域も含め、それ以外の地域も含めて、使われていない、あるいはあまり使われていない、それからちょっと使いにくいというところ、実態を把握して企業の誘致や、それから小規模の新規就農者をそういった新しいスタイルで取り入れていくというようなことをしなければいけないのではないかと思います、いかがですか。そのためには実態の把握が最優先と思いますが、いかがですか。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

まず、中山間の対象にならない土地の把握状況についてのお尋ねなのですが、先ほど内容審議の中でもお話ししましたが、中山間事業の中において、まずは農家さんからの聞き取りと、それから現場の確認については、直接その現場に赴いて確認するほか、セスナ機を活用して、今現在、農地がどのような活用をされているか、実際使われているかどうかの確認を行っているところであります。

それから、土地が、例えば狭小地で機械の大型化に伴って使いづらい畑、それから急傾地あるいは谷地などの生産性の低い土地については、ちょっと個別具体的にどういったところがあるというような調査は行ってはおりませんが、委員もご承知のとおり、標茶町は比較的、傾斜についてはそれほど急峻な地形というのはいないのですけれども、俗に言う谷地の部分、水気が多くてなかなか採草が大変な、実際、困難なところもあるというのは、地域の農家さんからお伺いして、その存在自体あるということは把握しているのが現状でございます。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） いずれにしても、酪農が基幹産業の本町において、農家戸数が減っていく。これまでは農家戸数の減少分を大型化によって補ってきていますけれども、今後の離農の見込みというものを考えると、この先は少し生産量自体にも陰りが見えると、そういう予想も必要ではないかと思えます。

ただし、そういったことで離農されていた、されていく方々が町内に残って何かしらの方法で生活をできる、そういうような観点からも、こうした土地利用、新しい土地利用型の太陽光発電、それから小規模の、例えば綿羊生産のように単体では利益を上げにくいものの、そういったものによって土地を活用するということをぜひ考えていただきたいですし、そのための実態の把握というものを進めていただければと思います。

次に、本町が急速に進む情報化社会について、遅れずに北海道の片田舎にありながら町民の多くがインターネットの恩恵を享受してこられたのは、これは平成8年9月に町が中心となって住民とともに立ち上げた標茶インターネットプロジェクトの貢献によるところが大きいものだと思います。

しかしながら、社会の情報化は予想以上に早く、町民にとって現在は低料金かつ円滑な接続、サポートの充実というのがプロバイダー選択の条件となっています。さきに述べた標茶インターネットプロジェクトによって始まった官製プロバイダー事業は令和2年に町外の民間事業者は無償譲渡されましたが、こちらはもともと接続状況があまり円滑とは言えないという点、それから町外に拠点がありますからサポートに対する不満がある、さらには料金が標茶インターネットプロジェクト時代の倍以上であることから、解約した町民も少なくないというふうに聞いています。

ただ、町はこの事業者とプロバイダー契約を結んでいるものと思いますけれども、今現

在契約している回線数は何件ですか。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

利用している回線数につきましては、すみません、ちょっと今、手元に資料がございませんので、後ほど答弁をさせていただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 私が承知しているのは、19回線もしくは20回線を契約しているというふうに理解しています。

そんな中で、財政状況が悪化しているために徹底した歳出削減を進めるという方針、それを今回町としては表明しています。さらに、他の事業に優先して進めた光回線の敷設効果、こういったことから考えると、現在のプロバイダー契約というのは、そういった町の方針と矛盾するのではないかと思います。というのは、もし19回線、20回線契約しているとすれば、今話題にしている民間は年間2万6,400円の利用料がかかります。国内最安値は年間1万560円です。仮に20回線の契約とすると、年間で30万円ほどの費用の差になります。今回の決算の中でそういう財政状況を鑑みて、徹底した経費削減するという観点からすると、この点は再考する必要があるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

すみません。金額につきましても、私ども、今、手元に資料がございませんので、どの程度支払っているのか、ここで明確な回答できませんけれども、冒頭ご指摘いただきました行革の部分については、そのとおりでありますので、そういった観点において今の現状がいいのか、それとも委員ご指摘の価格最安値のほうがメンテナンス、アフターも含めて遜色ないのかというのは、これはインターネットの回線以外においてもそういった検討もしながら、今の現状のほうがいいのかという見極めもする必要があるというふうに感じておりますので、その辺の考え方を基に研究、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） ぜひ比較検討していただいて歳出の削減に取り組んでいただければと思いますし、関連して、さきに伺っていた同じような仕事を町内でもできるような場合に、経済の循環を考えて、なるべくなら町内に仕事を出したいのだということを先ほど伺っています。そうすると、例えば役場で契約している、町が契約しているそういった回線の、例えば何かしらのメンテナンスやセキュリティーですとか、それからメールサーバーの管理といった、町内でもそういったことのスキルを持った事業者が実際におりますので、そういったところにそういった仕事をしていただけないものかと。そういった点についても、ぜひご検討いただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

委員からご指摘の部分、令和2年の第4回定例会の一般質問でも同様の関連の質問があったかと思いますが、委員ご指摘のとおり、そのときも答弁させていただいておりますが、先ほど申し上げたとおり、基本的には町内でできるところについてはお願いしてきた。ただ、そのところと、経過で言いますと、それ以前、その令和2年のときには、なかなか次年度難しいというお話もいただきながら今の状態になったというふうにお聞きしておりますが、現状において町内ではかのそういった方がいらっしゃるのであれば、そういった部分についても検討の余地は十分にあるというふうに考えておりますので、その辺も含めて、今後ほかの理由がないかどうかも含めて、研究させていただきたいなと思っております。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 誤解のないように最後申し上げておきますけれども、今、私が町内にもそういったスキルを持って事業を営んでいる方がというのは、NPOの関係者ではありません。個人で事業を行って他の企業等を担任しておりますので、ぜひそういったところに、こちらの要望に応えるだけの能力があるのかどうかということも考えていただければと思います。

次の質問です。

令和4年度の決算認定ですけれども、もっとそれ以前から、そして現在も続いている町民からの公開質問状の提出ということがあります。これは令和3年の図書館長のいわゆる誤発令に関連してということでもありますけれども、この件に関しての行政手続の中で、例えばですけれども、行政不服審査会、そういったものが開催されたとしましたら、これは法に基づいて審査請求から審理員の選任や標準審査機関を公にすることということが規定されています。また、町の条例では、仮に審査会が行われているとしたら、答申内容を公表するということにもなっています。今後こういったことが実際に手続上起きた場合、町としては、これは一体どのような形で公表することになっているのかお知らせください。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

一般的に町のほうで公表するというのは、法的には告示というのが法的な拘束力を持つ広報、周知の仕方だろうというふうに認識しているところでございます。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） それでは、町の条例に基づいた部分では、仮にそういった審査会が行われ、答申内容が確定した場合には、告示するということで間違いありませんか。それは、では、そういうことが行われた場合、速やかに行われるという理解でよろしいですか。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 一般的には、速やかに行われるのが正しい姿だろうというふ

うに理解しております。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 時間的にかなり長きにわたって、このことについてはいろいろな形で、この場でも質問させていただいておりますし、詳細なご答弁もいただいておりますが、今言った手続がもし発生する場合には、もう可及的に速やかにその行為を行って、町民との間で早急に理解を深めていく、そういう努力をしていただければということを申し上げて、私の質問は終了いたします。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午後 1 時 12 分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

長尾君。

○委員（長尾式宮君）（発言席） 2 件質問いたします。

1 件目は、地域おこし協力隊の件であります。

標茶にも地域おこし協力隊が入っていただきまして、それぞれの分野で活動、活躍していただいております。私も町の広報等で見たりしており、皆さんそれぞれ頑張っているのだなというのが分かります。もともと地域おこし協力隊というのは、例えば標茶に来る場合は、将来的に標茶に移住を考えている人なんかが来るケースが多いかと思いますけれども、そういった中で、地域おこし協力隊として活動している間、我々なかなか協力隊員の皆さんと顔合わせする機会がちょっと少なかったなというふうに思い返しております。先ほど申したように、将来的に標茶に移住を前提として来ているのであれば、もうちょっと我々議員だけではなくて町民との接点というのがあったほうが、地域おこし協力隊として来た人たちが顔見知りが増えたほうが、移住への一つのきっかけとしてなりやすいのかなというふうに考えております。

そこで、これはお願いという形ですけれども、できれば地域おこし協力隊の方々と町民と顔を合わせる、そういった機会をぜひこれからはつくってほしいなというふうに思っております。その点についてどういうお考えがあるのか伺います。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・長野君。

○保健福祉課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

地域おこし協力隊につきましては、本町では平成29年7月から馬と共に暮らせる町のプロジェクトを推進するために採用したのが第1号で、これまで3名の方がもう3年間の任期を終えて、引き続き標茶町で活躍されております。また、現在、本町で6名の方が観光部門だとか、綿羊の調査研究だとか、馬を核とした地域振興、移住支援などの取組に従事

をしているような状況でございます。

先ほど長尾委員からありましたとおり、地域おこし協力隊の活動だとかを町民に知ってもらう機会というのは、非常に重要なことだというふうに思っております。広報しべちやのほうでは、これまで61回、誌面を通じて活動、取組とかいうのを町民のほうに報告をさせていただいているところでございます。また、SNSだとかでも発信させてもらいながら、情報共有だとかというのをさせていただいているようなところでございます。

今後、今月なのですけれども、14、15日と虹別のほうで、旧中虹別小学校で写真展、地域おこし協力隊の方が作品、その方を含めて4名の方が作品を展示するような、そういった写真展がありますので、またそういった機会というのもぜひ、宣伝にはなりますけれども、来ていただきながら、町民の方との交流ができればなというふうに思っております。

今後、今、先ほど説明したとおり6名の協力隊員というのがおりまして、なかなか町民が、何をやっているのかというところとか、町民と触れ合える機会というのがなかなか少なくなっているところなのかなとは思っております。それぞれのセクションの中では、関係する事業者との接点とかというのは持ちながらはいるのですけれども、一般町民の方との接点というのは、少ないのかなというふうに思っています。

それで、委員ご提案のとおり、ほかの町の事例だとかを参考にしながら、交流できるような場だとか、あるいは報告会だとかというようなことを今後は検討していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（本多耕平君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 今の答弁の中で、広報掲載が60回を超えている、あるいはSNSを利用して広く一般にそういった情報を拡散しているというお話でしたけれども、私もSNSは利用しますが、なかなか興味がないとそこまでたどり着かないというのが実情ではないかなと思います。

あと、広報にしてもSNSにしても、基本的にワンウェイというか、一方通行ですよ。SNSに関しては連絡を取ろうと思えば取るとは可能ですけれども、そういったところでは情報発信としては非常に大きな役割を果たしているかと思っておりますけれども、私的にはやはり地域に根差すという意味では、やはり地域おこし協力隊と地域の人たちとの生の交流、そういったものが移住の動機づけにつながってくればなというふうに考えております。

地域おこし協力隊というのは、それぞれの目的を持ってこの標茶に入ってきていただいているわけですが、その中でやはり特定の分野に限った中での人間関係というのがほとんどだと思います。そういったところでは、この町全体のことを知ってもらうためには、やはり何かしら広く町民の方々と交流できるような場があってもいいのかなというところで、先ほどはこれからも検討していただきたいということでしたので、こういった方法が適切なのかというところは、今後もし一緒に検討する機会があればなというふうに思っております。

あとは、地域おこし協力隊、これからもどんどんそういった人材募集してほしいなというふうに思っております。標茶は、皆さんご存じのとおり、少子高齢化の町で、ましてや、もう人口7,000人を切ろうとしています。そういったところにいろいろな人材をお招きして、そして標茶の活性化のために頑張ってもらう。そして、任期後は標茶に住んで、それで地域の人たちと一緒にこの町を守り立ててもらう、そういった趣旨の制度であるというふうに思っておりますので、ぜひ標茶町としても、その制度をフルに活用していただきたいと思っております。これはあくまでも一意見ですので、次の質問に参ります。

次の質問は、標茶町の墓地の管理費の在り方についてであります。

現在、標茶町の墓地というのは、旧墓地と後から造った墓地、大きく分けて2つに分かれるかと思えます。旧墓地のほうは管理費というのはかかっているかと思えますが、新しいところは区割りして、そこに墓地を建てた方というのは、管理費がかかっているかと思えます。

その管理費の件についてなのですが、実は私いろんな方々からご相談いただいております、実は自分たちのお墓はあるけれども、子供たちはもう標茶にいないと。この先、子供たちがここに帰ってくる予定もないと。そういった場合、墓地の管理費をどうしたらいいだろうというお話を相談されております。その方からも伺ってはいるのですが、管理費の前払いというのは5年が上限であります。ただ、墓地を利用されている方の要望としては、自分たちが払えるところまで一括で払って、一つの区切りをつけたいと。子供たちには迷惑はかけられない。簡単に言ってしまうと、自分たちが死んだ後、誰も管理費を払う人がいなければ未納という形で残るかと思えます。そういったものを防ぐようなルールに直してほしい、そういう要望を聞いておりましたので、標茶にかかわらず、どこの地域でも、今、核家族化というのが、これが当たり前のそういった時代になってきております。親がここに住んでいて子も一緒に住んでいる、そういったケースというのは限られてくるかと思えます。そういった中でお墓を維持していくためには、一定数ある程度の条件下で管理費というのを、在り方というのを考えていかないと、要は管理費が未納扱いで残ってしまう、そういった行政上の問題も出てくるのではないかなというふうに思いますので、その点に関して現時点での所見を伺いたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えしたいと思います。

墓地の霊園の管理料についてのお尋ねかと思えます。

現状、墓地の管理料につきましては、標茶霊園につきましては年額1,800円かかっております。委員申し上げたとおり、毎年1,800円かかるわけですが、1年ずつ納める方と、あと前もって最大5年まとめて払う方がいるという状況でございます。

今、委員のご質問の中で、自分たちは標茶にいても、子供たちは標茶にいないと。ある程度自分の代で整理したいというようなお話で、もうちょっと長くというような趣旨かと思えますが、あと未納の部分も触れられていると思いますけれども、現状、毎年納付

書を送る中でも、やっぱり管理されている方が亡くなったりとかして、納付書が届かないというところが数件発生している状況です。その部分につきましては、戸籍等を調べまして、新たな相続された方に連絡をして、墓地の管理使用権者の変更の手続きをお願いしているところです。

また、町内の使用権者が亡くなった場合は、当然役場のほうに死亡の手續等参りますので、そのときにお声をかけさせていただいて、お墓の使用権の変更手續をしてくださいというようなことで随時やっているのですけれども、仮にこれ5年以上とか10年、20年と考えたときに、使用権者の引き継いだ方も高齢になりますので、逆に10年後に、例えば前もっていただいたときに、新たに10年後に納付書、管理料がまだ発生しますよといったときに、その方が亡くなっていたりとか、あまりにも時間が経過すると、相続された方を、ひもづけというのでしょうか、探し当てるのがちょっと困難な部分も出てきます。そういった部分で、未納という観点からいきますと、一定程度配慮した形で、5年ぐらいの程度であれば何とか新たな管理者も見つけられるというような判断で5年ということで運営しているという考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 年間1,800何がしなので、まとめて払う方も多いかと思います。

ただ、多分お墓を持っていて、それなりの年齢の方というのは、この先、墓をどうしたらいいたろうという発想からまず来ていると思います。先ほども申し上げたように、子供あるいは身内の方がそばにいない、そういったケースも考えた上でなののですけれども、簡単に言ってしまうと、自分たちの代で管理費も先払いするからそれで勘弁してほしいという話なのではないかなというふうに私は解釈していました、相談を受けたとき。割増しでも何でもいから、取りあえずもう20年、30年分先に納めますので、それ以降かかるものに関しては勘弁してほしいという多分内容だったのではないかなというふうに、私なりに解釈して相談を受けておりました。

そこで思ったのは、やはりある以上は管理費がかかるのは、これは当然のことだと思うのですけれども、現在の社会情勢を考えると、例えば息子さんは東京にいます、息子さんのところに納付書を送ればいいのかというと、息子さんにしてみれば、これは一例の仮の話でございますけれども、その息子さんもいつまで払えるかという話になるかと思います。それで、そうなると、ほかの選択肢としては墓じまいということにはなるかとは思いますが、では実際誰が墓を壊すかというときに、例えばきちんと連絡を取れる方がいるのであればいいですけれども、実際は連絡の取れないようなケースも考えられると思います。そういったことも含めて、管理費を途中、一定のところでもう何年と上限を設けた上で、管理費はここまで納付をお願いしますと。これ以降に関しては、ぶっちゃけた話、かかりませんと、そういうやり方というのも今後の方向性として必要ではないのかなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君） お答えしたいと思います。

墓地の管理料ということですので、当然霊園の中にお墓が建てられていて、それに関する管理料ということで年間1,800円ということです。

一定程度払って、免除でという今ご提案ありましたけれども、現実、霊園のやっぱり区画数にも限度がありますし、管理料を上限と例えばしたときに、お墓だけが残ってしまうということも想定されてきます。現状は墓じまいされるときに手続をしていただいて、お墓があるところは更地にしていただいて、管理料は終了というような流れになっていますけれども、管理料を一定程度上限を設けて、それ以降はいただかないとなると、今の部分で考えますと、お墓だけが残ってしまうという可能性も十分あります。そうすると、今度、新たにお墓を造りたいといった方に区画が提供できないといったこともございますので、ちょっと難しい部分はいろいろあるかなと思っておりますけれども、これが一概には言えませんので、そこら辺は今後いろいろ研究しながらというふうになると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 今後の墓地の在り方という部分では、やはり標茶に住んでいる皆さん方もいろいろ心配されている、いろんなケースがあるかと思います。そういったものに対応できるような体制というのをぜひ標茶町は取っていただけたらと思います。

質問は以上です。

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ありますか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君）（発言席） それでは、私は2点質問いたします。

初めに、特別養護老人ホームのことについてお伺いいたします。

やすらぎ園では、現在、職員の定員は何人不足しているか。これは決算ですから、4年の4月から5年の3月までの期首と終わりのほうの部分で結構ですから、お知らせをいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

定数の100人ということでお答えしたいと思います。国の基準は利用者さん1人に対し介護職員は3名以上ということの基準がございます。定数100でいきますと、それでいくと33名以上が国の基準では必要になってきます。うちの場合、これまで利用者さんの安心・安全なサービス提供、あと介護員の負担軽減、介護員の休暇や研修の機会を設ける、そういったことで100名の定員に対し42名の介護員の定員で運営をやっております。

ただ、今現在、その42名に対して10名ほど少ない32名が現状、介護職員の人数というふうになってございます。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） そのくらいの概要は私も承知しておりますが、お聞きしたい内容

は、入所者が少しずつ減少している現在、これは職員の方が転出するというか、お辞めになるから入所できない、入所できる人員が減るのだよという、そういうことで今まで私らは説明を受けていたのですが、この4年の部分については、その動きについて詳しくちょっと聞きたいのですが、初めは33名であったかと別の書類で見っていますが、私がさっき言った5年の3月現在では32人ということなのですか。

○委員長（本多耕平君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えします。

正職、会計年度のフルタイム、パート職員を入れて32名です。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 入所者の数をお聞きしたいと存じますが、私はずっと以前には厚生文教委員でありましたので、その折に調査をいたしたことで覚えているのは、3年前は入所者が79人ぐらいであったと思っていますが、今60人台に減少しているというふうに受け止めていますが、これは3月現在でもいいし、今10月ですから10月でもいいですけども、どういう数字になっていますか。

○委員長（本多耕平君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） 今現在、62名入所しております。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） すごい減り方だと。私は60後半、六十五、六名かなというふうに勝手に想像していたのですが、62名にまで入所者を制限している。私、地区が、磯分内に長く在住していますから、磯分内のことが一番具体的に覚えている中では、地元の方は、やすらぎ園に入りたいという方がほとんどです。そういうふうに希望していて、病院に何度も何度も入退院を繰り返して、今度はどこへ行ったのと聞いたら、名前を言っていないかと思うけれども、鶴居村と弟子屈町です。そこへ全部、流れていっていると言ったら語弊ありますけれども、そういう状況がここ2年ぐらいの間で顕著です。こういう現象は私はちょっと理解できないのですが、何がそういうふうに町民の方を他町の施設に追いやるのか、その点、誰か責任ある回答をしていただきたいものだなと、こう思います。

○委員長（本多耕平君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

令和元年の11月から介護職員の後補充ができないということで、対外的に100名から80名に入所者を制限しておりますということで、お話、説明をさせていただいてきました。そこから、さらに介護職員が退職、これは正規職員も会計年度任用職員もそうですけども、退職者が出て、その後の補充ができないで今の人数になっておりますけれども、昨年と言いますと、夏に一度、施設内でクラスターが発生しました。冬にもまた別な棟でコロナのクラスターが発生したということで、入所者が決まっている施設でも、うちに入所決定されていた方が、別の施設から来る方が結構いるのですが、その施設でもクラスターが発生して、結局、入所が思うように去年は進められなかった。そういったところも一つの

要因で、たしか令和4年度は70人前後で入所者推移しているはずですが。そこからさらに、介護職員が最近また退職された方がいて、なかなかそういったところの原因もあるのですが、退職者の補充ができないというところで入所者の人数を、受入れをうまくできない、そういった事情も実はございます。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 10月の町政だよりで、やすらぎ園の職員の募集が出ていますね。これは8名という枠を募集しているのですが、よく8名も恥ずかしくなく募集しているものだなというのが私の感想です。1名とか2名足りないから何とか皆さん手伝ってくれよというような、こういう感じならいいけれども、恒久的に6名だったり8名だったり、こんな募集の仕方というのはないと思いますよ。私は、今、園長が答えてくれたから、内部の事情があったというのは理解しますけれども、どうですか、理事者の方、これをどうするつもりですか。このままいくと、まだまだ職員の方が辞めるのではないですか。辞めたら60名を切ることになるというふうに私は想像しますけれども、この点について明快なお答えをいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 副町長、今、委員のほうから今月の募集という人数が出ましたけれども、今月に限らず令和4年度の、申し訳ないのですが、介護員をどのように募集していくかというようなことも含めてご答弁をいただきたいと思います。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、委員から8人という数字を挙げての感想で厳しいお言葉をいただいたのですが、私どものほうとしては、介護員が不足していて、施設はベッドには空きがあるのだけれども、マンパワーが不足していて受け入れられないから、それを最大、早く埋めようというために、実際の数上げて募集しているわけでありまして、それについてはご指摘のようなことではないのかなというふうに思っております。

長い間たくさんの方の人数を継続して募集している状況というのは、これまでも説明しているとおり、募集はしていてもなかなか応募がないという状況でありまして、過去の議会議論の中でも、報酬とか待遇の改善とかそういった方法でできないのかとか、そういったことも指摘をされておりますが、できる中でこれまでも手当を設けたりとか、そういったところで対処はしてきているのですが、なかなか総体的な人事給与制度の中では思い切ったことができないという現状の中で来ているところであります。

これからどうするのかというところなのですが、国のほうでも介護等の職員、人材不足が挙げられて待遇改善という言葉も出てきておりますので、民間の介護事業所と、それから公設の事業所というところでは、なかなか同歩調で進まないところもあるかもしれませんが、そういった国全体の制度改革も踏まえながら、最大限の努力をこれからも続けてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 1つ目の質問はこれで終了して、次の質問を行います。

本町には相変わらず鹿がどんどん道路にも出没し線路にも、車を止めたりして、すごい被害が出ております。これを防止するのに鹿柵というのが、北海道のほうでいろいろ手を打っていただいて、おとしあたりからだと思うのですが、野菜農家に鹿柵を設置する事業を展開しておりますが、今、農家の方の何%が鹿柵を実施しているか、さらには、これから5年度からどれぐらい鹿柵をやろうとしているかについてお聞きしたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

今、委員おっしゃられていたエゾシカの侵入を防止するための柵の整備についてですが、こちら、鳥獣被害防止総合対策交付金事業というものを活用しまして、委員おっしゃられているとおり、令和3年度に要望が野菜生産農家さんからございまして、令和4年度から整備が始まっております。令和4年度の実績なのですが、昨年12月の定例会の総括においても委員のほうからご質問あつてお答えした数字とは変わっておりませんが、改めてご説明させていただきますと、件数で言いますと4件です。大根生産者が町内4件おりますので、その方たち全てが全部の圃場に柵を巻いたわけではありませんが、エゾシカの侵入防止柵を整備したということでございます。整備延長で申しますと7,121メートル、整備面積で86ヘクタール、総体の事業費については1,978万9,000円でございます。

この事業なのですが、参考までに補助率については定額となっております。自らが施行する場合は定額で助成が受けられると。金網柵については、メーター当たり2,790円となっております。それと、大根農家さんについては、こちらの金網柵での整備を主に進めていただいているという状況でございます。

それから、参考までに令和5年度の実績もちょうとお伝えしようかなと思います。前回お伝えしたときには、計画の数値でしたので、参考までにお答えいたします。前回お伝えしたときに件数で言うと16件、事業費で1億374万3,000円、整備延長で3万4,282メートル、整備面積で249ヘクタールということでお伝えしておりました。こちらの実績なのですが、結果的に件数が16件から14件に2件減っております。事業費のほうが477万6,000円減額となって、9,896万7,000円となっております。整備延長が287メートル短くなっておりまして、3万3,995メートルとなっております。整備面積のほうが249ヘクタールから、こちらのほう、ちょっとプラス44ヘクタールで、整備面積が293ヘクタールとなっております。これ、事業費延長が減少しているのにもかかわらず面積が増えていることについて改めて農協さんに確認しましたところ、当時、要望の取りまとめをした際に、農家さんの申出面積が多分間違っていたのではないかとということで、明確な回答はもらえなかったところでございます。

それで、作物ごとの内訳、これは実績のみでお話しさせていただきますけれども、飼料用作物、農家さんが11件で、事業費が7,451万5,000円、整備延長で2万5,925メートル、整

備面積で236ヘクタールとなっております。大根農家さんのほうなのですが、件数で申しますと3件、事業費で2,445万2,000円となっております。整備延長が8,070メートル、整備面積が57ヘクタールとなっております。

それで、大根農家さんのうち何%の農家さんが整備をしたということなのですが、件数で言えば、4件中4件がこの事業を活用していますので、100%になります。整備面積から申しますと、令和5年度も、これもう実は整備のほうは終わって実績の数字なのですが、令和5年度の整備を終えたところで、約60%の面積を囲ったというふうに農協さんのほうから報告をもらっております。令和6年度以降も、大根農家さんだけではなくて酪農家さんも含めて、またこの事業を継続して活用して圃場のほうに鹿柵を回すということなのですが、こちらのほうについては、令和6年度については、今現在、農協さんのほうで取りまとめておりまして、その中には野菜生産農家さんも当然のことながら含まれているというふうに聞いてございます。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 十分な答弁ありがとうございます。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 委員長が代わりにそういうふうに言ったので、私もそのように同じく詳しく説明していただいております。

それで、前にも申し上げたけれども、これ大抵、時限立法だから、よそで枠が要らないと言ったら標茶へ持ってきてやることも考えて、ひとつリーダーシップを発揮してこの鹿柵事業をうまくやっていただきたいということを申し上げて終わります。

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君）（発言席） 5点ほどお伺いいたします。あくまでも令和4年度に限って気をつけて質問をしていきたいなと、そういうふうに思っておりますので、答弁のほうもよろしくお願いいたします。

まず、バイオマス産業化推進事業ということで、実績報告書1ページにもバイオガスプラントの早期建設に向けた具体的方法の検討ということと、その後の施策の成果ということの中では、バイオマス産業化都市構想に基づく事業展開に向け、バイオガスプラント事業モデルの検討を行ったと。そういうことで2万円です。これは令和3年度も全く同じ文言で2万円でした。そういうことで、実際にこの検討を行っているのかということをもまずお聞きしたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、主要な施策の成果の1ページのほう、バイオガスプラントの早期建設に向けた具体的な方法の検討ということで記載してございます。予算の執行状況につきましては、これまた委員のご指摘のとおり決算額で2万円ということになってございま

す。

この2万円、どうしてまず2万円だったのかというところからご説明申し上げますと、こちらのほう、エコヴィレッジ推進協議会の中においてバイオガスプラントの計画推進を進めております。その推進協議会の中で計画を進めておるのですが、事業モデルの検討ということで、農協さん、役場がそれぞれ負担金を支出して、エコヴィレッジ推進協議会からコンサルティング会社のほうにモデルを作成していただいているというような予算の執行の仕方をしているのですけれども、令和3年度については、これ先ほど内容審査の際に渡邊委員のほうにもご説明したところとちょっと重複してしまうのですけれども、やはり農業情勢が非常に厳しいということで、資材、飼料あるいは肥料の高騰であったり、酪農家が大変な苦境に立たされているという中で、なかなか事業に向けた投資が今できていないというような状況となっております。

酪農家さんも、これ、そもそもバイオガスプラントの整備については、別に発電をして売電をして収入を得たいというのではなくて、そもそもの目的というのが家畜ふん尿処理の適切な処理というところで、これまで取組を進めてきたのですけれども、農家さんから、モデルはつくって金額はお示ししているのですけれども、このぐらいの負担が必要ですよという金額をお示ししているところなののですけれども、やっぱりちょっとこの金額だと難しいね、あるいは情勢が不透明なタイミングでこういったことに対する投資は難しいなということで、では実際にそのモデルの検討、再検討を今しているのですよということで、以前、一般質問等でご質問いただいたときにお話はいただいているのですけれども、先ほど申しましたエコヴィレッジ推進協議会の中の委託業務ではないのですけれども、バイオガスプラントのもうちょっと規模を見直した検討というのは、実際にメーカーさんをお願いしているところでございます。当初集中型での整備を念頭に計画のほうを策定しておりましたが、もう少し規模の小さいところで、あるいは場合によっては個別型、単独でバイオガスプラントを整備した場合のモデルについても、プラントメーカーさんと実際にやり取りをして新たな事業モデル、できれば農家さんの負担の少ない方向性を出したくて、今現在、作業を行っているところではあります。令和4年度においても、そのような作業を行っていたところでございます。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 先ほど同僚委員からもそういう質問が出まして、今の酪農情勢の中で、この事業、今、農家が手を挙げていくということは非常に困難な状況であるということは私も理解はしております。せめて、この文章、来年はちょっと変わった文章で、やっぱり今の置かれている現状というものをきちんとこの文章には書くべきではないのかなと。検討は続けていくけれども、今こういう情勢で新たな方向を目指しているとか、そういうようなことをやっぱり新たな文章で書いていくのが、2年間同じ文章というのはいかがなものかなということをちょっと申し上げたいなと、そういうふうに思います。

2番目に行きます。

議会には常任委員会が2つありますけれども、私も前年まで総務経済委員会に所属しておりました。その中で2点ほどそこで所管事務調査を行ったわけなのですけれども、この所管事務調査において、委員会の所見というものは議会の中では報告はしておりますけれども、この所見に対して町側からそれに対する答弁というものは一切求めてもいないですし、また、町側というものはそれに対して答弁する義務也没有せん。それは私も理解はしているのですけれども、ただ、やはり1回述べてしまった以上、その反応と言ったらあれなのですけれども、どのように思っているのかはやっぱり私も一度は聞いてみたいということでお聞きいたします。

まず、都市公園の整備事業ということで、人口が1万二、三千のときから今7,000に減ってきているという中で、都市公園の数が幾つかあつてと、その中でそれが常に維持管理されていると。非常に今後を考えたときに、それにかかる経費というものが果たしてこのまま継続していったいいのかどうかというようなことで、集中したような公園を造るべきではないのかなということを申し上げたのですけれども、それに対しては、これからの話ですけれども、都市公園、今、標茶町、市街地にある公園13か所で37ヘクタールもあつて、そのまま、また遊具の維持管理もしているということでは非常に無駄な、無駄といえますか、子供の数が減ってきている中で、公園の利用と併せて集中、集約をしていくという考えは持っておられるかどうか、そういう考えがあるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

まず、公園については利用者が安全に安心して利用していただけることが必要であり、委員おっしゃられた遊具等の安全対策につきましては、毎月1回、町職員が、これは遊具も含めてですけれども、公園施設の点検、それと年に1回、これは今年度からですけれども、専門業者による遊具の点検、昨年、4年度はやっておりません。4年度については職員の点検のみです。そして異常があった場合には、修理や状況によっては使用停止の措置を行っております。

所管事務調査の中では、今後コスト縮減に努めながら、町民の利用ニーズを把握し、考慮した中で配置の見直しや整備を進められるべきとのご意見をいただいております。その中で、都市公園の集約につきましては、都市計画決定を受けているため、なかなか制限があるところもございますけれども、実際の利用状況を含めた再整備につきましては、利用状況や施設の必要性などの把握、また、各町内会の意向などをお聞きしながら進める必要があると考えております。実施につきましては、そういう部分も含めた長寿命化計画の見直しを行いながら、なるべく経費の削減を図るために補助事業の活用ができるものについては、補助事業を活用しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 各町内会ごとに公園がある中で、見渡してみますと、日常その公園で子供たちが遊んでいる姿というのがなかなか今見られないという中で、では公園の果たす役割というものがどうなのかと。そういうことでは、今の子供の数から見ていくと、ある程度集約というか、目的に応じた公園の在り方というものも、例えば駒ヶ丘にある公園をアスレチックを専門とした公園にするとか、また、本当に子供が多い地区の公園は芝生だけにして、子供の赤ん坊が裸足で歩けるような、そういう公園でもいいのではないのかなというような、いろんなあれがあると思うのですけれども、ぜひとも今後そのようなことも検討に加えていっていただきたいなと申し上げておきたいと思います。

3 番目に行きます。

これも総務経済委員会で取り上げてやったことなのですが、観光施設の維持管理ということで、実際にサルボ、サルルン両方の、あのときには総務経済委員会では全員がそれぞれの展望台まで歩いて調査をしてきました。その中で一番あれなのは、サルボ展望台の傷みがちょっと気になったものですから、そこら辺の、観光客の安全面を確保することでは、やはり補修というものはやらなければならないのではないかなと思うのですけれども、そこら辺については、きちっとやっておられるのかどうか、また、あの委員会の中では、サルボ展望台の改修といいますか、新しいものというようなことも書いたような気はするのですけれども、そこら辺についてももしお考えがあればお聞きしたいなと思います。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えします。

まず、補修の関係ですけれども、塘路地区、あそこは巡回の委託をしまして、定期的にサルボ、サルルン、コッタロ湿原、それから蝶の森、併せて報告をいただいています。その中で何かあれば職員なり業者さんに発注するなりして補修の対応はしている、その都度対応しているという状況でございます。

それから、改修についてですけれども、概算の工事費になりますが、かなり高額な改修工事費になるということで聞いているところでして、これについては環境省さんにちょっと相談をしまして、何か使える補助金等はないでしょうかという相談はしているところです。ただ、今のところ見つかっていないということで、町単費でやるというのはちょっと厳しいかなというふうに考えていますので、それについては何か補助金なり財源が見つかれば皆さんに相談をさせていただいて、改修に向けて検討したいというふうに思っていますので、ご理解いただければというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 改修についてはかなりの金額になるということで、どうしても私どもは簡単に改修せい、改修せいと、確かにかなり古くなっている展望台ですから、ただ、あそこ、資材を上げるとしてもあの坂ですから、いざやるとなったら相当な金額になるだろうなということは予想できるのですけれども、今かなりな金額になるとおっしゃられま

したけれども、もし差し支えなければ大体どのくらいかかるのかということだけちょっと教えていただければ助かります。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 詳細な積算をしているわけではございませんが、本当の概算なのですが約1億円と言われていまして、委員おっしゃるとおり上に資材を上げるのに、あそこは車が入れないものですから、やっぱり人力になるということで、その辺でかなり工事費が上がるというふうには聞いているところでございます。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 分かりました。

やはり思っていたとおりの金額になるだろうなということでは、これはもう少しいろんな面で補助金なりということでは研究をしていかなければならないものだなと思っております。ただ、やはり観光客が来ますから、決して腐れて足を踏み外したとかということのないような維持補修だけはきちっとやっていっていただきたいなと、そういうふうに思います。

次、行きます。

先ほど同僚委員も質問していましたが、いわゆるやすらぎ園です。あくまでも令和4年度に限ってやりますと、前年、令和4年度は平均約70名の入園者であったと。これも過去には100名の定員を維持すべきだということが委員会の中でもおっしゃられておりますけれども、その中で、今、介護員が42名から32名というのは令和5年のお話、令和4年度中はもったいたのかな。ちょっとそこら辺。

○委員長（本多耕平君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えします。

現在32名で、9月に1名、フルタイムの会計年度任用職員が退職しております。ですから……

（「令和4年度」の声あり）

○やすらぎ園長（穂刈武人君） はい。令和4年度は……

（「末」の声あり）

○やすらぎ園長（穂刈武人君） 末は33名。

（「33名」の声あり）

○やすらぎ園長（穂刈武人君） ですね。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 私は定員数についてちょっと質問したいなと思うのですが、やすらぎ園というのは昭和49年6月1日に開設ということで、もうかれこれ49年目のはずです、あそこの施設は。2年後にもう一つ増設されたということですよ。多分、だから役場の職員の皆さん方が役場にまだ入る前に出来上がった、そういう施設だなというふうに私は理解しております。その当時には人口が約1万2,500人くらいかな。1980年に1万

2,297名と。あれから49年たちまして人口が7,000人になったときに、果たしてこの100名、その当時の100名の定員数をそのまま、49年たった今、約半世紀近くたった中で100名の定員数を、それを議論することが果たして適切なのかなのか。人口が今、7,000人です。約5,000人以上減少している中で100名の定員を維持していくということが果たして議論として適切なのかなのか、ちょっとそこら辺について、もしあれだったらお答えいただきたいなと、そういうふうに思います。

○委員長（本多耕平君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

確かに開設当初は100名ということでスタートしましたが、現状は町の人口も7,000。今後、これは介護保険事業計画の中の推計でも出ておりますけれども、いわゆる団塊の世代の方が20年後、九十四、五歳になってきたときには、人口ももちろん減ってきますけれども、高齢者人口も減ってくると。その頃には、町の人口も推計では5,000人規模になってくる。そういったところで、現状の今の100の定員を維持していくことが適当かどうかといいますと、ここがなかなか、介護員の確保の部分ももちろんありますけれども、そのところは考えていかなければならないものではないのかなというふうに認識はしているところでございます。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） そうですね。介護保険制度、始まったのが2000年ですよね。それから23年、そういう中で、ここで介護保険料というものが40歳以上からは、早く言えば、強制と言ったらあれですけども、引かれる状態になりまして、当然その中で介護保険料がその都度上がったり下がったりということなので、これが例えばもし、あくまでも100名に、今やすらぎ園が49年も経過している中で、ここに対する改築だとか定員数とか、そういう検討がされているかどうかということをお聞きしたいなと思いますし、もしそういう中でこの定数に関して、介護保険料との関係で、もしそういう何か定数を維持することによって介護保険料が上がるとか、そういうことが生じてくるのではないのかなと、私はそういうふうに思っておりますので、そこら辺のことについてもし思うところがあったらお聞かせいただきたいなと思います。

○委員長（本多耕平君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えします。

介護保険の関係も含めて、今ちょうど介護保険の計画策定中のところに入っていますし、やすらぎ園については、今、改築の方向性について担当のほうに指示をして検討している最中です。これらについてはなかなか財源含めて、例えば厚労省の補助金を使うとユニット型でない駄目だとか、そうなければもちろん1人当たりの利用料がアップするとか、さらに現在の介護保険料についても、皆さんご存じのように、量で介護保険料が上がってきますので、例えばこれが、今、大体80床で介護保険をやっていますので、それで3年前のときに介護保険料を見直しするときに据置きでできたというのが事実なのですね。です

から、これからもどうするかということも含めて、今現状の流れを見ている中で、やはり標茶でフル装備で福祉関係の施設を持つのではなくて、それぞれ目的が合った人がそれぞれの近隣の施設を有効に活用しながら、標茶にふさわしい、標茶の人口の身の丈に合った施設を造るべきだというふうに私は思っていますので、先般、議会のほうから100床という委員会報告をいただきましたけれども、それらはさらに検討させていただきたいな、そんなふうに考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 2000年、介護保険制度が始まって、それに伴って標茶町内も民間のそういう施設ができてきたと。そういう中で、あくまでもやすらぎ園というのは特養ですから介護度3以上でないと当然入所もできないですし、そういうことでは、実際に待機者が何名いるということで報告書には載っておりますけれども、民間の施設も活用した中で適正な特養の定数というものはやはり決めていくべきではないのかなと。決して民間もまた圧迫してはならないものだなと、そういうふうに思っておりますので、そこら辺のところよろしくご検討いただきたいと思います。

最後の質問です。

病院関係なのですが、病院の附属資料の中で1年間のあれを書いてありました。報告書の中で、最後の2行目なのですが、「安心・安全な生活を支えていくため、現状に合わせた医療体制の維持に努める」と。この現状というものに対してはどのように捉えているのか、お聞きしたいなと思っております。令和4年度、常勤医師3名体制でした。1年間の限定の医師だったのですが、そういう中で、現状に合わせた医療体制の維持ということについてのちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。

決算書の附属書類の中にあります「現状に合わせた医療体制の維持に努める」という表現の内容でございますけれども、まず1つは人口規模、人口規模ということは患者数の割合等、それから患者で言えば外来、入院含めて、この人口規模でどの程度の病床数が必要なのかと。それら含めて、あと医師数ですとか看護師数ですとか、それら総合的な判断の中での現状に合わせた医療体制の維持という表現になりました。

今後、4年度中は常勤医師が1人増えましたけれども、5年度からは1人減というところでございます、いろんな社会情勢含めて変化していく中で、やはり医療を提供する側もその変化に合わせていかなければならないのかなというところでの表現ということでご理解いただければと思います。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 令和4年度は常勤医師が3名ということで、非常に町民の皆さんも本当にうれしいというか、安心した中での生活ができたのではないかなと思っております。

そういう中で、令和5年度は一気に情勢が変化してきてしまいました。当然、令和5年度には入りません。あくまで令和4年度に関しての質問なのですけれども、そういう中で、あくまでも令和4年度は常勤医師が1名増えたということで、1年間限定ということで、それは初めから分かっていたことなのですね。そういう中で、また、当然黙っていて1名が減ってしまったということに対して、それまでまた次の医師確保を、そういう行動を取ってこられたのかどうか。あと、これも令和5年度になって急に看護師がやっぱり退職されたということで、休日・祭日と夜間の救急外来は受入れができなくなったということは、それは令和5年度ですから、そこらは承知しております。ただ、令和4年度中にやはり次の医師確保だとか、そういうことの行動は取ってこられなかったのかどうか、ちょっとお聞きします。

○委員長（本多耕平君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君） お答えいたします。

町立病院としてのこの間の対応についてのご説明をさせていただきたいと思うのですが、看護師と医師につきましても、人材派遣業者のほうに紹介いただけるように、コンサルを通じまして働きかけをしてきたところでございます。4年度につきましては、試験的に見たいという先生もいらして実際に働いてもらったのですが、やはりなかなか常勤で働く先生は来ないというところで、非常勤であればいらっしゃるのですけれども、なかなか長期間のスパンで働いていただける先生が来ないというところで現在に至っているというようなところで、病院としては多方面にかけて人材を募集するような働きかけはしてきたところですが、現在の状況であるというような部分でございます。

また、年に2回ほど関係大学の医局のほうに訪問しながらお願いしている状況でありますけれども、なかなか医局の先生の数の減少もありまして、なかなか思うような結果が出ていないというところでは反省すべきところなのかとは思っておりますけれども、ただ、病院としては手をこまねいたわけではなくて、何らかの行動はしてきたというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 医師の確保の部分については、私いろんなところで活動していますので、それについてご報告したいと思うのですが、令和4年度については、これは完全に北海道に対するトップレベルの交渉で自治大の医師を1年間の条件付で派遣していただいたということです。引き続き継続してということもお願いしたいのですが、やっぱりそれは難しいということで、この1年間、大変病院にはご迷惑、町民の皆さんにもご迷惑をかけたと思うのですが、現在まだ正式な手続はしていないのですが、来年4月1日から1名、内科の常勤の医師が標茶で働いていただけるということが内々で決定していますので、一応皆さんにちょっとご報告だけという、どういう方というのはまだ正式にはお話しできませんけれども、そういうことだということで少し安心していただければ、そんなふうに思っています。

○委員長（本多耕平君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 今、町長のほうから来年の4月からは、まだ確定ではないですけども、常勤でお医者さんが来て、また3名体制になるようなことの報告を受けましたけれども、やはり先ほど現状のということでどういうふうに捉えているかということとは、人口だとか入院患者だとか。そういうことから追っていつの適正な運営と。やはりちょっと、今、一般会計から6億円近いお金が病院に流れていくということでは、今後こういうことについても注意深く見ていかなければならない部分なのかなと、そういうふうに思っておりますので、より一層病院の経営についても一生懸命取り組んでやっていただくことを申し上げて、また、医者確保についても十分やってくれたということでは感謝申し上げます。

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ございますか。

齊藤君。

○委員（齊藤昇一君）（発言席） 昨日も議論されておりました不納欠損についてでございます。

昨日のお話でもありましたけれども、30年ほど前、当時の職員含めていろいろそういった問題が発生して、今現在、不納欠損も残っているということ、なかなか時間経過して難しい問題であると思います。昨日、副町長も最後ちらっと債権管理条例について言われていたと思いますけれども、その件についてお伺いを改めてしたいと思います。

地方自治体の管理については、地方自治法に基づいて延滞金徴収条例などがあると思います。それで、なかなか手続上いろいろと昔の過去のこと、あと法律上の問題、私債権、公債権、いろいろあると思います。その中で、最終的にはもうどうしようもなくなっただときの債権放棄までかなり至らない部分もあって、また、過去には議会に上程をして承認したという事例も標茶町にもあるみたいですけども、やはりこれというのは、ほかの町村も含めて、最近、債権の管理条例を制定している町村が北海道、釧路市あたりも最近やっていると思います。

その中で、各町村、財政上の問題だとか、財政改革推進に伴って債権回収の必要性だとか債権管理適正化の重要性が再認識されて、やはりそういったルールが町に必要なということで、ほかの町村もこの管理条例を推し進めていると、制定してきているということだと思います。うちの町におかれましても、ぜひともこういったルールをつくって条例化して、速やかに本当にこの条例を制定すべきと私は考えるのですが、その辺どうでしょうか。ぜひ早急に、町長の任期中とは言わないで、ぜひとも来年度に向けて今年度からスタートされてはどうかということでお答えを求めます。

○委員長（本多耕平君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

債権管理につきましては、税務課のほうに税外諸収入金収納対策委員会という委員会を事務局で持っておりまして、その中で税外含めて回収向上にどう対応するかということでは

取り組む組織、委員会を設置しております。

債権につきましては、公債権及び私債権に分かれます。公債権につきましては、滞納処分の規定のあるもの、要するに自力執行権があるものと滞納処分の規定のないものがございます。私債権につきましては、滞納処分の規定がございません。滞納処分のある公債権につきましては、税のほかに農業費分担金、介護保険料、あと後期高齢者保険料などがございます。公債権の中で滞納処分の規定のないものにつきましては、ごみ処理手数料と、社会教育施設の使用料等がございます。私債権につきましては滞納処分の規定がないものなのですが、これにつきましては、住宅使用料、学校給食費等々がございます。これらのものについて、特に私債権につきましては、滞納処分の規定がないということで、時効の規定はあるのですけれども、あくまで借りている側の時効の援用が要ると。時効になりましたよねということをもって権利が消滅するという内容になってございます。

そういった中で、各債権につきましては、それぞれ特色があるわけなのですが、長い年月経過しているものもございますので、これを町として総合的にどう取り扱うかということで、すみません、ちょっと手元に資料がないのですが、令和3年度に委員会の中で議論をして、町としてまずは債権管理マニュアルを整備して取り組んでいきたいと思います。ということで決定しておりまして、なかなか思うように進んでいない実情もあるのですけれども、そのような中で、そういったマニュアルの整備に向けて現状取り組んでいるところでございます。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 昨日、債権管理条例という言葉を私の口から出しましたので、私のほうからも少し補足をさせていただきたいと思います。

今、税務課長から税外徴収金に関することという部分で所管をいただいているところで、経過等について説明をさせてもらったところであります。

債権管理条例、実は不納欠損を決めるだけのものではありません。町の債権の扱い方を定義するものでありまして、それは債権の管理あるいは延滞金等々全般にわたって決めていくということになっております。それで、必ずしも全ての自治体が持っているというわけではありませんで、それぞれの自治体、歴史あるいは町の中の状況等々いろんなことを勘案しながら、必要に応じてつくるところはつくってきたという状況であります。今現在、標茶町では持っておりませんで、この先、適切な管理をしていく上では必要なものかもしれないということで、検討課題の一つとして上がってきているという状況であります。条例化をすることで果たして全てがうまくいくのかどうかということについては、これまでの標茶町の町のやり方、それから町民の側の受け止め方ということもありますので、そこは少し慎重に考えるべきところもあるのかなというところで難しさがありまして、先ほど税務課長が申し上げたように時間がかかっているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） ご理解はするのですけれども、私もこれがあるからといって全部が全部債権放棄につながるとかということではなくて、これの条例については、今、副町長も税務課長も言われたとおり、基本的に債権だとかそういった事務上の問題を含めた中を管理していくという話なのです。私は管理をできているのですかという意味を含めてこの辺を推し進めていただきたいなと思っているのですけれども、その辺どう思いますかね。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

税、それから税外徴収金について全般的に申し上げますと、納期限が到来して未納のものについては督促状を発付しておりますし、それから場合によっては債務者の生活状況等を調査しながらの法的措置等々についても取ってきているところでありまして、適切に運営されているという理解であります。

○委員長（本多耕平君） 齊藤君。

○委員（齊藤昇一君） そうですね。当然適切に管理されているとは思いますが、やはりこういった中で何十年もそういった不納欠損が続いている、同じようなものが続いているということについても、その辺も踏まえて、ぜひとも今後こういった条例等について推し進めて、制定に向けて尽力されたいなと思っております。

というのは、やはりこの問題というのは、そういう不納欠損、決算の問題ではありますが、役場職員の問題でもありますよね。結局これだけでなく、いろんなデスクの中に時限爆弾みたいなものが入っている部分もありますから、結局ロシアルーレットみたいくその担当職員が頑張って努力して仕事した時点で爆発するのですよ、これ。そうしたら、昔の職員の事例が、事件が、現職の担当職員が懲罰を受ける。そういったことがないように、ぜひ町長、どうですかね。そういったこともありますので、ぜひともそういった意味も、職員の問題でもあります。だから、ぜひとも早めに条例をつくってルール化して、いずれにしてもそういうことないような形も含めて、ぜひとも早急にお願いしたいなと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほども適切に処理されているというふうに思うという答弁をさせていただいておりますけれども、現時点でという前提がつくわけでありまして、前回この議論をしたときも申し上げたのですけれども、税外徴収委員会において全般的な調査検討をしながら標茶町にとって適切な方法を探っていこうということで、債権管理条例も含めた検討の指示をしているところであります。それについて若干時間がかかっておりますけれども、引き続きやらせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

（「以上で終わります」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君）（発言席） 私は、2点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目は、阿歴内ホースパーク、このことについて伺いたい。

本町としましても、馬を重点に「馬と共に暮らせる町…標茶」あるいは道東ホースタウンプロジェクト、こういうものを創設しながら馬と一緒に暮らせる、馬を振興する町として売り出そうとしておられる。それは令和4年度の決算書の中でうたわれておりますね。その令和4年度において、阿歴内ホースパークの利用状況あるいは管理その他について聞きたいのですが、教えていただきたいと、こう思います。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 阿歴内農村公園の利用状況については、農林課のほうからお答えさせていただきます。

令和2年の年明け以降、コロナの患者が増えて、地域活動もなかなかできないという中で、令和4年度ぐらいまでは農村公園の利用のほうは少なかったとは思いますが。直近の利用状況でお話しさせていただきます。先ほど申しましたとおり、令和4年度はコロナのほうはまだまだ落ちついていないということで、地域行事等がほとんど行われていなかったということで、直近の利用状況についてお話しさせていただきますと、9月23日に地域のほうで酪農祭が行われて、地域内外から160名ほどの参加があったというふうにお伺いしております。

それから、例年5月から9月までの間なのですが、地域振興会が近くの牧場に依頼して、馬2頭を公園内に放牧していると。目的としては、過去に馬を放牧していた経過があり、何もない公園だと寂しいというところから、そういった取組をしているというふうにお伺いしているところでございます。ちなみに参考までに、今年は酪農祭前にセントラル牧場のほうに馬を返したというふうに関西のほうからは伺っております。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 令和5年度についてお話ししていただいております。

令和4年度について、なかなかコロナのことでうまく活用できなかった。けれども、物凄くきれいに管理されているので、その管理している方は町が管理しているのか、地域が管理しているのか、あるいはその管理経費についてはどうなっているのですか、まだ答えてもらっていないと思うのですが。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） すみません。答弁を漏らしてしまいました。

公園の管理につきましては、毎年5月から10月の末まで維持管理を地域振興会のほうに委託しております。この委託料につきましては、中山間交付金事業のほうを活用させてもらっております。共同取組の経費の中から、この委託料のほうを出していただいていると

というような状況でございます。

それから、維持管理の内容についてなのですが、周辺の草刈りあるいは清掃、これは広場や、この公園には展望台もございます。それから管理棟、トイレも併設になっているのですが、あずまや等の周辺等を草刈り、清掃等をしていただいているというような状況でございます。

○委員長（本多耕平君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 分かりました。

それで、もう一つ伺いたいのは、以前、本町に3頭の馬がおったわけですが、ハフリンガーですか。それが相次いで死んで、現在はいないと。そういう中で、ロビーを見たら、標茶町の馬として Trotter 種というのですか、馬が1頭、本町の馬ですと、こういうふうに書いてございます。これはいつ、令和4年度に買われたのですか。どういうことなのですか。僕ちょっと失業していたものですから、いなかったもので分からないので、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

町有馬の関係なのですが、令和元年10月に契約しまして、Trotter 種を購入しております。

○委員長（本多耕平君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） そうしたら、令和元年に買われたということで、もうかなりの年馬ですね。購入金額及び現在の飼育状況並びに管理者、管理場所、こういうことを教えていただきたいと思います、こう思います。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） 馬の管理の部分なのですが、馬の管理者については、本町で地域おこし協力隊で活躍された方が引退されて、その方に今どさんこ Ranch というところ、そこの方が調教できるものですから、常に乗馬をできるコンディションにということで、今、預かっていただいております。

管理費のほうは、一月5万9,400円でございます。

馬の購入金額ですが、54万8,182円でございます。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 本町がこういう経緯が、Trotter 種、これを買って、恐らく調教して乗れる馬にするか、そういうことだと思うのですが、前段で述べた阿歴内のホースタウンというかな、馬の公園、それとこれ、今、本町が買った馬、これをうまくリンクして何かやろうとしているのか、令和4年度にはそれが見えてこないのですが、令和4年度はやっぱりコロナでできなかったと、こういうことでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えいたしたいと思います。

令和4年度は、阿歴内のほうではイベント等、酪農祭とかできなかったものですから、中止しているのですけれども、町有馬の部分につきましては、産業まつりの引き馬体験で活用させていただいております。

○委員長（本多耕平君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 令和4年度にやられたと、こういうことでよろしいですね。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） 令和4年度、5年度と産業まつりで使っております。

○委員長（本多耕平君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 令和4年度に関してのことで質問をさせていただきますが、どうしても将来構想に行きたくなるのですけれども、これは後にしますか。

○委員長（本多耕平君） うん、そう。後にしなさい。

○委員（櫻井一隆君） 一般質問か何かでさせていただきますので、どうもありがとうございました。

以上で、私は終わります。

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ございますか。

鴻池君。

○委員（鴻池智子君）（発言席） それでは、1点質問をさせていただきます。

令和4年度は新型コロナ感染で、皆さん本当に大変な思いをしたと思います。特にワクチン接種につきましては、職員の方々は本当に休日を返上しての対応となったと思っております。

そこで、令和4年度においてワクチン接種は希望者が対象となっておりますけれども、何人の町民の方が接種を受けたのか、その接種回数というものも伺いたしたいと思います。

2つ目は、接種後に副作用により健康被害を訴えた方は何人いたのか。

3つ目には、町に配付されたワクチンで何らかの理由で廃棄処分としなければならなかったというようなワクチンはあったのか。

4点目は、感染防止予防のために町として一番力を入れて取り組んできたこと、または一番苦勞したことは何だったのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

4点ほどの質問かと思いますが、まず1点目のワクチン接種の人数、町民の部分ですけれども、合計で1万480名というふうになります。回数別の接種者数でございますが、1回目の接種の方が232名、2回目接種の方が323名、3回目接種の方が3,797名、4回目接種の方が4,214名、5回目接種の方が1,914名、合わせて1万480名というふうになります。このうち、町のふれあい交流センターもしくは町立病院で接種をされた方が1万96名となります。残りの384名の方につきましては、町民の方ですけれども、町外の施設

に入所されている、もしくは町外の医療機関等に勤務をされておりまして、そちらで接種を受けた方というふうになっております。

2点目の副反応の部分でございますが、やはり通常の部分で接種を受けた後、体調不良を訴える方はいらっしゃいます。そういう部分につきましては、ふれあい交流センター接種後、一定程度待機をしていただいております、ほぼその待機の時間の中で回復されてお帰りになるというようなことが多いかというふうに思います。先日の臨時議会の中でも補正予算の中で説明をさせていただきましたが、お一人の方が接種後入院されたというケースがございまして、国の健康被害救済制度、そちらのほうの適用になられた方が1名いらっしゃいました。

3点目の廃棄処分の部分でございますが、基本的に管理の部分で廃棄になるということとはございませんでした。ただ、ワクチンの部分で言いますと、1アンプル当たり5回ないし6回の接種というふうな形になります。基本的には余さないような形で予約を受けている状況ではございますが、当日急なキャンセルとかという部分がありますと、1アンプル使い切らない場合もございますので、その部分については廃棄処分をさせていただいているところでございます。廃棄の方法につきましては、医療廃棄物といたしまして専門の業者のほうに廃棄を委託しているところでございます。

4点目の感染防止対策の部分ですけれども、ワクチンの広報等にも毎掲載させていただいておりますが、やはり3密の回避ですとか、マスクの着用、手指消毒、室内の換気等を十分に行う、そういったことが重要ではないのかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 本当に細かく答弁いただきましたけれども、ワクチンの廃棄に、これは医療廃棄物として処理されたということなのですから、ここにかかった費用というのは、どこから出されるものなののでしょうか。町からでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

この廃棄の部分については、通常のアンプルの廃棄の部分も含まれますので、併せて廃棄をするような形になっております。廃棄の費用の部分でございますが、この部分については医療機関に対しましてお1人当たり幾らというような国の算定に基づいてお支払いしているという部分がございまして、アンプル等の廃棄費用も医療機関にお支払いする費用の中に含まれているというふうに考えているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） では、もう一つなのですから、健康被害を訴えられた方、あそこで待機していた30分、15分の間の中では、その場で具合が悪くなったという人は多分そんなにいなかったと思うのですけれども、私もやっぱりアレルギーがあるものですから、

あそこで30分待機はいたします。その後、家に帰ってきてから、高熱が出たとか、二、三日、動けなくなりましたとかという相談というのは、町のほうにはもしか何かあったのでしょうか。あった場合に、町としては対応としてどのような対応を取られたのか、そこも伺います。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

一般的に接種後発熱される方というのは間々いらっしゃるかなというふうに思いますし、熱が出て大変でしたというようなお話も伺うことはございます。直接私どものほうに來た案件の部分、ちょっと今現状、私、承知していない部分もありまして大変申し訳ないのですが、一般的には市販の解熱剤等を服用して静養していただくことによって回復されているというふうに考えているところでございます。

○委員長（本多耕平君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） まず、令和4年度はこういう状況なのですけれども、令和5年度をまたいだらあれなののですけれども、引き続きこのウイルス対策というのは、これからもずっと多分続いていく問題なのではないかというふうに考えておりますので、本当に町民一人一人の命とかというものを守るために、引き続き町でもしっかりとこの部分に対応していただきたいなというふうに考えております。

質問を終わります。

（何事か言う声あり）

○委員長（本多耕平君） 着席願います。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 討論はないものと認めます。

これより認定第1号から認定第8号まで認定8案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

認定8案は、いずれも認定すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号まで、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（本多耕平君）　以上で本委員会に付託を受けました認定８案の審議は終了いたしました。

これをもって令和４年度標茶町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後　３時００分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長

